

新株式発行並びに株式売出届出目論見書

平成31年2月

カオナビ"

株式会社カオナビ

1. この届出目論見書により行うブックビルディング方式による株式756,500千円（見込額）の募集及び株式658,600千円（見込額）の売出し（引受人の買取引受による売出し）並びに株式232,290千円（見込額）の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）については、当社は金融商品取引法第5条により有価証券届出書を平成31年2月12日に関東財務局長に提出しておりますが、その届出の効力は生じておりません。

したがって、募集の発行価格及び売出しの売出価格等については今後訂正が行われます。

なお、その他の記載内容についても訂正されることがあります。

2. この届出目論見書は、上記の有価証券届出書に記載されている内容のうち、「第三部 特別情報」を除いた内容と同一のものであります。

新株式発行並びに株式売出届出目論見書

株式会社カオナビ

東京都港区元赤坂一丁目2番7号

本ページ及びこれに続く写真・図表等は、当社の概況等を要約・作成したものであります。
詳細は、本文の該当ページをご参照ください。

1. ミッション・ビジョン

当社は、「シンプルな仕組みで世の中をちょっと前へ。」というミッションのもと、「マネジメントが変わる新たなプラットフォームを。」というビジョンを掲げ、企業の人材情報をクラウド上で一元管理する『カオナビ』の提供を通じた事業展開を行っております。

ミッション シンプルな仕組みで世の中をちょっと前へ。

ビジョン マネジメントが変わる新たなプラットフォームを。

2. 事業の内容

顔写真が並ぶ、クラウド人材マネジメントシステム

労働人口の減少、雇用形態の多様化、産業構造のシフトなど日本の労働環境が大きく変化しつつあるなか、企業はさまざまな人事課題に直面しており、人材をいかに確保して、いかに活躍してもらうかなど、人材マネジメントの重要性が高まっています。『カオナビ』は、社員の顔や名前、経験、評価、スキルなどの人材情報を一元管理して可視化することで、最適な人材配置や抜擢といった人材マネジメントをサポートするシステムです。

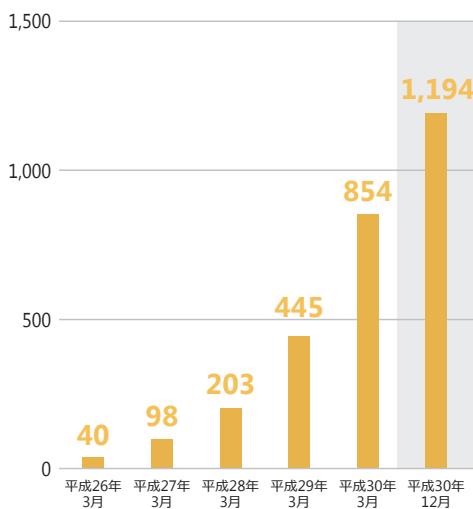


『カオナビ』の特徴

1. 人材マネジメント業務に特化
2. クラウド人材データベース
3. 社員の顔写真で直感的に操作

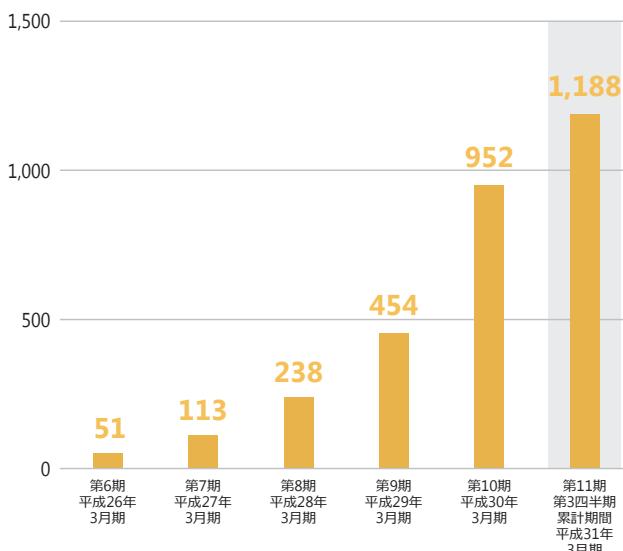
利用企業数の推移

(単位：社)



売上高の推移

(単位：百万円)



『カオナビ』の機能と効果

人材マネジメントに役立つさまざまな機能を提供することで、顧客の「働き方改革」推進と競争力強化に貢献してまいります。



業務効率化

クラウドに人材情報を一元管理



生産性向上

優秀人材の見える化で適材適所



人材開発

評価ワークフローで適正評価



離職防止

社内コミュニケーションの活性化



経営基盤強化

人材データ可視化で適切な人事戦略の立案



ビジネスモデル

当社の主な収益構造は、顧客に対してクラウド上で提供する『カオナビ』サービスの対価を、使用期間に応じて受領するサブスクリプションモデル（月額課金）モデルとなっております。

『カオナビ』の月額料金は登録人数に応じた料金体系となっており、ニーズに応じたプランをお選びいただけます。

1 人材情報の一元化

DATABASE
データベースプラン

~100人 : **39,800円/月（税抜）**

2 人事評価業務の効率化

PERFORMANCE
パフォーマンスプラン

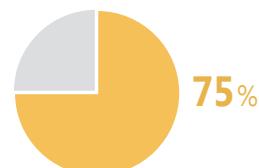
~100人 : **59,700円/月（税抜）**

3 さらに高度な戦略人事

STRATEGY
ストラテジープラン

~100人 : **79,600円/月（税抜）**

売上高ストック比率^{※2}
第11期第3四半期累計期間

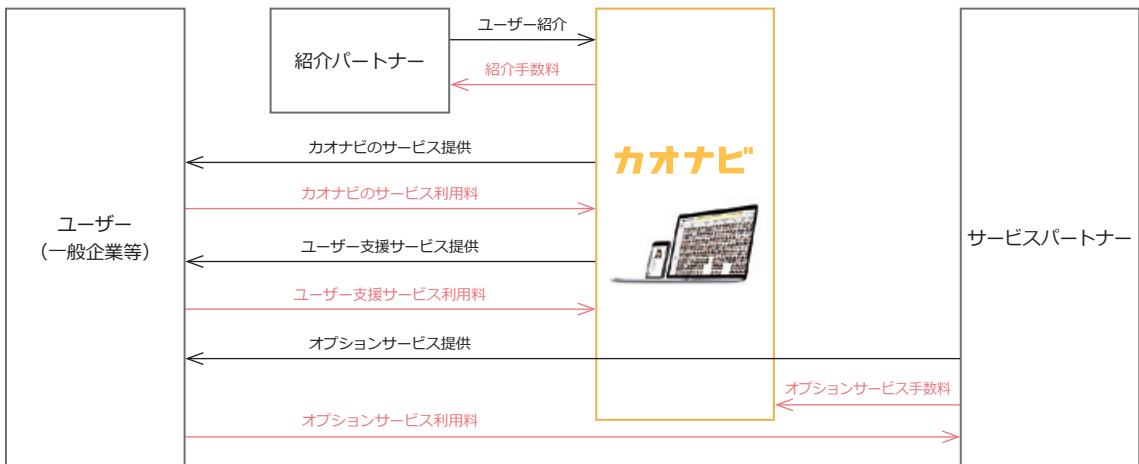


上記の料金体系は平成31年1月時点のものです。

※1 : Application Programming Interfaceの略称。APIを利用して自社のシステムと他社のシステムを連携することで、『カオナビ』上で外部サービスが利用できます

※2 : ストック収益である『カオナビ』の基本利用料（月額課金）の売上高に対する比率

事業系統図



3. 当社の特徴・強み

人材管理領域にフォーカス

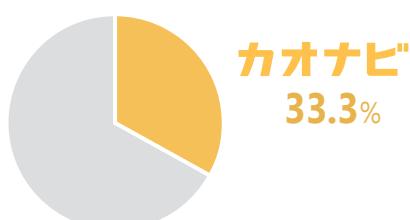
当社の事業領域は、勤怠管理・給与計算・社会保険・雇用契約などの労務管理領域ではなく、人事評価・人材配置・人材採用・人材育成などの人材管理領域となります。当社は、主に人材管理領域に経営資源を投下して事業成長を実現してまいります。



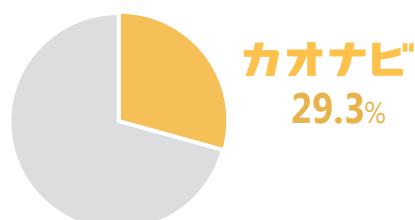
人材マネジメントのリーディング企業

当社は、平成24年4月に『カオナビ』の提供を開始して以来、企業の人材マネジメント活動の効率化・高度化を支援してきました。『カオナビ』は、業種や業態を問わず幅広い顧客に導入されており、国内においてトップシェアを誇っております。

出荷社数シェア※1



売上金額シェア※2



※1：株式会社ミック経済研究所「HRTechクラウド市場の実態と展望2018年度版－人事・配置クラウド」(2019年度見込み)

※2：株式会社アイ・ティ・アール「ITR Market View : 人事・人材管理市場2018」SaaS型人材管理市場 ベンダー別売上金額シェア (2017年度予測)

自由自在なカスタマイズ性

人材情報のなかで必要とされる項目は企業や業界によって異なります。そのため、データベースに入力できる項目が固定化されている場合には、一部の情報がシステム化されず、紙やエクセル等で別管理する必要が生じてしまいます。

『カオナビ』では工数と費用をかけず、顧客自身で簡単かつ自由自在にデータベースを構築することができ、人材情報の一元管理を実現します。



ドラッグ&ドロップで、データベースレイアウトを簡単カスタマイズ

カスタマーサクセス



当社は、サービスの継続利用が前提となるビジネスモデルであるため、顧客の満足度を高めるためのカスタマーサクセスを非常に重視しております。『カオナビ』の導入・定着を丁寧にサポートするだけでなく、セミナーや交流会を通じた顧客の学びや交流を推進するなど、『カオナビ』の導入効果を最大限享受していただく体制を整備しております。この結果、当社のサービスに対して94.5%^{*1}の顧客が継続利用を希望されており、今後も顧客価値を高めることで、高い継続率を維持できるよう努力してまいります。

4. 成長戦略

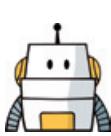
顧客基盤のさらなる拡大

当社が今後も高い成長率を維持していくためには、当社サービスの認知度を向上させ、新規顧客を獲得することが必要不可欠であると考えております。国内におけるクラウド人材マネジメントの普及度合いは十分ではなく、今後も積極的な広告推進などを通じてサービスの認知度向上を図るとともに、新規顧客の獲得に向けて、マーケティングの強化や紹介パートナーの拡大など営業機能の強化に努めてまいります。

顧客価値向上を目指した新たなサービスの提供

インターネット業界においては常に技術革新が起こっており、競争優位性を維持していくことは容易ではありません。また、顧客基盤の拡大に伴い顧客ニーズも多様化してまいります。当社は、今後も顧客ニーズを的確に捉え、その要望を入念に吟味しながら、顧客価値の向上を目指した継続的なサービス機能の拡充に努めてまいります。

今後リリース予定の新サービス事例

入社ワークフロー	BI ^{*2}	RPA ^{*3}	AI
<ul style="list-style-type: none">入社者情報のスムーズ登録既存システムとの連携可能 	<ul style="list-style-type: none">人事定量データを分析し、分かりやすくビジュアライズ表示 	<ul style="list-style-type: none">データ入出力の手間を削減外部サービスとのスムーズ連携 	<ul style="list-style-type: none">社員のコンディション分析、退職予測やハイパフォーマー分析など 

*1: 平成30年8月に当社が実施した効果検証アンケート結果に基づく (n=145)

*2: Business Intelligenceの略語で、企業内のデータを収集・蓄積・分析・加工することで、経営戦略のための意思決定を支援することをいいます

*3: Robotic Process Automationの略語で、主に単純な定型作業を、パソコンの中にあるソフトウェア型のロボットにより業務を自動化することをいいます

『カオナビ』のプラットフォーム化によるサービス連携の推進

顧客は人材マネジメントをより高度化するための外部サービスを必要に応じて利用可能であり、当社は、外部サービスの提供事業者に対して、『カオナビ』プラットフォームの提供を行っております。例えば、資本提携先である株式会社リクルートホールディングスのグループ会社とサービス連携を実施しており、今後は、自社サービスの提供に加え、外部サービスとの連携を加速していくことで、さらなる顧客価値の向上を目指してまいります。

サービス連携の事例

適性検査サービス「SPI3^{※1}」



- 「SPI3」の受検結果を自動的に『カオナビ』上に反映
- 社員の経験、評価、スキルなどの人材情報に加えて、人柄や性格の特徴も把握することで配置や異動、人材育成などの人事施策の精度を向上



人材採用サービス「TALENT FINDER」



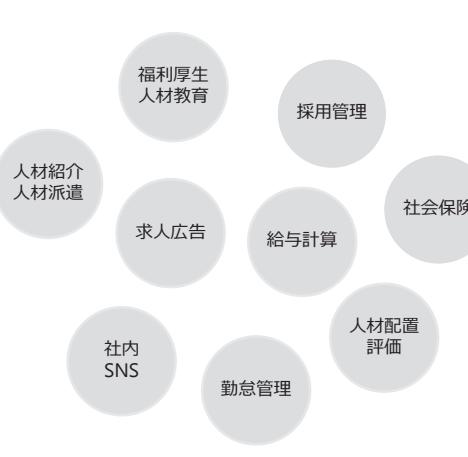
- 現場の採用担当者が、社内的人事部門を介すことなく直接求人応募が可能
- 株式会社リクルートキャリアの求職者データベースから、企業が求める人材要件に合った候補者を推薦・紹介



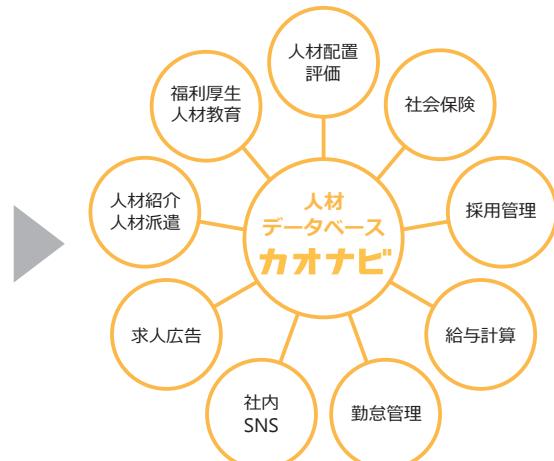
現在、HRテクノロジー^{※2}は「人材紹介・人材派遣」「採用管理」「勤怠計算」「給与計算」「人材配置・評価」などの分野ごとに課題を解決するサービスに留まっておりますが、今後は、「人材データベース」を軸に多数のサービスが連携して運用され、これまで以上に効率化が進み、生産性が高まっていくものと考えております。

当社は、「人材情報をクラウド上で一元管理できる」という機能優位性を活かして人材データベースとしてのハブ機能を備えることで、あらゆる人事・人材関連サービスにかかるプラットフォームを提供してまいります。

HRテクノロジーのいま



HRテクノロジーのこれから



※1：株式会社リクルートマネジメントソリューションズが企業向けに運営する適性検査サービス。豊富な実証データと心理測定技術の融合により、受検者の資質を「知的能力」と「性格」から測定し、性格や職務適応性などを定量的に把握することができます

※2：HR (Human Resource) とテクノロジーを組み合わせた概念で、人事領域におけるテクノロジーを活用したイノベーションの総称をいいます

5. 業績等の推移

提出会社の経営指標等

(単位:千円)

回 次	第6期	第7期	第8期	第9期	第10期	第11期 第3四半期
決 算 年 月	平成26年3月	平成27年3月	平成28年3月	平成29年3月	平成30年3月	平成30年12月
売上高	51,228	113,413	238,963	454,822	952,417	1,188,980
経常損失（△）	△10,140	△2,834	△56,433	△213,568	△249,725	△101,682
当期（四半期）純損失（△）	△10,321	△5,007	△38,764	△207,318	△282,968	△102,080
持分法を適用した場合の投資利益	-	-	-	-	-	-
資本金	40,000	90,400	90,400	240,850	440,850	441,400
発行済株式総数						
普通株式	(株)	290	3,460	3,460	3,460	38,600
A種優先株式		-	-	-	708	7,080
純資産額		26,284	122,077	83,313	176,895	293,927
総資産額		36,651	143,691	167,935	381,200	882,035
1株当たり純資産額	(円)	90,636.13	35,282.49	24,078.90	△29.75	△1.53
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額)	(円)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
1株当たり当期（四半期）純損失金額（△）(円)	(円)	△36,860.20	△1,487.25	△11,203.59	△51.77	△65.91
潜在株式調整後1株当たり 当期（四半期）純利益金額	(円)	-	-	-	-	-
自己資本比率	(%)	71.7	85.0	49.6	46.4	33.3
自己資本利益率	(%)	-	-	-	-	-
株価収益率	(倍)	-	-	-	-	-
配当性向	(%)	-	-	-	-	-
営業活動によるキャッシュ・フロー		-	-	-	△123,204	△75,626
投資活動によるキャッシュ・フロー		-	-	-	△39,830	△141,965
財務活動によるキャッシュ・フロー		-	-	-	312,617	553,976
現金及び現金同等物の期末（四半期末）残高		-	-	-	250,578	586,963
従業員数	(人)	4	9	19	34	81

(注)1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移について記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません

3. 持分法を適用した場合の投資利益については、当社は関連会社を有していないため記載しておりません。

4.1株当たり配当額及び配当性向については、配当を実施していないため、記載しておりません。

4. 1株当たり純益留保及び配当は、純益を分配しない限りでの、記載しておりません。
5. 潜在株式調整後1株当たり当期（四半期）純利益金額については、潜在株式が存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できず、また、1株当たり当期（四半期）純損失金額であるため記載しておりません。

6.自己資本利益率については、当期（四半期）純損失が計上されているため、記載しておりません。

7. 株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。

8. 第6期、第7期及び第8期については、キャッシュ・フロー計算書を作成してい

9. 従業員数は就業人員数であります。なお、平均臨時雇用者数については従業員数の100分の10未満であるため、記載を省略しております。

10 平成27年3月31日付で普通株式1株につき10株の株式分割を行っております。当該株式分割が第7期の期首に行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株

11. 平成30年3月28日付で普通株式1株につき10株の株式分割を行っております。当該株式分割が第7期の期首に行なわれたこと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり当期(四半期)純損失金額(△)を算定しております。

12. 第9期及び第10期の財務諸表については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づき作成しており、金融商品を行っております。当該株式分割が第9期の期首に行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり当期(四半期)純損益額(△)を算定しております。

取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任 あづさ監査法人により監査を受けております。また、第11期第4四半期の四半期財務諸表については、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第63号)に基づき作成しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任 あづさ監査法人の四半期レビューを受けております。なお、第6期、第7期及び第8期については、「会社計算規則」(平成18年法務省令第13号)の規定に基づき算出した各数値を記載しており、当該各数値については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく有限責任 あづさ監査法人の監査を受けておりません。

13. 第11期第3四半期における売上高、経常損失、四半期純損失及び1株当たり四半期純損失金額(△)については、第11期第3四半期累計期間の数値を、資本金、発行済株式総数、純資産額、総資産額及び自己資本比率については、第11期第3四半期会計期間末の数値を記載しております。

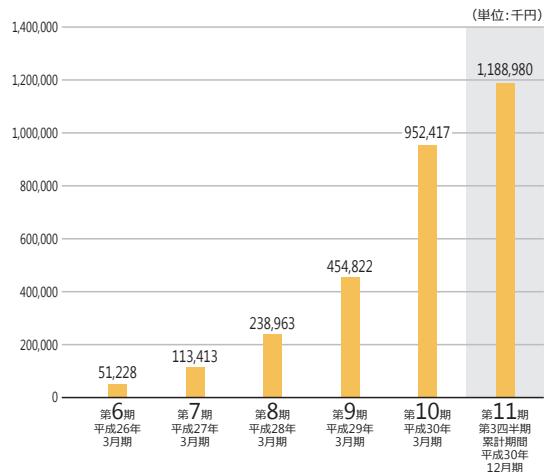
14.当社は、平成27年3月31日付で普通株式1株につき10株の株式分割、平成30年3月28日付で普通株式1株につき10株、A種優先株式1株につき10株の株式分割、及び平成30年12月15日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っております。

そこで、東京証券取引所自規制法人（現：日本取引所自規制法人）の引受担当者宛通知『新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）』の作成上の留意点について』（平成24年8月21日付東証審上第133号）に基づき、第6期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算出した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。

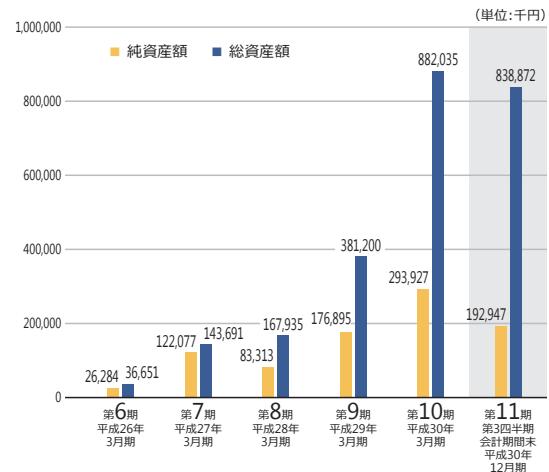
なお、第6期、第7期及び第8期の数値（1株当たり配当額についてはすべての数値）については、有限責任 あずさ監査法人の監査を受けておりません。

回 次	第6期	第7期	第8期	第9期	第10期	第11期 第3四半期
決 算 年 月	平成26年3月	平成27年3月	平成28年3月	平成29年3月	平成30年3月	平成30年12月
1株当たり純資産額 (円)	9.06	35.28	24.08	△29.75	△1.53	-
1株当たり当期(四半期)純損失金額(△)(円)	△3.69	△1.49	△11.20	△51.77	△65.91	△22.30
潜在株式調整後1株当たり 当期(四半期)純利益金額 (円)	-	-	-	-	-	-
1株当たり配当額 (円) (うち1株当たり中間配当額)	-	-	-	-	-	-

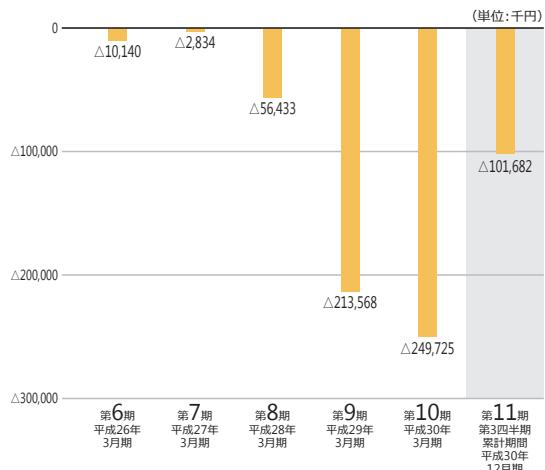
売上高



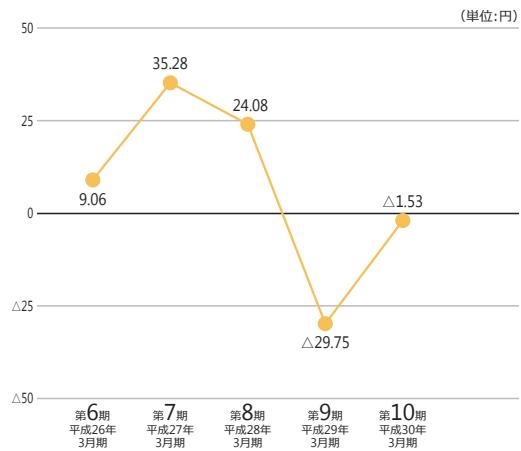
純資産額／総資産額



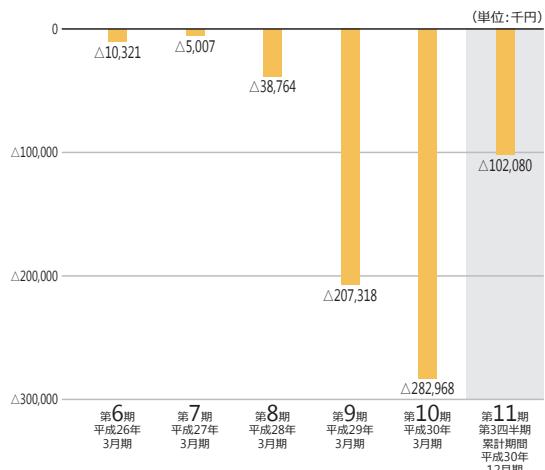
経常損失 (△)



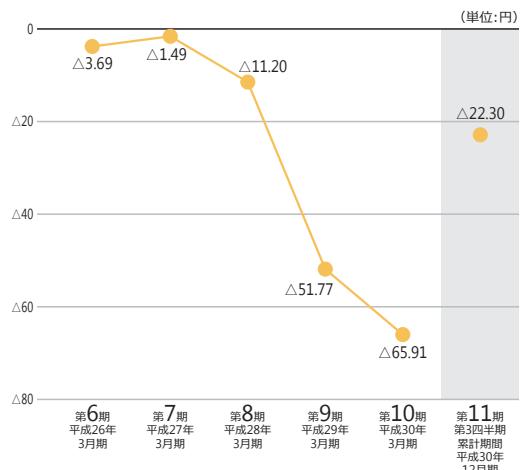
1株当たり純資産額



当期(四半期) 純損失 (△)



1株当たり当期(四半期) 純損失金額 (△)



(注) 平成27年3月31日付で普通株式1株につき10株の株式分割、平成30年3月28日付で普通株式1株につき10株、A種優先株式1株につき10株の株式分割、及び平成30年12月15日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っておりますので、第6期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算出した場合の1株当たり指標の数値を記載しております。

目次

	頁
表紙	
第一部 証券情報	1
第1 募集要項	1
1. 新規発行株式	1
2. 募集の方法	2
3. 募集の条件	3
4. 株式の引受け	4
5. 新規発行による手取金の使途	5
第2 売出要項	6
1. 売出株式（引受人の買取引受による売出し）	6
2. 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）	7
3. 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）	8
4. 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）	8
募集又は売出しに関する特別記載事項	9
第二部 企業情報	11
第1 企業の概況	11
1. 主要な経営指標等の推移	11
2. 沿革	13
3. 事業の内容	14
4. 関係会社の状況	18
5. 従業員の状況	19
第2 事業の状況	20
1. 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等	20
2. 事業等のリスク	23
3. 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	26
4. 経営上の重要な契約等	30
5. 研究開発活動	30
第3 設備の状況	31
1. 設備投資等の概要	31
2. 主要な設備の状況	31
3. 設備の新設、除却等の計画	32
第4 提出会社の状況	33
1. 株式等の状況	33
2. 自己株式の取得等の状況	48
3. 配当政策	49
4. 株価の推移	49
5. 役員の状況	50
6. コーポレート・ガバナンスの状況等	51

第5 経理の状況	57
1. 財務諸表等	58
(1) 財務諸表	58
(2) 主な資産及び負債の内容	93
(3) その他	94
第6 提出会社の株式事務の概要	95
第7 提出会社の参考情報	96
1. 提出会社の親会社等の情報	96
2. その他の参考情報	96
第四部 株式公開情報	97
第1 特別利害関係者等の株式等の移動状況	97
第2 第三者割当等の概況	99
1. 第三者割当等による株式等の発行の内容	99
2. 取得者の概況	101
3. 取得者の株式等の移動状況	102
第3 株主の状況	103
[監査報告書]	106

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書	
【提出先】	関東財務局長	
【提出日】	平成31年2月12日	
【会社名】	株式会社カオナビ	
【英訳名】	kaonavi, inc.	
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 柳橋 仁機	
【本店の所在の場所】	東京都港区元赤坂一丁目2番7号	
【電話番号】	03-5775-3821 (代表)	
【事務連絡者氏名】	執行役員コーポレート本部長 藤田 豪人	
【最寄りの連絡場所】	東京都港区元赤坂一丁目2番7号	
【電話番号】	03-5775-3821 (代表)	
【事務連絡者氏名】	執行役員コーポレート本部長 藤田 豪人	
【届出の対象とした募集(売出)有価証券の種類】	株式	
【届出の対象とした募集(売出)金額】	募集金額 ブックビルディング方式による募集 売出金額 (引受人の買取引受による売出し) ブックビルディング方式による売出し (オーバーアロットメントによる売出し) ブックビルディング方式による売出し (注) 募集金額は、有価証券届出書提出時における見込額（会社法上の払込金額の総額）であり、売出金額は、有価証券届出書提出時における見込額であります。	756,500,000円 658,600,000円 232,290,000円
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。	

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数（株）	内容
普通株式	500,000（注）3	完全議決権株式であり、株主としての権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 また、単元株式数は100株となっております。

- (注) 1 平成31年2月12日開催の取締役会決議によっております。
- 2 当社は、平成31年2月12日開催の取締役会において、当社の発行する株式を下記振替機関（社債、株式等の振替に関する法律第2条第2項に規定する振替機関をいう。以下同じ。）にて取扱うことについて同意することを決議しております。
- 名称 株式会社証券保管振替機構
住所 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
- 3 発行数については、平成31年2月26日開催予定の取締役会において変更される可能性があります。
- 4 「第1 募集要項」に記載の募集（以下、「本募集」という。）並びに「第2 売出要項」の「1 売出株式（引受人の買取引受による売出し）」及び「2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）」に記載の引受人の買取引受による売出しにあたっては、その需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを追加的に行う場合があります。
なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「第2 売出要項」の「3 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）」及び「4 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）」をご参照下さい。
- 5 オーバーアロットメントによる売出しに関連して、上記とは別に平成31年2月12日開催の取締役会において、大和証券株式会社を割当先とする第三者割当増資を行うことを決議しております。
なお、その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。
- 6 本募集及び引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容につきましては、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご参照下さい。

2 【募集の方法】

平成31年3月7日に決定される引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者（以下、「第1 募集要項」において「引受人」という。）は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（発行価格）で募集を行います。

引受価額は発行価額（平成31年2月26日開催予定の取締役会において決定される払込金額と同額）以上の価額となります。引受人は払込期日に引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社東京証券取引所（以下、「取引所」という。）の定める「有価証券上場規程施行規則」第233条の規定に定めるブックビルディング方式（株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握したうえで発行価格等を決定する方法をいう。）により決定する価格で行います。

区分	発行数（株）	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
入札方式のうち入札による募集	—	—	—
入札方式のうち入札によらない募集	—	—	—
ブックビルディング方式	500,000	756,500,000	445,000,000
計（総発行株式）	500,000	756,500,000	445,000,000

（注） 1 全株式を引受人の買取引受けにより募集いたします。

- 2 上場前の公募増資等を行うに際しての手続き等は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則により規定されております。
- 3 発行価額の総額は、会社法第199条第1項第2号所定の払込金額の総額であり、有価証券届出書提出時における見込額であります。
- 4 資本組入額の総額は、資本金に組入れる額の総額であり、有価証券届出書提出時における想定発行価格（1,780円）の2分の1相当額を資本金に組入れることを前提として算出した見込額であります。
- 5 有価証券届出書提出時における想定発行価格（1,780円）で算出した場合、本募集における発行価格の総額（見込額）は890,000,000円となります。

3 【募集の条件】

(1) 【入札方式】

①【入札による募集】

該当事項はありません。

②【入札によらない募集】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

発行価格 (円)	引受価額 (円)	発行価額 (円)	資本組入 額(円)	申込株数 単位 (株)	申込期間	申込証拠 金(円)	払込期日
未定 (注) 1	未定 (注) 1	未定 (注) 2	未定 (注) 3	100	自 平成31年3月8日(金) 至 平成31年3月13日(水)	未定 (注) 4	平成31年3月14日(木)

(注) 1 発行価格はブックビルディング方式によって決定いたします。

発行価格の決定に当たり、平成31年2月26日に仮条件を提示する予定であります。

当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、平成31年3月7日に発行価格及び引受価額を決定する予定であります。

仮条件は、事業内容、経営成績及び財政状態、事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見その他を総合的に勘案して決定する予定であります。

需要の申告の受け付けに当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。

- 2 平成31年2月26日開催予定の取締役会において、発行価額を決定する予定であります。また、前記「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格と発行価額及び平成31年3月7日に決定する予定の引受価額とは各々異なります。募集株式は全株を引受人が買取ることとしており、発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。
- 3 平成31年2月12日開催の取締役会において、増加する資本金及び資本準備金に関する事項として、増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとすること、及び増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とすることを決議しております。この取締役会決議に基づき、平成31年3月7日に資本組入額（資本金に組入れる額）を決定する予定であります。
- 4 申込証拠金は、発行価格と同一の金額とし、利息をつけません。
申込証拠金のうち引受価額相当額は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。
- 5 株式受渡期日は、平成31年3月15日（金）（以下、「上場（売買開始）日」という。）の予定であります。当社普通株式の取引所への上場に伴い、株式会社証券保管振替機構が振替機関として当社普通株式を取扱う予定であり、上場（売買開始）日から売買を行うことができます。なお、当社は株券を発行しておらず、株券の交付は行いません。
- 6 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。
- 7 申込みに先立ち、平成31年2月28日から平成31年3月6日までの間で引受人に対して、当該仮条件を参考として需要の申告を行うことができます。当該需要の申告は変更又は撤回することが可能であります。販売に当たりましては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。
- 引受人及びその委託販売先金融商品取引業者は、各社の定める配分の基本方針及び社内規則等に従い販売を行う方針であります。配分の基本方針については各社の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認下さい。
- 8 引受価額が発行価額を下回る場合は株式の募集を中止いたします。

①【申込取扱場所】

後記「4 株式の引受け」欄の引受人及びその委託販売先金融商品取引業者の全国の本支店及び営業所で申込みの取扱いをいたします。

②【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社みずほ銀行 虎ノ門支店	東京都港区虎ノ門1丁目2番3号

(注) 上記の払込取扱場所での申込みの取扱いは行いません。

4【株式の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数(株)	引受けの条件
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号		1 買取引受けによります。 2 引受人は新株式払込金として、平成31年3月14日までに払込取扱場所へ引受価額と同額を払込むことといたします。 3 引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号		
東海東京証券株式会社	愛知県名古屋市中村区名駅四丁目7番1号		
マネックス証券株式会社	東京都港区赤坂一丁目12番32号	未定	
株式会社SBI証券	東京都港区六本木一丁目6番1号		
エース証券株式会社	大阪府大阪市中央区本町二丁目6番11号		
計	—	500,000	—

- (注) 1 引受株式数は、平成31年2月26日開催予定の取締役会において決定する予定であります。
 2 上記引受人と発行価格決定日（平成31年3月7日）に元引受契約を締結する予定であります。ただし、元引受契約の締結後、同契約の解除条項に基づき、同契約を解除した場合、株式の募集を中止いたします。
 3 引受人は、上記引受株式数のうち、2,000株を上限として、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に委託販売する方針であります。

5 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
890,000,000	11,000,000	879,000,000

- (注) 1 払込金額の総額は、引受価額の総額であり、有価証券届出書提出時における想定発行価格（1,780円）を基礎として算出した見込額であります。平成31年2月26日開催予定の取締役会で決定される会社法第199条第1項第2号所定の払込金額の総額とは異なります。
- 2 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税（以下、「消費税等」という。）は含まれておりません。
- 3 引受手数料は支払わないとため、「発行諸費用の概算額」は、これ以外の費用を合計したものであります。

(2) 【手取金の使途】

上記の手取概算額879,000千円及び「1 新規発行株式」の（注）5に記載の第三者割当増資の手取概算額上限230,290千円については、事業の拡大に伴う人材確保に係る人件費（各期の増加見込額）に600,645千円（平成32年3月期253,022千円、平成33年3月期347,623千円）、認知度向上及び顧客基盤拡大に係るマーケティング費（各期の増加見込額）に211,640千円（平成32年3月期86,498千円、平成33年3月期125,142千円）、『カオナビ』サービスに付随する新機能開発に係る開発費や人材採用に係る採用費（各期の発生見込額）に残額（平成32年3月期234,360千円、平成33年3月期残額）を充当する予定であります。

なお、具体的な充当時期までは、安全性の高い金融商品等で運用する方針であります。

第2【売出要項】

1 【売出株式（引受人の買取引受による売出し）】

平成31年3月7日に決定される引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）（2）ブックビルディング方式」に記載の金融商品取引業者（以下、「第2 売出要項」において「引受人」という。）は、下記売出入人から買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（売出価格、発行価格と同一の価格）で売出しを行います。引受人は株式受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は引受人に対して引受手数料を支払いません。

種類	売出数（株）		売出価額の総額（円）	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
普通株式	入札方式のうち入札による売出し	—	—	—
	入札方式のうち入札によらない売出し	—	—	—
	ブックビルディング方式	370,000	658,600,000	東京都新宿区 柳橋 仁機 152,000株 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号 グランツウキヨウ ノースタワー 大和ベンチャー1号投資事業有限責任組合 140,000株 東京都千代田区丸の内二丁目4番1号 丸の内ビルディング34階 NVCC 7号投資事業有限責任組合 78,000株
計(総売出株式)	—	370,000	658,600,000	—

- (注) 1 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則により規定されています。
- 2 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の（注）2に記載した振替機関と同一であります。
- 3 「第1 募集要項」における株式の募集を中止した場合には、引受人の買取引受による売出しも中止いたします。
- 4 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格（1,780円）で算出した見込額であります。
- 5 売出数等については今後変更される可能性があります。
- 6 本募集並びに引受人の買取引受による売出しにあたっては、その需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを追加的に行う場合があります。
なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「3 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）」及び「4 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）」をご参照下さい。
- 7 本募集及び引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容につきましては、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご参照下さい。

2 【売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）】

(1) 【入札方式】

①【入札による売出し】

該当事項はありません。

②【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

売出価格 (円)	引受価額 (円)	申込期間	申込株 数単位 (株)	申込証拠 金(円)	申込受付場所	引受人の住所及び氏名又は 名称	元引受契 約の内容
未定 (注) 1 (注) 2	未定 (注) 2	自 平成31年 3月8日(金) 至 平成31年 3月13日(水)	100	未定 (注) 2	引受人及びその委 託販売先金融商品 取引業者の本支店 及び営業所	東京都千代田区丸の内一丁 目9番1号 大和証券株式会社	未定 (注) 3

- (注) 1 売出価格の決定方法は、「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注) 1と同様であります。
- 2 売出価格、引受価額及び申込証拠金は、ブックビルディング方式による募集の発行価格、引受価額及び申込証拠金とそれ同一といたします。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。
- 3 引受人の引受価額による買取引受によることとし、その他元引受契約の内容、売出しに必要な条件は、売出価格決定日（平成31年3月7日）に決定いたします。
なお、元引受契約においては、引受手数料は支払われません。ただし、売出価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
- 4 上記引受人と平成31年3月7日に元引受契約を締結する予定であります。ただし、元引受契約の締結後、同契約の解除条項に基づき、同契約を解除した場合、株式の売出しを中止いたします。
- 5 株式受渡期日は、上場（売買開始）日（平成31年3月15日（金））の予定であります。当社普通株式の取引所への上場に伴い、株式会社証券保管振替機構が振替機関として当社普通株式を取扱う予定であり、上場（売買開始）日から売買を行うことができます。なお、当社は株券を発行しておらず、株券の交付は行いません。
- 6 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。
- 7 上記引受人及びその委託販売先金融商品取引業者の販売方針は、「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注) 7に記載した販売方針と同様であります。

3 【売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）】

種類	売出数（株）	売出価額の総額（円）	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
普通株式	入札方式のうち入札による売出し	—	—
	入札方式のうち入札によらない売出し	—	—
	ブックビルディング方式	130,500	232,290,000 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号 大和証券株式会社
計(総売出株式)	—	130,500	232,290,000

- (注) 1 オーバーアロットメントによる売出しは、「第1 募集要項」に記載の募集及び引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案して行われる大和証券株式会社による売出であります。売出数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少し、又は全く行わない場合があります。
- 2 オーバーアロットメントによる売出しに関連して、大和証券株式会社は、平成31年3月15日から平成31年3月22日までの期間（以下、「シンジケートカバー取引期間」という。）、取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下、「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。その内容につきましては、「募集又は売出しに関する特別記載事項2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。
- 3 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則により規定されております。
- 4 「第1 募集要項」における株式の募集を中止した場合には、オーバーアロットメントによる売出しも中止いたします。
- 5 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格（1,780円）で算出した見込額であります。
- 6 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の（注）2に記載した振替機関と同一であります。

4 【売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）】

(1) 【入札方式】

- ①【入札による売出し】
該当事項はありません。

- ②【入札によらない売出し】
該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

売出価格（円）	申込期間	申込株数単位（株）	申込証拠金（円）	申込受付場所	引受人の住所及び氏名又は名称	元引受契約の内容
未定 (注) 1	自 平成31年3月8日(金) 至 平成31年3月13日(水)	100	未定 (注) 1	大和証券株式会社及び その委託販売先金融商品取引業者の本支店及び営業所	—	—

- (注) 1 売出価格及び申込証拠金については、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格及び申込証拠金とそれぞれ同一といたします。ただし、申込証拠金には利息をつけません。
- 2 売出しに必要な条件については、売出価格決定日（平成31年3月7日）において決定する予定であります。
- 3 株式受渡期日は、引受人の買取引受による売出しにおける株式受渡期日と同じ上場（売買開始）日（平成31年3月15日（金））の予定であります。当社普通株式の取引所への上場に伴い、株式会社証券保管振替機構が振替機関として当社普通株式を取扱う予定であり、上場（売買開始）日から売買を行うことができます。なお、当社は株券を発行しておらず、株券の交付は行いません。
- 4 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。
- 5 大和証券株式会社及びその委託販売先金融商品取引業者の販売方針は、「第1 募集要項 3 募集の条件(2) ブックビルディング方式」の（注）7に記載した販売方針と同様であります。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

1. 東京証券取引所マザーズへの上場について

当社普通株式は、「第1 募集要項」における募集株式及び「第2 売出要項」における売出株式を含め、大和証券株式会社を主幹事会社（以下、「主幹事会社」という。）として、平成31年3月15日に東京証券取引所マザーズへ上場される予定であります。

2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、主幹事会社が当社株主より借受ける株式であります。これに関連して、当社は、平成31年2月12日開催の取締役会において、主幹事会社を割当先とする以下の内容の第三者割当による募集株式発行（以下、「本件第三者割当増資」という。）の決議を行っております。

募集株式の種類及び数	当社普通株式 130,500株
募集株式の払込金額	未定（「第1 募集要項」に記載の募集株式の払込金額と同一とする。）
割当価格	未定（「第1 募集要項」に記載の募集株式の引受価額と同一とする。）
払込期日	平成31年3月27日
増加資本金及び資本準備金に関する事項	増加する資本金の額は、割当価格を基礎とし、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
払込取扱場所	東京都港区虎ノ門1丁目2番3号 株式会社みずほ銀行 虎ノ門支店

主幹事会社は、当社株主から借受けた株式を、本件第三者割当増資による株式の割当て又は下記のシンジケートカバー取引もしくはその双方により取得した株式により返還します。

また、主幹事会社は、上場（売買開始）日から平成31年3月22日までの間、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とし、当社株主から借受けている株式の返還に充当するために、シンジケートカバー取引を行う場合があります。

なお、主幹事会社は、シンジケートカバー取引により取得した株式数については、割当てに応じない予定でありますので、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数が減少する、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

また、シンジケートカバー取引期間内においても、主幹事会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わないか、又は買い付けた株式数が上限株式数に達しなくともシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

3. ロックアップについて

本募集並びに引受人の買取引受による売出しに関連して、売出入人かつ貸株人である柳橋仁機、並びに当社の株主である合同会社RSIファンド1号、佐藤寛之、柳橋千弘及び佐藤菜津子は、主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場日（当日を含む）後180日目（平成31年9月10日）までの期間、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却等（ただし、引受人の買取引受による売出し及びグリーンショーオプションの対象となる当社普通株式を主幹事会社が取得すること等を除く。）を行わない旨を合意しております。

また、売出入人である大和ベンチャー1号投資事業有限責任組合及びNVCC7号投資事業有限責任組合、並びに当社株主である株式会社アスパイア、田丸拓也及びNVCC8号投資事業有限責任組合は、保有する株式のうち計1,328,000株について、主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場日（当日を含む）後90日目（平成31年6月12日）までの期間、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却等（ただし、引受人の買取引受による売出し、及び当社普通株式の売却価格が本募集等における発行価格又は売出価格の1.5倍以上であって、株式会社東京証券取引所取引での売却等を除く。）を行わない旨を合意しております。

さらに、当社の新株予約権を保有する柳橋仁機、佐藤寛之、島浩文、井上萌子、福田健、鈴木優一、持田雄次及び深見彩乃は、主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場日（当日を含む）後180日目（平成31年9月10日）までの期間、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社新株予約権及び新株予約権の行使により取得した当社普通株式の売却等を行わない旨を合意しております。

当社は主幹事会社に対し、ロックアップ期間中は主幹事会社の事前の書面による同意なしに、当社普通株式の発行、当社普通株式に転換もしくは交換される有価証券の発行又は当社普通株式を取得もしくは受領する権利を付与された有価証券の発行等（ただし、本募集、グリーンショーオプション、株式分割及びストックオプションにかかる発行等を除く。）を行わない旨合意しております。

ロックアップ期間終了後には上記取引が可能となります、当該取引が行われた場合には、当社株式の市場価格に影響が及ぶ可能性があります。

なお、上記のいずれの場合においても、主幹事会社はロックアップ期間であっても、その裁量で当該合意の内容を全部もしくは一部につき解除できる権限を有しております。

上記のほか、当社は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則の規定に基づき、上場前の第三者割当等による募集株式の割当等に関し、割当を受けた者との間で継続所有等の確約を行っております。その内容については、「第四部 株式公開情報 第2 第三者割当等の概況」をご参照下さい。

第二部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

提出会社の状況

回次	第6期	第7期	第8期	第9期	第10期
決算年月	平成26年3月	平成27年3月	平成28年3月	平成29年3月	平成30年3月
売上高 (千円)	51,228	113,413	238,963	454,822	952,417
経常損失(△) (千円)	△10,140	△2,834	△56,433	△213,568	△249,725
当期純損失(△) (千円)	△10,321	△5,007	△38,764	△207,318	△282,968
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	—	—	—	—	—
資本金 (千円)	40,000	90,400	90,400	240,850	440,850
発行済株式総数 普通株式 (株)	290	3,460	3,460	3,460	38,600
A種優先株式	—	—	—	708	7,080
純資産額 (千円)	26,284	122,077	83,313	176,895	293,927
総資産額 (千円)	36,651	143,691	167,935	381,200	882,035
1株当たり純資産額 (円)	90,636.13	35,282.49	24,078.90	△29.75	△1.53
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
1株当たり当期純損失金額(△) (円)	△36,860.20	△1,487.25	△11,203.59	△51.77	△65.91
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 金額 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	71.7	85.0	49.6	46.4	33.3
自己資本利益率 (%)	—	—	—	—	—
株価収益率 (倍)	—	—	—	—	—
配当性向 (%)	—	—	—	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	△123,204	△75,626
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	△39,830	△141,965
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	312,617	553,976
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	—	—	—	250,578	586,963
従業員数 (人)	4	9	19	34	81

- (注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 持分法を適用した場合の投資利益については、当社は関連会社を有していないため記載しておりません。
4. 1株当たり配当額及び配当性向については、配当を実施していないため、記載しておりません。
5. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できず、また、1株当たり当期純損失金額であるため記載しておりません。
6. 自己資本利益率については、当期純損失が計上されているため、記載しておりません。
7. 株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。
8. 第6期、第7期及び第8期については、キャッシュ・フロー計算書を作成していないため、キャッシュ・フローに係る各項目については、記載しております。
9. 従業員数は就業人員数であります。なお、平均臨時雇用者数については従業員数の100分の10未満であるため、記載を省略しております。

10. 平成27年3月31日付で普通株式1株につき10株の株式分割を行っております。当該株式分割が第7期の期首に行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純損失金額(△)を算定しております。
11. 平成30年3月28日付で普通株式1株につき10株、A種優先株式1株につき10株の株式分割、及び平成30年12月15日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っております。当該株式分割が第9期の期首に行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純損失金額(△)を算定しております。
12. 第9期及び第10期の財務諸表については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づき作成しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任あずさ監査法人により監査を受けております。
なお、第6期、第7期及び第8期については、「会社計算規則」(平成18年法務省令第13号)の規定に基づき算出した各数値を記載しており、当該各数値については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく有限責任あずさ監査法人の監査を受けておりません。
13. 当社は、平成27年3月31日付で普通株式1株につき10株の株式分割、平成30年3月28日付で普通株式1株につき10株、A種優先株式1株につき10株の株式分割、及び平成30年12月15日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っております。
そこで、東京証券取引所自主規制法人(現 日本取引所自主規制法人)の引受担当者宛通知「『新規上場申請のための有価証券報告書(Iの部)』の作成上の留意点について」(平成24年8月21日付東証上審第133号)に基づき、第6期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算出した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。
なお、第6期、第7期及び第8期の数値(1株当たり配当額についてはすべての数値)については、有限責任あずさ監査法人の監査を受けておりません。

回次	第6期	第7期	第8期	第9期	第10期
決算年月	平成26年3月	平成27年3月	平成28年3月	平成29年3月	平成30年3月
1株当たり純資産額 (円)	9.06	35.28	24.08	△29.75	△1.53
1株当たり当期純損失金額(△) (円)	△3.69	△1.49	△11.20	△51.77	△65.91
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	—	—	—	—	—
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	— (一)	— (一)	— (一)	— (一)	— (一)

2 【沿革】

年月	事項
平成20年 5月	東京都港区において、株式会社ジャパンオペレーションラボ設立
平成24年 4月	クラウド人材マネジメントシステム『カオナビ』事業開始
平成24年 6月	東京都港区南青山1丁目に本社移転
平成25年 5月	株式会社カオナビに商号変更
平成26年 3月	東京都港区南青山2丁目に本社移転
平成26年 4月	『カオナビ』に人事評価ワークフロー機能を追加
平成27年 1月	東京都港区南青山2丁目に本社移転
平成28年 3月	東京都港区赤坂に本社移転
平成28年 7月	ユーザー支援サービスを開始
平成28年 9月	オウンドメディア（注1）「マネたま」を開設
平成29年 2月	東京都港区南青山2丁目に本社移転
平成29年 3月	株式会社リクルートホールディングスによる合同会社RSIファンド1号を通じた資本参加
平成29年 8月	『カオナビ』のAPI（注2）提供を開始
平成29年 9月	『カオナビ』と適性検査「SPI 3」（注3）とのサービス連携をリリース
平成29年11月	『カオナビ』にテンプレート機能を追加
平成29年12月	HRテクノロジー（注4）に関する調査・研究・情報発信を行う「カオナビHRテクノロジー総研」を当社内に設立
平成30年 1月	東京都港区元赤坂に本社移転
平成30年 4月	『カオナビ』のスマートフォンアプリ（iOS/Android）をリリース
平成30年 5月	企業や人の共創・交流の場「カオナビのWA」を創設
平成30年 7月	大阪オフィスを開設
平成30年11月	名古屋オフィスを開設

(注) 1. オウンドメディア

企業や組織自らが所有及び運営し、消費者に向けて情報発信する媒体（メディア）のことをいいます。

2. API

Application Programming Interfaceの略称をいいます。APIを利用して自社のシステムと他社のシステムを連携することで、『カオナビ』上で外部サービスを利用できることになります。

3. SPI

株式会社リクルートマネジメントソリューションズが企業向けに運営する適性検査のことをいいます。1963年に開発され、現在は最新版の「SPI 3」が提供されております。豊富な実証データと心理測定技術の融合により、受検者の資質を「知的能力」と「性格」から測定し、性格や職務適応性などを定量的に把握することができます。

4. HRテクノロジー

HR（Human Resource）とテクノロジーを組み合わせた概念で、人事領域におけるテクノロジーを活用したイノベーションの総称をいいます。

3 【事業の内容】

当社は、「シンプルな仕組みで世の中をちょっと前へ。」というミッションのもと、「マネジメントが変わる新たなプラットフォームを。」というビジョンを掲げ、企業の人材情報をクラウド（注1）上で一元管理する『カオナビ』の提供を通じた事業展開を行っております。

労働人口の減少、雇用形態の多様化、産業構造のシフトなど日本の労働環境が大きく変化しつつあるなか、企業はさまざまな人事課題に直面しており、人材をいかに確保して、いかに活躍してもらうかなど、人材マネジメントの重要性が高まっております。このような環境のもと、当社は、平成24年4月にクラウド人材マネジメントシステムである『カオナビ』の提供を開始しました。『カオナビ』は、社員の顔や名前、経験、評価、スキルなどの人材情報を一元管理して可視化することで、最適な人材配置や抜擢といった人材マネジメントをサポートするシステムです。人材マネジメントに役立つさまざまな機能を提供することで、導入企業の「働き方改革」推進と競争力強化に貢献していきたいと考えております。

当社の事業領域は、勤怠管理・給与計算・社会保険・雇用契約などの労務管理領域ではなく、人事評価・人材配置・人材採用・人材育成などの人材管理領域となります。当社は、主に人材管理領域に経営資源を投下して事業成長を実現してまいります。なお、当社はクラウド人材マネジメントシステム事業の単一セグメントとなります。

（1）当社のサービスについて

『カオナビ』は、企業の経営陣や管理職が抱える「社員の顔と名前が一致しない」というシンプルな課題を解決するために生まれたサービスです。企業においては、例えば、「人事情報が紙や電子ファイル等に分散しており管理が煩雑」「社員のスキルや特性が見えないため最適な人材配置が困難」「最適な評価ワークフローの構築が困難」「社員が急増して顔と名前が一致しない」「人材データを有効活用できない」といった課題を抱えている場合があります。

このような課題を解決するべく、『カオナビ』は以下のような機能を提供しております、人材情報の一元管理による業務効率化、適材適所の人材配置による生産性向上、適性評価に基づく人材開発、適切な人事戦略の立案による経営基盤強化のような効果が期待されます。また、顔と名前の一致により社内でのコミュニケーションが活性化され、社員の離職防止につながるといった効果も期待されます。

＜主な機能＞

機能	機能概要
人材データベース	顔写真が画面にパッと並ぶ顔写真インターフェース。項目も自由にカスタマイズ
社員リスト	例えば優秀層の抜擢など、条件で絞り込んだメンバーを顔写真付きのリストで管理
配置バランス図	顔写真をアイコンに、評価や所属などを軸に配置のバランスを俯瞰
組織ツリー図	顔写真が並ぶ組織ツリー図。配置・抜擢・異動などのシミュレーションも可能
社員アンケート	異動希望や新事業のアイディアなど、社員の声を集約できる社内アンケート
評価ワークフロー	MBOやOKR、360度評価（注2）など、あらゆる評価制度を柔軟に運用できる評価ワークフロー
社員データグラフ	男女比や資格保有比率など見たい切り口で社員の傾向をグラフで可視化
社員情報ソート	評価や資格など特定の項目に絞り込んだ社員情報を自由に並び替え
API連携	基幹システムや他サービスとデータ連携できるAPIを提供

顔写真が並ぶシンプルなインターフェースは社員の誰もが直感的に操作することができます。また、人材情報のなかで必要とされる項目は企業や業界によって異なります。そのため、データベースに入力できる項目が固定化されている場合には、一部の情報がシステム化されず、紙やエクセル等で別管理する必要が生じてしまいます。『カオナビ』の技術的特徴として、ドラッグ＆ドロップ等の操作でデータベースのレイアウトを自由自在にカスタマイズできるため、工数と費用をかけずに顧客自身で簡単にデータベースを構築し人材情報の一元管理を実現します。さらに、スマートフォンにも対応しており、店舗などPCのない環境でも簡単に操作することが可能です。

当社は、『カオナビ』の基本サービスに加えて、新規に『カオナビ』を導入する顧客等に対するユーザー支援サービスや、『カオナビ』と連携して外部サービスを利用するオプションサービスも提供しております。

政府による「働き方改革」の推進を背景に、日本でもHRテクノロジーへの注目が高まっております。クラウドやデータ解析など先端のIT関連技術を活用した人事関連業務の効率化・先進化への取り組みが進んでおり、HR Techクラウド市場の規模（注3）は、平成29年度の179億円から、平成35年度には1,020億円にまで急速に拡大すると見込まれております。

当社はいち早くHRテクノロジーの重要性に着目し、平成24年4月に『カオナビ』をリリースして以来、企業の人材マネジメント活動の効率化・高度化を支援してきました。『カオナビ』は業種や業態を問わず幅広い顧客に導入されており、出荷社数シェアで33.3%（注4）、売上金額シェアで29.3%（注5）と国内クラウド人材マネジメントシステム市場においてトップシェアを誇っております。

『カオナビ』の利用企業数の推移は以下のとおりです。

	利用企業数（社）
平成25年3月末	21
平成26年3月末	40
平成27年3月末	98
平成28年3月末	203
平成29年3月末	445
平成30年3月末	854
平成30年12月末	1,194

（2）当社のビジネスモデルについて

『カオナビ』は、クラウドサービスの形で顧客にサービス提供を行っております。クラウドサービスとは、インターネットなどのコンピュータネットワークを経由してソフトウェアをサービスとして提供する形態のこと、SaaS（Software as a Service）と呼ばれております。また、当社は、自社のマーケティング活動による新規顧客の獲得に加えて、紹介パートナーからの顧客紹介も受けておりますが、いずれの場合においても当社から顧客に対する直接販売となります。

当社の主要サービスである『カオナビ』の収益構造は、顧客に対してクラウド上で提供するサービスの対価を、使用期間に応じて受領するサブスクリプション（月額課金）モデルとなっております。『カオナビ』の月額料金は登録人数に応じた料金体系となっており、人材情報の一元管理を図るデータベースプラン（月額39,800円～）、人事評価業務の効率化を図るパフォーマンスプラン（月額59,700円～）、さらに高度な戦略人事を図るストラテジープラン（月額79,600円～）の中からニーズに応じたプランをお選びいただけます。1顧客あたりの利用単価を高めて少数の顧客に販売する形態ではなく、相対的に低単価で多数の顧客に利用されることを前提としているため、売上高上位10社の全体の売上高に占める割合は10%以下となっており、特定顧客からの収益には依存しておりません。また、ソフトウェアのライセンス販売（注6）などの売り切り型ではなく、継続したサービス提供を前提としているため、利用期間において顧客の満足度を高めることが契約の更新に繋がり、それによって長期利用の顧客が増加し、継続的に収益が積み上がっていくストック型の構造にあります。さらに、当社のビジネスモデルは、人件費や広告宣伝費等の先行投資により顧客を獲得し、サービスの継続利用により受領する対価で投資回収を図るという特徴があります。なお、平成31年3月期第3四半期累計期間において、ストック収益である『カオナビ』の基本利用料の当社全体の売上高に占める比率は75.4%となっております。

当社は、サービスの継続利用が前提となるビジネスモデルであるため、顧客の満足度を高めるためのカスタマーサクセスを非常に重視しております。ヘルプデスクやサポートサイトを通じた顧客に対する丁寧な運用サポートはもちろんのこと、初期セットアップ支援に専任のディレクターを配置して、これまでの導入サポート実績から得られたノウハウをもとに個別の顧客事情に合わせた最適な使い方を提案し『カオナビ』の導入・定着等を支援する有償のユーザー支援サービスを実施しております。さらに、『カオナビ』に関わるすべての企業の学びや交流のHRコミュニティである「カオナビのWA」を創設しました。このように、『カオナビ』の導入・定着を丁寧にサポートするだけでなく、オンラインでのセミナーや交流を推進するなど、『カオナビ』の導入効果を最大限享受していただく体制を整備しております。この結果、当社のサービスに対して94.5%の顧客が継続利用を希望しており（注7）、今後も顧客価値を高めることで、高い継続率を維持できるよう努力してまいります。

また、顧客の人材マネジメントをより高度化するため、当社は外部サービスの提供事業者（サービスパートナー）に対して、『カオナビ』プラットフォームの提供（トランザクションの提供）を行っております。これにより、当社の顧客はオプションサービスとして外部サービスを利用できます。オプションサービスの具体例として、株式会社リクルートマネジメントソリューションズが提供する適性検査「SPI 3」があり、顧客は「SPI 3」を『カオナビ』のプラットフォーム上で受検し、その結果を自動的に『カオナビ』上に反映させることができます。社員の顔や名前、経験、評価、スキルなどの人材情報に加えて、人柄や性格の特徴も把握することで配置や異動、人材育成などの人事施策の精度を高めることができると考えております。また、株式会社リクルートキャリアとのサービス連携である「TALENT FINDER」を平成30年8月より開始しております。人材を必要とする現場担当者が、社内的人事部門を介すことなく『カオナビ』上で直接求人募集できることに加え、社内で実際に活躍している社員の人事データに基づいて募集要項を作成することができるため、効率的に即戦力となる候補者を見つけることができます。また、転職スカウトサービス「リクナビHRTech 転職スカウト」と連携することで、人材業界の最大手である株式会社リクルートキャリアの求職者データベースから、企業が求める人材要件に合った候補者が推奨・紹介されます。当社は、自社サービスの提供に加え、外部サービスとの連携を加速していくことで、顧客価値の向上を目指してまいります。

(注) 1. クラウド

クラウドコンピューティングの略語で、インターネット経由で必要な時に必要なだけITシステムを利用する仕組みの総称をいいます。サーバーやソフトウェアなどのITシステムの設備を自社で保有することに比べ、ITシステムに関する開発や保守・運用の負担が軽減され、コスト削減に寄与します。

2. MBO

Management By Objectiveの略語で、個人またはグループごとに設定した目標の達成度を個人で管理する方法をいいます。

OKR

Objectives and Key Resultsの略語で、企業の目標と、部署や個人の目標をリンクさせ、達成するべき指標を明確にする目標管理の手法をいいます。

360度評価

仕事上で関係を持つ多方面の社員が評価対象者を評価することをいいます。

3. HR Techクラウド市場の規模は、株式会社ミック経済研究所が公表している「HR Techクラウド市場の実態と展望 2018年度版」に基づいております。

4. 株式会社ミック経済研究所が公表している「HR Techクラウド市場の実態と展望 2018年度版」のHR Techクラウド市場における人事・配置クラウド出荷社数（2019年度見込み）に基づいております。

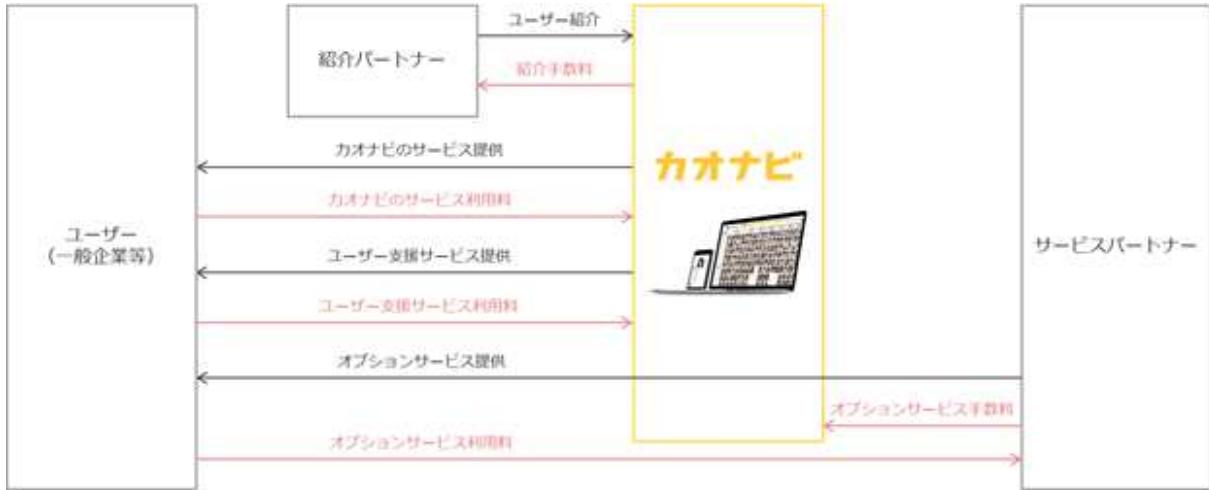
5. 株式会社アイ・ティ・アールが調査・発行している「ITR Market View：人事・人材管理市場2018」のSaaS型人材管理市場におけるベンダー別売上金額シェア（2017年度予測）に基づいております。

6. ソフトウェアのラインセンス販売

ソフトウェア使用権の販売のことをいいます。企業は購入したソフトウェアを半永久的に使用可能ですが、導入時の初期費用の金額が大きくなる傾向があり、また、バージョンアップやメンテナンスの費用が継続的に発生します。

7. 平成30年8月に当社が実施した効果検証アンケート結果（145社からの回答）に基づいております。

[事業系統図]



当社は、『カオナビ』の基本サービスに加えて、新規に『カオナビ』を導入する顧客等に対して有償のユーザー支援サービスを提供しております。さらに、『カオナビ』から外部サービスを利用するオプションサービスも提供しております。当社は外部サービスの提供事業者（サービスパートナー）から『カオナビ』のプラットフォームの提供（トランザクションの提供）の対価としてオプションサービス手数料を受領しております。

4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業 の内容	議決権の 所有割合 又は被所 有割合 (%)	関係内容
(その他の関係会社) 株式会社リクルート ホールディングス (注) 1	東京都中央区	10,000	リクルート グループの 経営方針策 定及び経営 管理	被所有 25.7 (25.7)	—
合同会社RSIファン ド1号	東京都中央区	9	投資運用業	被所有 25.7	—

(注) 1. 有価証券報告書を提出している会社であります。

2. 「議決権の所有割合又は被所有割合」欄の()内は、間接所有割合で内数であります。

5 【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

平成30年12月31日現在

従業員数（人）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（千円）
107	34.1	1.3	6,082

- (注) 1. 従業員数は就業人員数であります。なお、臨時雇用者数については従業員数の100分の10未満であるため、記載を省略しております。
2. 平均年間給与は、基準外賃金等を含んでおります。
3. 従業員数が最近1年間において、56名増加しております。これは主に事業の拡大に伴う採用の増加によるものであります。
4. 当社の事業は、クラウド人材マネジメントシステム事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

(2) 労働組合の状況

労働組合は結成されていませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2【事業の状況】

1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであります。

(1) 経営の基本方針

『ミッション』 「シンプルな仕組みで世の中をちょっと前へ。」

ビジネスの常識を変えたり、新しい価値観を生み出すきっかけは、実は、ほんの「ちょっとしたこと」だったりする。それはつまり、シンプルだけど核心をついた仕組みのこと。

世の中をちょっと前へ進める、そんな「ちょっとした」きっかけを創造していく。それが私たちカオナビのミッションです。

『ビジョン』 「マネジメントが変わる新たなプラットフォームを。」

労働人口の減少、雇用形態の多様化、産業構造のシフト、私たちを取り巻く企業環境は大きく変化しています。そのような中、私たちが最も重視するテーマは企業の“マネジメント”。

人材を有効活用できる企業しか生き残れないこの時代に、人材マネジメントを変革させるプラットフォームを提供することで、業務効率化、生産性向上、離職防止などの企業課題を解決していくことを目指しています。

(2) 目標とする経営指標等

当社は、持続的な成長と企業価値の向上を目指しており、主な経営指標として売上高、営業利益を特に重視しております。また、サブスクリプション型のビジネスモデルであるため、KPI (Key Performance Indicators) として、利用企業数、ストック収益の成長率及び解約率を重視するとともに、適正な人員規模・人材配置による事業運営に努めてまいります。なお、当社は、平成32年度（平成33年3月期）において、利用企業数3,000社、従業員数200名を目標として設定しております。

(3) 経営環境及び経営戦略

公益社団法人日本生産性本部が平成29年12月に発表した調査によると、我が国の就業者1人あたりの労働生産性は、OECD加盟諸国の中で21位と上位諸国とはかけ離れた実態が明らかになっております。また、就業者1人あたりの労働生産性が低い中、内閣府の調査では、平成42年までに生産年齢人口は7,000万人を割り込み、その先の平成72年までに5,000万人を下回ると推計されております。このような状況を踏まえ、今後の日本社会では、労働人口は減少するという前提のもとで如何に労働生産性を高めていくかが極めて重要な命題になると考えております。政府は、平成28年9月より「働き方改革実現会議」を設置し、1億総活躍社会の実現、そのための働き方改革を推進しております。その背景としては、少子高齢化で労働人口が減少する中、労働力不足を解消し、経済の衰退を防ぐことにあります。このような働き方改革の流れの中、労働力不足の解決策として、AI（人工知能）・ロボットとHRテクノロジーが注目されております。

近年の技術進歩により、従来の仕事をAIやロボットが代用することで大きな労働力の補填に繋がると期待されています。さらに、これまで企業の中でも裏方的な存在であった人事・総務といった“人材に関わる業務”は、直接的に企業の売上や利益に直結する業務ではないこともあります、テクノロジーの導入や効率化が遅れている分野でもありましたが、近年のHRテクノロジーの発展に伴い、この分野にITを積極的に導入する企業が増加しております。

HRテクノロジーといつても、「人材紹介・人材派遣」「採用管理」「勤怠管理」「給与計算」「人材配置・評価」「社会保険」「社内SNS」「求人広告」「福利厚生・人材教育」など、いくつかの分野が存在しており、各々の領域に特化したHRテクノロジーのサービスが数多くあります。業務の効率化や生産性向上に対して一定の効果は見られるものの、現状のHRテクノロジーは分野ごとの課題を解決するサービスに留まっており、今後は、「人材データベース」を軸に多数のサービスが連携して運用され、これまで以上に効率化が進み、生産性が高まっていくものと考えております。当社は「人材情報をクラウド上で一元管理」できるという機能優位性を活かして人材データベースとしてのハブ機能を備えることで、あらゆる人事・人材関連サービスにかかるプラットフォームを提供してまいります。

(4) 対処すべき課題

① サービスの認知度向上、新規顧客の獲得

当社が今後も高い成長率を持続していくためには、当社サービスの認知度を向上させ、新規顧客を獲得することが必要不可欠であると考えております。IDC Japanが平成29年7月に発表した「国内企業の人材戦略と人事給与ソフトウェア市場動向調査」の結果によると、電子メール・スケジュール、グループウェア、勤怠管理、給与計算などに対するITシステムの導入率が50%を超えており一方で、人材マネジメントは12.6%の導入率に留まっており、国内

におけるクラウド人材マネジメントシステムの普及度合いは十分とは言えません。今後は積極的な広告推進などを通じてサービスの認知度向上を図るとともに、新規顧客の獲得に向けて、マーケティングの強化や紹介パートナーの拡大など営業機能の強化に努めてまいります。

② サービス機能の拡充

インターネット業界においては常に技術革新が起こっており、競争優位性を維持していくことは容易ではありません。また、顧客基盤の拡大に伴い顧客ニーズも多様化してまいります。人材マネジメントにおいても先端テクノロジーの活用を求める声が高まっており、今後は入社ワークフローやBI（注1）などの機能追加に加えて、データ入力の手間を大幅に削減したり、外部サービスとの連携をよりスムーズにするためのRPA（注2）の活用や、AIを活用した社員のコンディション分析や退職予測、ハイパフォーマー分析（パフォーマンスの高い社員の行動特性や能力特性などを分析・蓄積した人事データを人材開発に活用すること）などを提供していくことを予定しております。当社は、今後も顧客ニーズを的確に捉え、その要望を入念に吟味しながら、顧客価値の向上を目指した継続的なサービス機能の拡充に努めてまいります。

③ 顧客エンゲージメントの強化

当社の顧客数が拡大するにつれて、既存顧客との関係性を強化し、継続的に『カオナビ』を利用して頂くことが重要な課題であると認識しております。当社は、平成30年4月にカスタマーエンゲージメント本部を立ち上げ、『カオナビ』に関わるすべての企業の学びや交流のコミュニティである「カオナビのWA」を創設し、ユーザーミーティングやセミナー、スタディカフェの開催など様々な施策の取り組みを実施してまいりました。今後、これらの活動をより一層強化・推進して、顧客に『カオナビ』の導入効果を最大限享受して頂くことに努めてまいります。

④ 外部サービスとの連携拡大

当社は外部サービスとの連携を推進しており、HRテクノロジーを活用する人事・人材関連サービス提供者をサービスパートナーと位置付けております。顧客は『カオナビ』上でサービスパートナーが提供する外部サービスを利用することで人材マネジメントをさらに高度化することが可能となります。今後も既存のサービスパートナーとの提携の強化、新たなサービスパートナーの拡大によって、顧客価値の向上を目指した取り組みを進め、人事・人材関連サービスのプラットフォームの構築に努めてまいります。

⑤ 情報管理体制の強化

当社は、顧客の従業員に関する個人情報を多く預かっており、その情報管理を強化していくことが重要な課題であると認識しております。現在、個人情報保護方針及び社内規定に基づき管理を徹底しておりますが、今後も継続して、社内教育・研修の実施やシステムの整備等を行ってまいります。

⑥ システムの強化

当社の事業は、コンピューター・システムを結ぶ通信ネットワークに依存しており、自然災害や事故等により通信ネットワークが切断された場合には、当社の事業に重大な影響を及ぼす可能性があります。このため、当社ではセキュリティ対策やシステムの安定性確保に取り組んでいく方針であります。

⑦ 組織体制の強化

当社の持続的な事業継続には、事業拡大に応じて多岐にわたるバックグラウンドの優秀な人材を採用し、組織体制を整備していくことが重要であると考えております。当社の理念に共感し、高い意欲を持った優秀な人材を採用していくために、積極的な採用活動を行っていくとともに、従業員が働きやすい環境の整備、人事制度の構築に努めてまいります。

⑧ 利益及びキャッシュ・フローの定常的な創出

当社は、事業拡大を目指した人材獲得や認知度向上施策などを積極的に進めており、平成31年3月期第3四半期累計期間までの経営成績は営業損失、キャッシュ・フローの状況は営業活動によるキャッシュ・フロー（営業CF）から投資活動によるキャッシュ・フロー（投資CF）を差し引いて計算されるフリー・キャッシュ・フローはマイナスとなっております。

当社の収益モデルは、当社サービスが複数年にわたり継続して利用されることで収益が積み上がっていくストック型の構造にありますが、収益を積み上げていくために費用が先行して計上されるという特徴があります。事業拡大に伴い増加傾向にある人件費及び採用費、先行投資として計上される広告宣伝費、販売促進費等の費用については、顧客基盤の拡大に伴い売上高に占める比率を低減させていくことが可能となるため、今後のマーケティングの強化やサービス機能の拡充等を通じた売上高の増加により収益性の向上に努め、利益及びキャッシュ・フローを定常的に創出できる体制を目指す方針であります。

なお、平成29年3月期、平成30年3月期及び平成31年3月期第3四半期累計期間における四半期ごとの経営成績及びキャッシュ・フローの状況は以下の通りです。

(平成29年3月期)

(単位：千円)

	第1四半期会計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年6月30日)	第2四半期会計期間 (自 平成28年7月1日 至 平成28年9月30日)	第3四半期会計期間 (自 平成28年10月1日 至 平成28年12月31日)	第4四半期会計期間 (自 平成29年1月1日 至 平成29年3月31日)	事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
売上高	83,081	99,545	121,457	150,738	454,822
売上総利益	64,778	76,531	91,389	100,232	332,929
営業損失(△)	△45,885	△59,581	△58,206	△48,158	△211,830
営業CF	△65,427	△24,665	△30,278	△2,833	△123,204
投資CF	△1,313	△1,672	△24,002	△12,842	△39,830

(注) 平成29年3月期の四半期会計期間の数値については、監査法人によるレビューを受けておりません。

(平成30年3月期)

(単位：千円)

	第1四半期会計期間 (自 平成29年4月1日 至 平成29年6月30日)	第2四半期会計期間 (自 平成29年7月1日 至 平成29年9月30日)	第3四半期会計期間 (自 平成29年10月1日 至 平成29年12月31日)	第4四半期会計期間 (自 平成30年1月1日 至 平成30年3月31日)	事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
売上高	183,084	214,965	250,256	304,113	952,417
売上総利益	107,059	129,325	155,153	156,230	547,767
営業損失(△)	△26,165	△3,536	△47,312	△167,202	△244,215
営業CF	△35,448	18,258	△3,163	△55,273	△75,626
投資CF	6,030	△2,214	△127,155	△18,626	△141,965

(注) 平成30年3月期の四半期会計期間の数値については、監査法人によるレビューを受けておりません。

(平成31年3月期)

(単位：千円)

	第1四半期会計期間 (自 平成30年4月1日 至 平成30年6月30日)	第2四半期会計期間 (自 平成30年7月1日 至 平成30年9月30日)	第3四半期会計期間 (自 平成30年10月1日 至 平成30年12月31日)
売上高	354,873	395,605	438,502
売上総利益	204,349	248,287	297,008
営業損失(△)	△35,591	△49,586	△13,628
営業CF	△86,758	6,090	66,514
投資CF	△41,631	15,410	△7,844

(注) 平成31年3月期の四半期会計期間の数値については、監査法人によるレビューを受けておりません。

(注) 1. BI

Business Intelligenceの略語で、企業内のデータを収集・蓄積・分析・加工することで、経営戦略のための意思決定を支援することをいいます。

2. RPA

Robotic Process Automationの略語で、主に単純な定型作業を、パソコンの中にあるソフトウェア型のロボットにより業務を自動化することをいいます。

2 【事業等のリスク】

当社の事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項を以下に記載しております。あわせて、必ずしもそのようなリスクに該当しない事項についても、投資者の判断にとって重要であると当社が考える事項については、積極的な情報開示の観点から記載しております。なお、本項の記載内容は当社株式の投資に関する全てのリスクを網羅しているものではありません。当社は、これらのリスクの発生可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の迅速な対応に努める方針でありますが、当社株式に関する投資判断は、本項及び本項以外の記載内容もあわせて慎重に検討した上で行われる必要があると考えております。

なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであります。

(1) 事業環境に関するリスク

①競合について

当社のクラウド人材マネジメントシステム事業の分野において、競合企業が存在しております。また、当該事業分野が成長市場であること及び参入障壁が必ずしも高いとは言えないことから、今後、更なる他社の新規参入により競争が激化する可能性があります。

当社では、引き続き顧客のニーズを汲んだ製品・サービスの提供を進める方針でありますが、競合企業の営業方針、価格設定及び提供する製品・サービス等は、当社が属する市場に影響を与える可能性があり、これらの競合企業に対して効果的な差別化を行うことができず、当社が想定している事業展開が図れない場合、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

②インターネット利用の普及について

当社は、インターネットを介してサービスを提供しております。そのため、スマートフォンやタブレット型端末等の新しいデバイスの普及により、インターネットの利用環境が引き続き整備されていくと共に、同関連市場が今後も拡大していくことが事業展開の基本条件であると考えております。

我が国の平成28年末のインターネット利用者数は1億84万人（前年比0.3%増）、人口普及率は83.5%（同0.5%増）となっております。（出典：総務省「平成28年通信利用動向調査」）。

インターネットの普及に伴う弊害の発生、利用に関する新たな規制の導入、その他予期せぬ要因によって、インターネット利用の順調な発展が阻害された場合には、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

③技術革新について

当社が事業展開しているインターネット関連市場では、技術革新や顧客ニーズの変化のスピードが非常に早く、インターネット関連事業の運営者はその変化に柔軟に対応する必要があります。

当社においても、最新の技術動向や環境変化を常に把握できる体制を構築するだけではなく、優秀な人材の確保及び教育等により技術革新や顧客ニーズの変化に迅速に対応できるよう努めております。しかしながら、当社が技術革新や顧客ニーズの変化に適時に対応できない場合、または、変化への対応のためにシステム投資や人件費等多くの費用を要する場合、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 事業内容及び当社サービスに関するリスク

①特定の製品への依存について

当社のクラウド人材マネジメントシステム事業は、特定のサービス『カオナビ』に依存した事業となっております。今後も取引の拡大に努めると同時に競合企業のサービスとの差別化を図ってまいりますが、上記（1）①に記載の通り、競合企業や新規参入企業との競争激化等が、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

②システムトラブルについて

当社のサービスは、インターネットを介して提供されております。安定的なサービスの運営を行うために、サーバー設備の増強、セキュリティの強化、システム管理体制の構築等により、システム障害に対する万全の備えをしております。

しかしながら、大規模なプログラム不良や自然災害、事故、不正アクセス、その他何らかの要因によりシステム障害やネットワークの切断等予測不能なトラブルが発生した場合には、社会的信用失墜等により、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

③解約について

当社のサービスを導入した企業が、当社サービスを継続利用することで生じるストック売上につきましては、顧客増加傾向にありますが、当社サービスの市場競争力の低下等によって解約が増加し、ストック売上が減少した場合は、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 法的規制及び知的財産権等に関するリスク

①個人情報保護について

当社は、提供するサービスに関連して個人情報を取り扱っているため、「個人情報の保護に関する法律」が定める個人情報取扱事業者としての義務を課されております。

当社は、個人情報の外部漏洩の防止はもちろん、不適切な利用、改ざん等の防止のため、個人情報の管理を事業運営上の重要事項と捉え、アクセスできる社員を限定すると共に、個人情報保護規程等を制定し、全従業員を対象として社内教育を徹底する等、同法及び関連法令並びに当社に適用される関連ガイドラインを遵守し、また、プライバシーマークを取得しており、個人情報の保護に積極的に取り組んでおります。

しかしながら、当社が保有する個人情報等につき漏洩、改ざん、不正使用等が生じる可能性が完全に排除されているとはいません。従いまして、これらの事態が起こった場合、適切な対応を行うための相当なコストの負担、当社への損害賠償請求または信用の低下等によって、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

②知的財産権について

当社の提供するサービスが第三者の特許権、著作権等の知的財産権を侵害する可能性については、弁理士等の外部専門家を通じて調査を行っておりますが、当社の提供するサービスに関する第三者の知的財産権の完全な把握は困難であり、当社が認識せずに他社の知的財産権を侵害してしまう可能性は否定できません。また、将来当社が提供するサービスに関する、当社が知的財産権を取得するよりも前に他の事業者等が特許権その他の知的財産権を取得する可能性があります。これらの場合、当社に対する訴訟等が発生し、当社が提供するサービスに影響が出る可能性があるほか、当該訴訟等への対応のために必要となるコストの発生により当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

③その他訴訟等について

当社は、その事業活動の遂行過程において、取引先及び従業員等により提起される訴訟その他の法的手続の当事者となるリスクを有しています。これらの手続は結果の予測が困難であり、多額の費用が必要となったり、事業活動に影響を及ぼしたりする可能性があります。さらに、これらの手続きにおいて当社の責任を問うような判断がなされた場合には、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 組織体制に係るリスク

①組織規模について

当社は、従業員107名（平成30年12月31日現在）であり、従業員一人当たりの業務領域が広汎に亘ります。人材育成の観点では好ましい環境である一方、急速に業務量が増加する局面において役職員の負荷が増大し業務効率に影響を与える可能性があります。

当社は、今後、事業拡大に応じた人員増強、内部管理体制の充実を図る方針ですが、事業の拡大に応じた人員増強が順調に進まなかった場合や内部管理体制の充実がなされなかった場合には、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

②人材の確保や育成について

当社は、継続的な事業拡大のためには、優秀な人材の確保、育成及び定着が最も重要であると認識しております。

しかしながら、当社が求める優秀な人材が必要な時期に十分に確保・育成できなかつた場合や人材流出が進んだ場合には、経常的な業務運営及び事業拡大等に支障が生じることや、採用費が計画から乖離すること等により、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

③特定人物への依存について

当社の創業者であり、代表取締役社長である柳橋仁機は、当社事業に関する豊富な経験と知識を有しております、経営方針や事業戦略の決定など、当社の事業活動全般において重要な役割を果たしております。現在、当社では同氏に過度に依存しないよう、経営体制の整備、人材の育成を行う等リスクの軽減に努めておりますが、何らかの理由により同氏による当社業務の遂行が困難となった場合、当社の経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

(5) その他

①新株予約権の行使による株式価値の希薄化

当社では、当社の役職員に対するインセンティブを目的として新株予約権を付与しており、本書提出日現在における発行済株式総数に対する潜在株式数の割合は18.1%となっております。これらの新株予約権が行使された場合には、当社の株式が発行され、既存の株主が有する株式の価値及び議決権割合が希薄化する可能性があります。

②継続的な投資と赤字計上について

当社は、継続的な成長のため、認知度の拡大と顧客数の増加及び優秀な人材獲得に努めてまいりました。近年、これらの取り組みを積極的に進めていることや、当社のビジネスモデル上、継続的に当社サービスを利用する顧客を増加させることで収益を積み上げ、投資回収を図る形態のため、経営成績は営業赤字となっております。今後も引き続き、認知度の拡大に資する活動及び優秀な人材獲得の活動は実施していく予定ですが、一方で、営業黒字を定期的に創出すべく、新規顧客の獲得や既存顧客の解約防止等に注力してまいります。しかしながら、想定通りに効果が得られない場合には、当社の経営成績や財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

なお、平成29年3月期における広告宣伝費は123,258千円、販売促進費は20,214千円、採用費は34,818千円、人件費は164,347千円、営業損失は211,830千円であり、平成30年3月期における広告宣伝費136,073千円、販売促進費105,903千円、採用費88,560千円、人件費は300,934千円、営業損失は244,215千円であります。また、平成31年3月期第3四半期累計期間における広告宣伝費は108,666千円、販売促進費は34,020千円、採用費は54,412千円、人件費は454,381千円、営業損失は98,805千円であります。

(注) 1. 広告宣伝費の内訳としてはWEB広告等の定常的な支出であり、販売促進費の内訳としてはイベント出展費等の一時的な支出であります。

2. 販売促進費にはイベント支援及びPR活動支援等の業務委託費が含まれております。

3. 人件費は売上原価の労務費及び販売費及び一般管理費の給料及び手当の合計額を記載しております。

③配当政策について

当社は、株主に対する利益還元を経営の重要課題の一つとして位置付けておりますが、財務体質の強化に加えて事業拡大のための内部留保の充実等を図り、収益基盤の多様化や収益力強化のための投資に充当することが株主に対する最大の利益還元につながると考えております。

将来的には、各事業年度における経営成績を勘案しながら、株主への利益還元を検討していく所存でありますが、現時点において、配当実施の可能性及び実施時期は未定であります。

④資金使途について

当社が今回計画する公募増資による資金調達の使途につきましては、事業の拡大に伴う人材確保に係る人件費、認知度向上及び顧客基盤拡大に係るマーケティング費、『カオナビ』サービスに付随する新機能開発に係る開発費や人材採用に係る採用費に充当する予定です。

しかしながら、インターネット関連市場は変化が激しく、その変化に柔軟に対応するため、上記計画以外の使途に充当する可能性もあります。なお、上記計画以外の使途に充当することとなった場合、直ちに開示いたします。また、調達した資金を計画通りに使用したとしても、当初想定していた効果を上げられない可能性があります。また、将来に亘っては、資金調達の使途の前提となっている事業計画・方向性が見直される可能性があります。

⑤株式会社リクルートホールディングスとの関係について

株式会社リクルートホールディングスは、合同会社RSIファンド1号を通じて本書提出日現在、当社の発行済株式総数の25.7%を保有するその他の関係会社に該当しておりますが、同社より役員等の派遣を受け入れていないこと、経営の意思決定において同社への事前承認等を要しないこと等、当社の事業運営の独立性は保たれていると認識しております。なお、同社グループとの取引については、他の企業の取引条件との比較等により取引条件の適正性等を確保する方針です。

当社は、平成29年3月に同社からの資本参加を受けて以来、HRテクノロジー市場での事業拡大に向けて、同社グループと様々な協業を推進してまいりました。しかしながら、同社の経営方針やグループ戦略が変更された場合等、何らかの理由により当社との関係が将来において変化した場合、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

⑥税務上の繰越欠損金について

平成30年3月期末には当社に税務上の繰越欠損金が存在しております。当社の経営成績が順調に推移することにより、繰越欠損金が解消した場合には、通常の税率に基づく法人税、住民税及び事業税が計上されることとなり、当期純損益及びキャッシュ・フローに影響を与える可能性があります。

3 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当事業年度における当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下「経営成績等」という。）の状況の概要は次のとおりであります。

① 財政状態の状況

第10期事業年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

a. 資産

当事業年度末における資産合計は882,035千円となり、前事業年度末に比べ500,835千円増加いたしました。これは主に、新株の発行に伴い現金及び預金が336,385千円増加したことによるものです。

b. 負債

当事業年度末における負債合計は588,108千円となり、前事業年度末に比べ383,803千円増加いたしました。これは主に、長期借入金が116,776千円増加したことによるものです。

c. 純資産

当事業年度末における純資産合計は293,927千円となり、前事業年度末に比べ117,032千円増加いたしました。これは主に、新株の発行に伴い資本金及び資本準備金がそれぞれ200,000千円増加したことや、当期純損失の計上282,968千円があったことによるものであります。

第11期第3四半期累計期間（自 平成30年4月1日 至 平成30年12月31日）

a. 資産

当第3四半期会計期間末における資産合計は838,872千円となり、前事業年度末に比べ43,163千円減少いたしました。これは主に、現金及び預金が103,808千円減少したことによるものです。

b. 負債

当第3四半期会計期間末における負債合計は645,924千円となり、前事業年度末に比べ57,817千円増加いたしました。これは主に、前受収益が119,841千円増加したことによるものです。

c. 純資産

当第3四半期会計期間末における純資産合計は192,947千円となり、前事業年度末に比べ100,980千円減少いたしました。これは主に、四半期純損失の計上102,080千円があったことによるものです。

② 経営成績の状況

第10期事業年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

当事業年度における我が国経済は、企業業績や雇用情勢に改善傾向が見られ、景気は緩やかな回復基調で推移いたしました。このような環境下、当社は株式会社リクルートキャリアとのHRテクノロジー領域における事業提携を締結したことに加え、組織・人事領域の先端研究を行う「カオナビHRテクノロジー総研」の設立を当社内にいたしました。また、クラウド人材マネジメントシステム『カオナビ』に関してAPI機能の提供及び人事評価や従業員アンケートのテンプレート機能の提供を開始するとともに、新規顧客の更なる獲得に向けた販売活動及び既存顧客に対する関係深耕に注力いたしました。

以上の結果、当事業年度の業績は売上高952,417千円（前事業年度比109.4%増）、営業損失244,215千円（前事業年度は営業損失211,830千円）、経常損失249,725千円（前事業年度は経常損失213,568千円）、当期純損失282,968千円（前事業年度は当期純損失207,318千円）となりました。

なお、当社の事業セグメントはクラウド人材マネジメントシステム事業の単一セグメントですので、セグメント別の記載は省略しております。

第11期第3四半期累計期間（自 平成30年4月1日 至 平成30年12月31日）

当第3四半期累計期間における我が国経済は、設備投資や個人消費の回復により、堅調な企業業績と雇用・所得環境の改善が続き、景気は緩やかな回復基調で推移しました。一方、海外経済においては、米国の保護貿易政策や金融資本市場の変動等により依然として不透明な環境が続いております。

当社が属するHRテクノロジー市場は、平成31年4月の働き方改革関連法施行に向けた市場の流れや、高水準での有効求人倍率の推移等を受け拡大傾向にあります。ミック経済研究所「HRTechクラウド市場の実態と展望 2018年度版」によれば、国内HRTech市場の規模は平成29年度の179億円から平成35年度には1,020億円に達する見通しで、年平均成長率33.6%と非常に高い成長が見込まれております。

このような環境の下、当社は、クラウド人材マネジメントシステム『カオナビ』に登録されている社員データの抽出や分析が素早く行える「SHEET GARAGE」機能をリリースしました。また、首都圏以外の企業からのニーズに柔

軟に応えるべく、大阪オフィスに続いて名古屋オフィスを開設するなど、サービス機能拡充への取り組みや営業の体制強化を進めています。

以上の結果、当第3四半期累計期間における当社の業績は売上高は1,188,980千円、営業損失98,805千円、経常損失101,682千円、四半期純損失102,080千円となりました。

なお、当社の事業セグメントはクラウド人材マネジメントシステム事業の単一セグメントですので、セグメント別の記載は省略しております。

③キャッシュ・フローの状況

第10期事業年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前事業年度末に比べ336,385千円増加し、586,963千円となりました。当事業年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりです。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動による資金の減少は75,626千円となりました。主な内訳は、税引前当期純損失254,148千円の計上、前受収益の増加額85,766千円等であります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動による資金の減少は141,965千円となりました。主な内訳は、敷金の差入による支出127,128千円等であります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動による資金の増加は553,976千円となりました。主な内訳は、株式の発行による収入398,600千円、長期借入れによる収入181,000千円等であります。

④生産、受注及び販売の実績

a. 生産実績 該当事項はありません。

b. 受注実績 該当事項はありません。

c. 販売実績 販売実績は、次のとおりであります。

第10期事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)		第11期第3四半期累計期間 (自 平成30年4月1日 至 平成30年12月31日)
金額(千円)	前年同期比(%)	金額(千円)
952,417	209.4	1,188,980

- (注) 1. 当社はクラウド人材マネジメントシステム事業の単一セグメントであるため、セグメントごとの記載はしておりません。
2. 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合については、総販売実績に対する割合が10%以上の相手先がないため記載を省略しております。
3. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において判断したものであります。

①重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められる会計基準に準拠して作成されております。この財務諸表の作成にあたって、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要としております。経営者は、これらの見積りについて、過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積り特有の不確実性が存在するため、これらの見積りとは異なる場合があります。

当社の財務諸表で採用する重要な会計方針については、「第5 経理の状況 1 財務諸表等（1）財務諸表注記事項 重要な会計方針」に記載しております。

②経営成績の分析

第10期事業年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

a. 売上高

当事業年度における売上高は952,417千円（前事業年度比497,595千円の増加）となりました。これは主に、マーケティング活動の強化による新規顧客開拓に努めた結果、クラウド人材マネジメントシステム事業が順調

に成長したことによるものであります。なお、当事業年度末の『カオナビ』の利用企業社数は854社であり、前事業年度末比で409社増加しております。

b. 売上原価、売上総利益

当事業年度における売上原価は404,650千円（前事業年度比282,757千円の増加）となりました。これは主に、労務費、経費及び外注費の増加によるものであります。この結果、売上総利益は547,767千円（前事業年度比214,838千円の増加）となりました。

c. 販売管理費及び一般管理費、営業損益

当事業年度における販売費及び一般管理費は791,983千円（前事業年度比247,224千円の増加）となりました。これは主に、人員拡大に伴い採用費や給与の支払いが増加したこと、広告宣伝等のマーケティング活動の強化を実施したことによるものであります。この結果、営業損失は244,215千円（前事業年度は営業損失211,830千円）となりました。なお、当事業年度末の従業員数は81名であり、前事業年度末比で47名増加しております。

d. 経常損益

当事業年度において営業外収益が9千円、営業外費用が5,519千円発生しております。この結果、経常損失は249,725千円（前事業年度は経常損失213,568千円）となりました。

e. 当期純損益

当事業年度において本社移転に伴い特別損失が4,423千円発生しております。この結果、当期純損失は282,968千円（前事業年度は当期純損失207,318千円）となりました。

第11期第3四半期累計期間（自 平成30年4月1日 至 平成30年12月31日）

a. 売上高

当第3四半期累計期間における売上高は1,188,980千円となりました。これは主に、マーケティング活動の強化による新規顧客開拓に努めた結果、クラウド人材マネジメントシステム事業が順調に成長したことによるものであります。なお、当第3四半期会計期間末時点の『カオナビ』の利用企業数は1,194社であり、前事業年度末比で340社増加しております。

b. 売上原価、売上総利益

当第3四半期累計期間における売上原価は439,336千円となりました。これは主に、労務費及び外注費等によるものであります。この結果、売上総利益は749,644千円となりました。

c. 販売管理費及び一般管理費、営業損益

当第3四半期累計期間における販売費及び一般管理費は848,449千円となりました。これは主に、人件費及び広告宣伝費等によるものであります。この結果、営業損失は98,805千円となりました。なお、当第3四半期会計期間末時点の従業員数は107名であり、前事業年度末比で26名増加しております。

d. 経常損益

当第3四半期累計期間において営業外収益が1,010千円、営業外費用が3,887千円発生しております。この結果、経常損失は101,682千円となりました。

e. 四半期純損益

当第3四半期累計期間の特別損益については、該当事項はありません。法人税等398千円計上した結果、四半期純損失は102,080千円となりました。

③ 財政状態の分析

第10期事業年度及び第11期第3四半期累計期間における財政状態の分析については、「(1) 経営成績等の状況の概要 ① 財政状態の状況」をご参照ください。

④ 経営成績に重要な影響を与える要因について

経営成績に重要な影響を与える要因については、「第2 事業の状況 2 事業等のリスク」をご参照ください。

⑤ 資本の財源及び資金の流動性についての分析

当社の運転資金需要のうち主なものは、人件費、広告宣伝費、外注費等の営業費用であります。投資を目的とした資金需要は本社移転に伴う敷金の差入等によるものであります。

運転資金は自己資金を基本としており、投資資金は自己資金及び金融機関からの長期借入を基本としております。なお、当事業年度末における借入金残高は199,496千円となっております。また、当事業年度末の現金及び現金同等物は586,963千円であり、流動性を確保しております。

⑥ 経営戦略の現状と見通し

経営戦略の現状と見通しについては、「第2 事業の状況 1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」をご参照ください。

⑦ 経営者の問題意識と今後の方針

当社は、「シンプルな仕組みで世の中をちょっと前へ。」というミッションのもと、「マネジメントが変わる新たなプラットホームを。」というビジョンの実現を目指して事業を展開しております。これは、日本企業を取り巻く労働環境が大きく変化し人事課題が多様化する中、人材マネジメントに役立つ当社サービスによって、導入企業の「働き方改革」推進と競争力強化に貢献していきたいと考えております。

当社がこのビジョンの下、長期的な競争力を維持し持続的な成長を図るために、「第2 事業の状況 1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」に記載の様々な課題に対して、経営者は常に事業環境の変化に関する情報の入手及び分析を行い、最善の経営方針を立案していくことが必要であると認識しております。

4 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

5 【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

第10期事業年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

当事業年度において、実施した設備投資等の総額は18,448千円であり、その主なものは本社移転によるものであります。

なお、当社の事業はクラウド人材マネジメントシステム事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

第11期第3四半期累計期間（自 平成30年4月1日 至 平成30年12月31日）

当第3四半期累計期間において、実施した設備投資等の総額は52,946千円であり、その主なものは本社移転によるものであります。

なお、当社の事業はクラウド人材マネジメントシステム事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

2【主要な設備の状況】

当社における主要な設備は以下のとおりです。

第10期事業年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

平成30年3月31日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額				従業員数 (人)
		建物 (千円)	工具、器具及び備 品 (千円)	ソフトウェア (千円)	合計 (千円)	
本社 (東京都港区)	本社設備	9,885	8,940	1,936	20,761	81

- (注) 1. 上記金額には消費税等は含まれておりません。
2. 現在、休止中の主な設備はありません。
3. 従業員数は就業人員数であります。なお、臨時従業員数については従業員数の100分の10未満であるため記載を省略しております。
4. 当社は平成30年1月に本社移転をしております。なお、旧本社オフィスの退去は平成30年5月であり、上記帳簿価額は旧本社オフィスに係るものも含めております。
5. 本社建物は賃貸物件であり、上記移転後オフィスにおける年間支払賃借料は127,128千円であります。

第11期第3四半期累計期間（自 平成30年4月1日 至 平成30年12月31日）

当第3四半期累計期間において著しい変動のあった設備は次のとおりであります。

本社移転に伴い、パーテーション等の建物を35,920千円取得しております。また、社内業務システム開発に伴い、ソフトウェア仮勘定を10,034千円取得しております。

3 【設備の新設、除却等の計画】 (平成30年12月31日現在)

(1) 重要な設備の新設

事業所名	所在地	設備の内容	投資予定金額		資金調達方法	着手及び完了予定年月		完成後の 増加能力
			総額 (千円)	既支払額 (千円)		着手	完了	
本社	東京都 港区	ソフトウェア	10,854	8,762	自己資金	平成30年 4月	平成31年 2月	(注) 1

(注) 1. 完成後の増加能力は、合理的な算定が困難であるため記載を省略しております。

2. 当社の報告セグメントは単一であるため、セグメント別の記載を省略しております。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	18,272,000
計	18,272,000

- (注) 1. 株主の請求に基づき、平成30年11月2日付でA種優先株式4,720株、平成30年11月11日付でA種優先株式2,360株をそれぞれ自己株式として取得しております。また、その対価として平成30年11月2日付で普通株式4,720株、平成30年11月11日付で普通株式2,360株をそれぞれ交付しております。
2. 平成30年11月12日開催の取締役会決議により、自己株式として保有するA種優先株式を同日付で全て消却しております。
3. 平成30年11月29日開催の臨時株主総会決議において、発行可能株式総数を182,720株に変更する旨の定款変更を行っております。また、これに先立ち、平成30年11月12日開催の取締役会において、当該定款変更が効力を生じることを条件に平成30年12月15日付で効力を生じる株式分割を決議したこととに伴い、発行可能株式総数は18,089,280株増加し、18,272,000株となっております。

② 【発行済株式】

種類	発行数（株）	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	4,788,000	非上場	完全議決権株式であり、株主としての権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 また、単元株式数は100株となっております。
計	4,788,000	—	—

- (注) 1. 平成30年11月2日付でA種優先株式4,720株、平成30年11月11日付でA種優先株式2,360株をそれぞれ自己株式として取得しております。また、その対価として平成30年11月2日付で普通株式4,720株、平成30年11月11日付で普通株式2,360株をそれぞれ交付しております。
2. 平成30年11月12日の取締役会決議により、自己株式として保有するA種優先株式を同日付で全て消却しております。
3. 平成30年11月12日開催の取締役会決議により、平成30年12月15日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っております。これにより発行済株式総数は4,522,320株増加し、4,568,000株となっております。
4. 平成30年11月29日開催の臨時株主総会決議により定款を変更し、1単元を100株とする単元株制度を採用しております。
5. 平成30年12月20日に新株予約権の行使により、発行済株式総数は220,000株増加し、4,788,000株となっております。

(2) 【新株予約権等の状況】

①【ストックオプション制度の内容】

第1回新株予約権

決議年月日	平成23年9月29日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 2
新株予約権の数(個) ※	50 [28]
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) ※	普通株式 5,000 [280,000] (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円) ※	500 [5] (注) 2
新株予約権の行使期間 ※	平成25年10月1日から 平成33年9月28日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) ※	発行価格 500 [5] 資本組入額 250 [2.5]
新株予約権の行使の条件 ※	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	本新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	(注) 4

※ 最近事業年度の末日(平成30年3月31日)における内容を記載しております。最近事業年度の末日から提出日の前月末現在(平成31年1月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については最近事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1. 普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

2. 普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合、上記の行使価額は、株式分割又は株式併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で当社の普通株式につき、新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合(当社普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の転換又は行使の場合を除く。)、上記の行使価額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

既発行株式数 + 新規発行株式数

上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」と読み替える。さらに、当社が合併等を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他上記の行使価額の調整を必要とする場合には、合併等の条件、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で行使価額を調整することができる。

3. 行使条件

① 新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時において、取締役、監査役及び従業員の地位を保有していることとする。

② 新株予約権者が死亡した場合は、相続は認めないものとする。

③ 新株予約権の質入れ、担保権の設定は認めないものとする。

4. 当社が、合併(合併により当社が消滅する場合に限る)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転

(以下総称して「組織再編行為」という。)をする場合、合併後存続する株式会社又は合併により設立する株式会社、吸収分割をする株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継する株式会社、新設分割により設立する株式会社、株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社、又は、株式移転により設立する株式会社(以下総称して「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の方針にて交付するものとする。ただし、以下の方針に沿う記載のある吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画の承認議案につき当社株主総会の承認を受けた場合に限るものとする。

- ① 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- ② 各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、目的である株式数につき合理的な調整がなされた数（以下「承継後株式数」という。）とする。ただし、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。
- ③ 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいづれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。
- ④ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、この場合、増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
- ⑤ 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、行使価額につき合理的な調整がなされた額に、承継後株式数を乗じた額とする。
- ⑥ その他の新株予約権の行使の条件並びに新株予約権の取得事由
(注) 3の行使条件及び本新株予約権引受契約に定める新株予約権の取得条項に準じて決定する。
- ⑦ 講渡による新株予約権の取得の制限
講渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。

第2回新株予約権

決議年月日	平成26年3月31日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 1、当社従業員 2
新株予約権の数（個） ※	25
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株） ※	普通株式 2,500 [250,000] (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額（円） ※	9,000 [90] (注) 2
新株予約権の行使期間 ※	平成28年4月1日から 平成36年3月31日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円） ※	発行価格 9,000 [90] 資本組入額 4,500 [45]
新株予約権の行使の条件 ※	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	本新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	(注) 5

※ 最近事業年度の末日（平成30年3月31日）における内容を記載しております。最近事業年度の末日から提出日の前月末現在（平成31年1月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を「」内に記載しており、その他の事項については最近事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1

- (1) 当社が普通株式について株式の分割又は併合を行う場合には、未行使の本新株予約権についてその1個当たりの目的たる株式数を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1株の100分の1未満の端数は切り捨て、金銭による調整は行わない。「分割の比率」とは、株式分割後の発行済普通株式総数を株式分割前の発行済普通株式総数で除した数を、「併合の比率」とは、株式併合後の発行済普通株式総数を株式併合前の発行済普通株式総数で除した数を、それぞれ意味するものとし、以下同じとする。調整後の株式数は、株式分割の場合は会社法第183条第2項第1号に基づく株式分割の割当基準日の翌日以降、株式併合の場合は株式併合の効力発生日の翌日以降、それ適用されるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

- (2) 当社が株主割当の方法により募集株式の発行又は処分を行う場合、株式無償割当てを行う場合、合併する場合、株式交換を行う場合、会社分割を行う場合その他必要と認められる場合には、当社は適当と認める本新株予約権1個当たりの目的たる株式数の調整を行う。

(注) 2

- (1) 当社が普通株式について株式の分割又は併合を行う場合には、未行使の本新株予約権について、行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。調整後の行使価額の適用時期は、(注) 1 (1) の調整後の株式数の適用時期に準じるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

- (2) 当社が、(i) 時価を下回る1株当たりの払込金額での普通株式の発行又は処分（株式無償割当てを含む。以下に定義する潜在株式等の取得原因の発生によるもの、並びに合併、株式交換、及び会社分割に伴うものを除く。）、又は(ii) 時価を下回る1株当たりの取得価額をもって普通株式を取得し得る潜在株式等（取得請求権付株式、取得条項付株式、新株予約権、新株予約権付社債、その他その保有者若しくは当社の請求に基づき又は一定の事由の発生を条件として普通株式を取得し得る地位を伴う証券又は権利を意味する。以下同じ。）の発行又は処分（無償割当てによる場合を含む。）を行うときは、未行使の本新株予約権について行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。なお、上記における「取得原因」とは、潜在株式等に基づき当社が普通株式を交付する原因となる保有者若しくは当社の請求又は一定の事由を意味し、「取得価額」とは、普通株式1株を取得するために当該潜在株式等の取得及び取得原因の発生を通じて負担すべき金額を意味するものとし、以下同様とする。

なお、本号において「時価」とは、調整後の行使価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の金融商品取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。但し、当社の普通株式が金融商品取引所に上場される前及び上場後45取引日（上場日を含む。）が経過するまでの期間においては、調整前の行使価額を

もって時価とみなす。

上記調整による調整後の行使価額は、募集又は割当てのための基準日がある場合はその日の翌日、それ以外の場合は普通株式又は潜在株式等の発行又は処分の効力発生日（会社法第209条第1項第2号が適用される場合は、同号に定める期間の末日）の翌日以降に適用されるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

なお、上記算式については下記の定めに従うものとする。

①「既発行株式数」とは、調整後の行使価額が適用される日の前日における、当社の発行済普通株式総数及び発行済の潜在株式等の目的たる普通株式数を合計した数から、同日における当社の保有する自己株式（普通株式のみ）の数を控除した数を意味するものとする（但し当該調整事由によって当社の発行済普通株式数若しくは発行済の潜在株式等の目的たる普通株式数又は自己株式（普通株式のみ）の数が変動する場合、当該変動前の数を基準とする。）。

②当社が自己株式を処分することにより調整が行われる場合においては、「新発行株式数」は「処分する自己株式の数」と読み替えるものとする。

③当社が潜在株式等を発行又は処分することにより調整が行われる場合における「新発行株式数」とは、発行又は処分される潜在株式等の目的たる普通株式の数を、「1株当たり払込金額」とは、目的となる普通株式1株当たりの取得価額を、それぞれ意味するものとする。

- (3) (2) (ii) に定める潜在株式等の取得原因が発生する可能性のある期間が終了した場合には、当社は適当と認める行使価額の調整を行う。但し、その潜在株式等の全部について取得原因が発生した場合を除く。
- (4) 当社が合併する場合、株式交換を行う場合、会社分割を行う場合その他必要と認められる場合には、当社は適当と認める行使価額の調整を行う。
- (5) 当社が株主割当又は株式無償割当以外の方法で普通株式又は潜在株式等を発行又は処分する場合において、当社が調整を行わない旨を決定した場合には、(2)に基づく調整は行われないものとする。

(注) 3

(1) 行使条件

①本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は新株予約権を保有するもの（以下「権利者」という。）について、当社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件に定める取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。但し、当社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。

②本新株予約権の行使は1新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。

③権利者が1個又は複数の本新株予約権を行使した場合に、当該行使により当該権利者に対して交付される株式数は整数でなければならず、1株未満の部分についてはこれを切り捨て、株式は割り当てられないものとする。かかる端数の切り捨てについて金銭による調整は行わない。

④その他権利行使の条件は当社と本新株予約権の割当てを受ける者との間で締結する割当契約に定めるところによる。

(2) 相続

本新株予約権の行使は、権利者が生存していることを条件とし、権利者が死亡した場合には、本新株予約権は相続されず、本新株予約権は行使できなくなるものとする。

(注) 4

当社は、以下の各号に基づき本新株予約権を取得することができる。当社は以下の各号に定める取得の事由が生じた本新株予約権を取得する場合、取締役会の決議により別途定める日においてこれを取得する。また、当社は以下の各号に定める取得の事由が生じた本新株予約権の全部又は一部を取得することができ、一部を取得する場合は、取締役会の決議により取得する本新株予約権を決定する。

- (1) 当社が消滅会社となる吸収合併若しくは新設合併、当社が分割会社となる吸収分割若しくは新設分割、又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転（以下これらを総称して「組織再編行為」という。）について、法令上又は当社の定款上必要な当社の株主総会の承認決議（株主総会決議に替えて総株主の同意が必要である場合には総株主の同意の取得、そのいずれも不要である場合には、取締役会の決議）が行われたとき
- (2) 当社の発行済株式総数の過半数の株式について、同時又は実質的に同時に特定の第三者（当社の株主を含む。）に移転する旨の書面による合意が、当該株式の各保有者と当該第三者との間で成立した場合
- (3) 権利者が下記の身分を喪失した場合

- ①当社又は子会社（会社法第2条第3号に定める子会社を意味する。以下同じ。）の取締役又は監査役
 - ②当社又は子会社の使用人
 - ③顧問、アドバイザー、コンサルタントその他名目の如何を問わず当社又は子会社との間で委任、請負等の継続的な契約関係にある者
- (4) 次のいずれかに該当する事由が発生した場合
- ①権利者が禁錮以上の刑に処せられた場合
 - ②権利者が当社又は子会社と競合する業務を営む法人を直接若しくは間接に設立し、又はその役員若しくは使用人に就任するなど、名目を問わず当社又は子会社と競業した場合。但し、当社の書面による事前の承認を得た場合を除く。
 - ③権利者が法令違反その他不正行為により当社又は子会社の信用を損ねた場合
 - ④権利者が差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立を受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合
 - ⑤権利者が支払停止若しくは支払不能となり、又は振り出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りとなった場合
 - ⑥権利者につき破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算手続開始その他これらに類する手続開始の申立があった場合
 - ⑦権利者につき解散の決議が行われた場合
 - ⑧権利者が反社会的勢力等（暴力団、暴力団員、右翼団体、反社会的勢力、その他これに準ずる者を意味する。以下同じ。）であること、又は資金提供等を通じて反社会的勢力等と何らかの交流若しくは関与を行っていることが判明した場合
- (5) 権利者が当社又は子会社の取締役若しくは監査役又は使用人の身分を有する場合（本新株予約権発行後にかかる身分を有するに至った場合を含む。）において、次のいずれかに該当する事由が発生した場合
- ①権利者が自己に適用される当社又は子会社の就業規則に規定する懲戒事由に該当した場合
 - ②権利者が取締役としての忠実義務等当社又は子会社に対する義務に違反した場合

(注) 5

当社が組織再編行為を行う場合は、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権の権利者に対して、手続に応じそれぞれ合併における存続会社若しくは新設会社、会社分割における承継会社若しくは新設会社、又は株式交換若しくは株式移転における完全親会社（いずれの場合も株式会社に限る。以下総称して「再編対象会社」という。）の新株予約権を、下記の方針に従って交付することとする。但し、下記の方針に従って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、組織再編行為にかかる契約又は計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
権利者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、(注) 1に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法
組織再編行為の条件等を勘案の上、(注) 2で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。
- (6) 権利行使の条件、取得事由、その他の新株予約権の内容
本新株予約権の内容に準じて、組織再編行為にかかる契約又は計画において定めるものとする。
- (7) 取締役会による譲渡承認について
新株予約権の譲渡について、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。
- (8) 組織再編行為の際の取り扱い
本項に準じて決定する。

第3回新株予約権

決議年月日	平成27年3月13日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 2、当社従業員 7（注）6
新株予約権の数（個）※	135
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式 1,350 [135,000]（注）1
新株予約権の行使時の払込金額（円）※	18,000 [180]（注）2
新株予約権の行使期間※	平成29年4月1日から 平成37年3月13日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※	発行価格 18,000 [180] 資本組入額 9,000 [90]
新株予約権の行使の条件※	（注）3
新株予約権の譲渡に関する事項※	本新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	（注）5

※ 最近事業年度の末日（平成30年3月31日）における内容を記載しております。最近事業年度の末日から提出日の前月末現在（平成31年1月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については最近事業年度の末日における内容から変更はありません。

（注）1～5. 「第2回新株予約権」の（注）1～5. に記載のとおりです。

6. 付与対象者のうち、退職による権利喪失により、本書提出日現在の「付与対象者の区分及び人数」は、当社取締役2名、当社従業員6名となっております。

第4回新株予約権

決議年月日	平成30年3月30日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 1、当社監査役 3、当社従業員 75 (注) 6
新株予約権の数（個） ※	1,683 [1,593]
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株） ※	普通株式 1,683 [159,300] (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額（円） ※	100,000 [1,000] (注) 2
新株予約権の行使期間 ※	平成32年3月13日から 平成40年3月12日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円） ※	発行価格 100,000 [1,000] 資本組入額 50,000 [500]
新株予約権の行使の条件 ※	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	本新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	(注) 5

※ 最近事業年度の末日（平成30年3月31日）における内容を記載しております。最近事業年度の末日から提出日の前月末現在（平成31年1月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については最近事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1

- (1) 当社が普通株式について株式の分割又は併合を行う場合には、未行使の本新株予約権についてその1個当たりの目的たる株式数を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1株の100分の1未満の端数は切り捨て、金銭による調整は行わない。「分割の比率」とは、株式分割後の発行済普通株式総数を株式分割前の発行済普通株式総数で除した数を、「併合の比率」とは、株式併合後の発行済普通株式総数を株式併合前の発行済普通株式総数で除した数を、それぞれ意味するものとし、以下同じとする。調整後の株式数は、株式分割の場合は会社法第183条第2項第1号に基づく株式分割の割当基準日の翌日以降、株式併合の場合は株式併合の効力発生日の翌日以降、それぞれ適用されるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

- (2) 当社が株主割当の方法により募集株式の発行又は処分を行う場合、株式無償割当てを行なう場合、合併する場合、株式交換を行う場合、会社分割を行う場合その他必要と認められる場合には、当社は適当と認める本新株予約権1個当たりの目的たる株式数の調整を行う。

(注) 2

- (1) 当社が普通株式について株式の分割又は併合を行う場合には、未行使の本新株予約権について、行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。調整後の行使価額の適用時期は、(注) 1 (1) の調整後の株式数の適用時期に準じるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

- (2) 当社が、(i) 時価を下回る1株当たりの払込金額での普通株式の発行又は処分（株式無償割当てを含む。以下に定義する潜在株式等の取得原因の発生によるもの、並びに合併、株式交換、及び会社分割に伴うものを除く。）、又は(ii) 時価を下回る1株当たりの取得価額をもって普通株式を取得し得る潜在株式等（取得請求権付株式、取得条項付株式、新株予約権、新株予約権付社債、その他その保有者若しくは当社の請求に基づき又は一定の事由の発生を条件として普通株式を取得し得る地位を伴う証券又は権利を意味する。以下同じ。）の発行又は処分（無償割当てによる場合を含む。）を行うときは、未行使の本新株予約権について行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。なお、上記における「取得原因」とは、潜在株式等に基づき当社が普通株式を交付する原因となる保有者若しくは当社の請求又は一定の事由を意味し、「取得価額」とは、普通株式1株を取得するために当該潜在株式等の取得及び取得原因の発生を通じて負担すべき金額を意味するものとし、以下同様とする。

なお、本号において「時価」とは、調整後の行使価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の金融商品取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。平均値の

計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。但し、当社の普通株式が金融商品取引所に上場される前及び上場後45取引日（上場日を含む。）が経過するまでの期間においては、調整前の行使価額をもって時価とみなす。

上記調整による調整後の行使価額は、募集又は割当てのための基準日がある場合はその日の翌日、それ以外の場合は普通株式又は潜在株式等の発行又は処分の効力発生日（会社法第209条第1項第2号が適用される場合は、同号に定める期間の末日）の翌日以降に適用されるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行株式数} \times 1\text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

なお、上記算式については下記の定めに従うものとする。

- ①「既発行株式数」とは、調整後の行使価額が適用される日の前日における、当社の発行済普通株式総数及び発行済の潜在株式等の目的たる普通株式数を合計した数から、同日における当社の保有する自己株式（普通株式のみ）の数を控除した数を意味するものとする（但し当該調整事由によって当社の発行済普通株式数若しくは発行済の潜在株式等の目的たる普通株式数又は自己株式（普通株式のみ）の数が変動する場合、当該変動前の数を基準とする。）。
- ②当社が自己株式を処分することにより調整が行われる場合においては、「新発行株式数」は「処分する自己株式の数」と読み替えるものとする。
- ③当社が潜在株式等を発行又は処分することにより調整が行われる場合における「新発行株式数」とは、発行又は処分される潜在株式等の目的たる普通株式の数を、「1株当たり払込金額」とは、目的となる普通株式1株当たりの取得価額を、それぞれ意味するものとする。
- (3) (2) (ii) に定める潜在株式等の取得原因が発生する可能性のある期間が終了した場合には、当社は適当と認める行使価額の調整を行う。但し、その潜在株式等の全部について取得原因が発生した場合を除く。
- (4) 当社が合併する場合、株式交換を行う場合、会社分割を行う場合その他必要と認められる場合には、当社は適当と認める行使価額の調整を行う。
- (5) 当社が株主割当又は株式無償割当以外の方法で普通株式又は潜在株式等を発行又は処分する場合において、当社が調整を行わない旨を決定した場合には、(2)に基づく調整は行われないものとする。

(注) 3

(1) 行使条件

- ①本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は新株予約権を保有するもの（以下「権利者」という。）について、当社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件に定める取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。但し、当社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。
- ②本新株予約権の行使は1新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。
- ③権利者が1個又は複数の本新株予約権を使用した場合に、当該行使により当該権利者に対して交付される株式数は整数でなければならず、1株未満の部分についてはこれを切り捨て、株式は割り当てられないものとする。かかる端数の切り捨てについて金銭による調整は行わない。
- ④その他権利行使の条件は当社と本新株予約権の割当てを受ける者との間で締結する割当契約に定めるところによる。

(2) 相続

本新株予約権の行使は、権利者が生存していることを条件とし、権利者が死亡した場合には、本新株予約権は相続されず、本新株予約権は行使できなくなるものとする。

(注) 4

当社は、以下の各号に基づき本新株予約権を取得することができる。当社は以下の各号に定める取得の事由が生じた本新株予約権を取得する場合、取締役会の決議により別途定める日においてこれを取得する。また、当社は以下の各号に定める取得の事由が生じた本新株予約権の全部又は一部を取得することができ、一部を取得する場合は、取締役会の決議により取得する本新株予約権を決定する。

- (1) 当社が消滅会社となる吸収合併若しくは新設合併、当社が分割会社となる吸収分割若しくは新設分割、又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転（以下これらを総称して「組織再編行為」という。）について、法令上又は当社の定款上必要な当社の株主総会の承認決議（株主総会決議に替えて総株主の同意が必要である場合には総株主の同意の取得、そのいずれも不要である場合には、取締役会の決議）が行われたとき

- (2) 当社の発行済株式総数の過半数の株式について、同時又は実質的に同時に特定の第三者（当社の株主を含む。）に移転する旨の書面による合意が、当該株式の各保有者と当該第三者との間で成立した場合
- (3) 当社の株主による株式等売渡請求（会社法第179条の3第1項に定義するものを意味する。）を当社が承認した場合
- (4) 権利者が下記の身分を喪失した場合
 - ①当社又は子会社（会社法第2条第3号に定める子会社を意味する。以下同じ。）の取締役又は監査役
 - ②当社又は子会社の使用人
 - ③顧問、アドバイザー、コンサルタントその他名目の如何を問わず当社又は子会社との間で委任、請負等の継続的な契約関係にある者
- (5) 次のいずれかに該当する事由が発生した場合
 - ①権利者が禁錮以上の刑に処せられた場合
 - ②権利者が当社又は子会社と競合する業務を営む法人を直接若しくは間接に設立し、又はその役員若しくは使用人に就任するなど、名目を問わず当社又は子会社と競業した場合。但し、当社の書面による事前の承認を得た場合を除く。
 - ③権利者が法令違反その他不正行為により当社又は子会社の信用を損ねた場合
 - ④権利者が差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立を受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合
 - ⑤権利者が支払停止若しくは支払不能となり、又は振り出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りとなった場合
 - ⑥権利者につき破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算手続開始その他これらに類する手続開始の申立があった場合
 - ⑦権利者につき解散の決議が行われた場合
 - ⑧権利者が反社会的勢力等（暴力団、暴力団員、右翼団体、反社会的勢力、その他これに準ずる者を意味する。以下同じ。）であること、又は資金提供等を通じて反社会的勢力等と何らかの交流若しくは関与を行っていることが判明した場合
- (6) 権利者が当社又は子会社の取締役若しくは監査役又は使用人の身分を有する場合（本新株予約権発行後にかかる身分を有するに至った場合を含む。）において、次のいずれかに該当する事由が発生した場合
 - ①権利者が自己に適用される当社又は子会社の就業規則に規定する懲戒事由に該当した場合
 - ②権利者が取締役としての忠実義務等当社又は子会社に対する義務に違反した場合

(注) 5

当社が組織再編行為を行う場合は、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権の権利者に対して、手続に応じそれぞれ合併における存続会社若しくは新設会社、会社分割における承継会社若しくは新設会社、又は株式交換若しくは株式移転における完全親会社（いずれの場合も株式会社に限る。以下総称して「再編対象会社」という。）の新株予約権を、下記の方針に従って交付することとする。但し、下記の方針に従って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、組織再編行為にかかる契約又は計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
 - 権利者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
 - 再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
 - 組織再編行為の条件等を勘案の上、（注）1に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法
 - 組織再編行為の条件等を勘案の上、（注）2で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
 - 新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。
- (6) 権利行使の条件、取得事由、その他の新株予約権の内容
 - 本新株予約権の内容に準じて、組織再編行為にかかる契約又は計画において定めるものとする。
- (7) 取締役会による譲渡承認について
 - 新株予約権の譲渡について、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。
- (8) 組織再編行為の際の取り扱い
 - 本項に準じて決定する。

(注) 6

付与対象者のうち、退職による権利喪失により、本書提出日現在の「付与対象者の区分及び人数」は、当社取締役1名、当社監査役3名、当社従業員69名となっております。

第5回新株予約権

決議年月日	平成30年9月28日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 1、当社従業員 32
新株予約権の数（個） ※	— [446]
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株） ※	普通株式 — [44,600] (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額（円） ※	— [1,100] (注) 2
新株予約権の行使期間 ※	平成32年6月29日から 平成40年6月28日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円） ※	発行価格 — [1,100] 資本組入額 — [550]
新株予約権の行使の条件 ※	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	本新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	(注) 5

※ 最近事業年度の末日（平成30年3月31日）における内容を記載しております。最近事業年度の末日から提出日の前月末現在（平成31年1月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については最近事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1～5. 「第4回新株予約権」の(注) 1～5. に記載のとおりです。

②【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

③【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数(株)	発行済株式総数 残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
平成26年3月31日 (注) 1	普通株式 10	普通株式 290	250	40,000	250	30,000
平成26年5月30日 (注) 2	普通株式 56	普通株式 346	50,400	90,400	50,400	80,400
平成27年3月31日 (注) 3	普通株式 3,114	普通株式 3,460	—	90,400	—	80,400
平成28年5月31日 (注) 4	A種優先株式 708	普通株式 3,460 A種優先株式 708	150,450	240,850	150,450	230,850
平成29年11月15日 (注) 5	普通株式 150	普通株式 3,610 A種優先株式 708	75,000	315,850	75,000	305,850
平成29年12月21日 (注) 6	普通株式 250	普通株式 3,860 A種優先株式 708	125,000	440,850	125,000	430,850
平成30年3月28日 (注) 7	普通株式 34,740 A種優先株式 6,372	普通株式 38,600 A種優先株式 7,080	—	440,850	—	430,850
平成30年11月2日 (注) 8	普通株式 4,720	普通株式 43,320 A種優先株式 7,080	—	440,850	—	430,850
平成30年11月11日 (注) 9	普通株式 2,360	普通株式 45,680 A種優先株式 7,080	—	440,850	—	430,850
平成30年11月12日 (注) 10	A種優先株式 △7,080	普通株式 45,680	—	440,850	—	430,850
平成30年12月15日 (注) 11	普通株式 4,522,320	普通株式 4,568,000	—	440,850	—	430,850
平成30年12月20日 (注) 1	普通株式 220,000	普通株式 4,788,000	550	441,400	550	431,400

(注) 1. 新株予約権の行使による増加です。

2. 有償第三者割当

割当先 NVCC 6号投資事業有限責任組合、大和PIパートナーズ株式会社

発行価格 1,800,000円

資本組入額 900,000円

3. 平成27年3月13日開催の株主総会決議により、平成27年3月31日付で普通株式1株につき10株の株式分割を行っております。

4. 有償第三者割当

割当先 NVCC 7号投資事業有限責任組合、大和ベンチャー1号投資事業有限責任組合

発行価格 425,000円

資本組入額 212,500円

5. 有償第三者割当

割当先 NVCC 8号投資事業有限責任組合

発行価格 1,000,000円

資本組入額 500,000円

6. 有償第三者割当
割当先 合同会社RSIファンド1号、株式会社新生銀行
発行価格 1,000,000円
資本組入額 500,000円
7. 平成30年3月12日開催の取締役会決議により、平成30年3月28日付で普通株式及びA種優先株式1株につき10株の株式分割を行っております。
8. 株主の請求に基づき、A種優先株式4,720株を自己株式として取得し、その対価として普通株式4,720株を交付しております。
9. 株主の請求に基づき、A種優先株式2,360株を自己株式として取得し、その対価として普通株式2,360株を交付しております。
10. 平成30年11月12日開催の取締役会決議により、自己株式として保有するA種優先株式を同日付で全て消却しております。
11. 平成30年11月12日開催の取締役会決議により、平成30年12月15日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っております。

(4) 【所有者別状況】

平成30年12月31日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数100株）							単元未満株式の状況（株）	
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
株主数（人）					個人以外	個人			
株主数（人）	—	1	—	5	—	—	5	11	—
所有株式数（単元）	—	500	—	24,780	—	—	22,600	47,880	—
所有株式数の割合（%）	—	1.04	—	51.75	—	—	47.20	100	—

(5) 【議決権の状況】

①【発行済株式】

平成30年12月31日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式（自己株式等）	—	—	—
議決権制限株式（その他）	—	—	—
完全議決権株式（自己株式等）	—	—	—
完全議決権株式（その他）	普通株式 4,788,000	47,880	完全議決権株式であり、株主としての権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 また、単元株式数は100株となっております。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	4,788,000	—	—
総株主の議決権	—	47,880	—

②【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】会社法第155条第1号によるA種優先株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数（株）	価額の総額（円）
最近事業年度における取得自己株式 (平成29年4月1日～平成30年3月31日)	—	—
最近期間における取得自己株式	A種優先株式 7,080	—

(注) 株主の請求に基づき、平成30年11月2日付でA種優先株式4,720株、平成30年11月11日付でA種優先株式2,360株をそれぞれ自己株式として取得しております。また、その対価として平成30年11月2日付で普通株式4,720株、平成30年11月11日付で普通株式2,360株をそれぞれ交付しております。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	最近事業年度		最近期間	
	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	A種優先株式 7,080 (注)	—
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他（－）	—	—	—	—
保有自己株式	—	—	—	—

(注) 平成30年11月12日開催の取締役会決議により、当該A種優先株式を同日付で全て消却しております。

3 【配当政策】

当社は、株主に対する利益還元を経営の重要課題の一つとして位置付けておりますが、財務体質の強化に加えて事業拡大のための内部留保の充実等を図り、収益基盤の多様化や収益力強化のための投資に充当することが株主に対する最大の利益還元につながると考えております。

将来的には、各事業年度における経営成績を勘案しながら株主への利益還元を検討していく所存ですが、現時点において配当実施の可能性及び実施時期は未定であります。内部留保資金については、財務体質を考慮しつつ今後の事業拡大のための資金として有効に活用していく所存であります。

なお、当社の剰余金の配当につきましては、期末配当は株主総会が、中間配当は取締役会が決定機関となっております。また、中間配当につきましては、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる旨を定款に定めております。

4 【株価の推移】

当社株式は非上場であるため、該当事項はありません。

5 【役員の状況】

男性6名 女性1名 (役員のうち女性の比率14%)

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)
代表取締役	社長	柳橋 仁機	昭和50年7月6日生	平成12年6月 アクセンチュア株式会社入社 平成14年7月 株式会社アイスタイル入社 平成20年5月 当社設立 代表取締役（現任）	(注) 3	1,981,000
取締役	副社長	佐藤 寛之	昭和54年5月18日生	平成15年4月 株式会社リンクアンドモチベーション入社 平成20年5月 シンプレクス株式会社入社 平成23年10月 当社取締役（現任）	(注) 3	81,000
取締役 (注) 1	—	小林 傑	昭和52年12月13日生	平成12年4月 株式会社日本交通公社入社 平成15年2月 株式会社リンクアンドモチベーション入社 平成23年7月 株式会社フィールドマネージメント入社 マネージングディレクター（現任） 平成27年1月 株式会社フィールドマネージメント・ヒューマンリソース設立 代表取締役（現任） 平成30年6月 当社取締役（現任）	(注) 3	—
常勤監査役 (注) 2	—	伊藤 二郎	昭和27年4月1日生	昭和50年4月 三菱電機株式会社入社 平成21年4月 三菱スペース・ソフトウェア株式会社入社 取締役営業副本部長 平成22年4月 同社取締役営業本部長 平成26年6月 同社常任監査役 平成29年6月 当社常勤監査役（現任）	(注) 4	—
監査役 (注) 2	—	山田 啓之	昭和39年10月20日生	平成12年11月 エイジックス株式会社設立 代表取締役（現任） 平成13年1月 AZX総合会計事務所設立 代表（現任） 平成25年7月 Fringe81株式会社監査役（現任） 平成26年10月 ラクスル株式会社監査役（現任） 平成27年7月 当社監査役（現任）	(注) 4	—
監査役 (注) 2	—	足立 政治	昭和26年8月16日生	昭和54年8月 公認会計士登録 平成17年6月 有限責任監査法人トーマツ代表社員 平成21年7月 日本公認会計士協会品質管理主席レビューアー 平成27年3月 アライドテレシスホールディングス株式会社 常勤監査役（現任） 平成29年6月 当社監査役（現任）	(注) 4	—
監査役 (注) 2	—	樋口 明巳	昭和45年8月26日生	平成24年7月 あかつき法律事務所 設立（現任） 平成30年3月 セグエグループ株式会社 取締役（現任） 平成30年11月 当社監査役（現任）	(注) 4	—
計						2,062,000

(注) 1. 取締役小林傑は、社外取締役であります。

2. 監査役伊藤二郎、山田啓之、足立政治及び樋口明巳は、社外監査役であります。
3. 平成30年11月29日開催の臨時株主総会の終結の時から、1年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。
4. 平成30年11月29日開催の臨時株主総会の終結の時から、4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。
5. 当社では、執行役員制度を導入しております。執行役員は以下のとおりであります。

職名	氏名
テクノロジー統括本部長	和賀 勝彦
コーポレート本部長	藤田 豪人
カスタマーエンゲージメント本部長	宮本 桃子
経営戦略室長	橋本 公隆

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

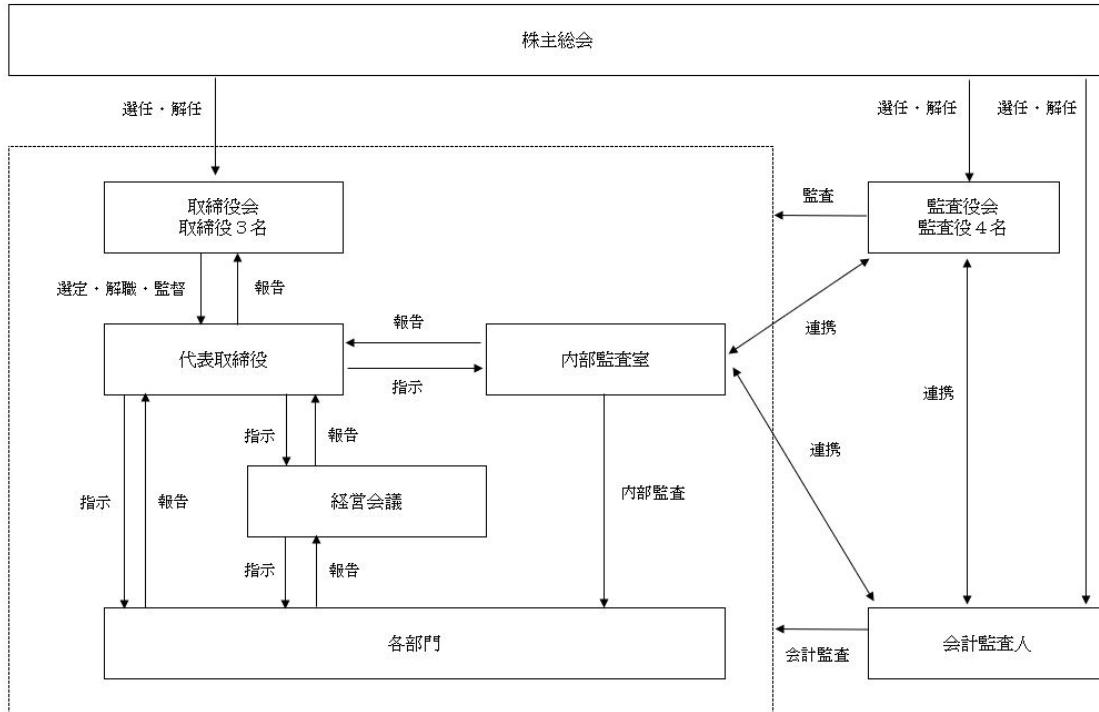
①コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、株主、顧客、従業員をはじめとする利害関係者に対して、経営責任と説明責任の明確化を図り、企業価値の最大化によるメリットを提供するため、経営と業務執行における透明性の確保並びに法令遵守の徹底を進め、同時に、効率的な経営の推進を行うこととしております。このような取組みを進めていく中で、コーポレート・ガバナンスの一層の充実に努めてまいりたいと考えております。

②企業統治の体制

a. 企業統治の体制の概要

当社のコーポレート・ガバナンス体制の概要は以下のとおりであります。



取締役会：取締役会は3名（うち社外取締役1名）により構成し、業務執行監督体制の整備、意思決定の公正化を図っております。取締役会は、原則として毎月1回定期取締役会を開催する他、必要に応じて臨時取締役会を開催しており、経営及び業務執行に関する重要事項の決定等を行っております。

監査役会：監査役会は常勤監査役1名と非常勤監査役3名（4名とも社外監査役）で構成されており、原則として毎月1回定期監査役会を開催し、監査計画の策定、監査実施状況等、監査役相互の情報共有を図っております。

経営会議：経営会議は代表取締役、常勤取締役、常勤監査役、本部長等で構成されており、原則として週1回開催しております。重要な経営事項についての協議を通じ、取締役会を補佐するほか、全社的に情報を共有すべき事項について活発な討議、意見交換を行っております。

b. 企業統治の体制及び採用理由

当社は会社法に基づく機関として、株主総会、取締役会、監査役会及び会計監査人を設置するとともに、日常的に業務を監査する役割として、内部監査室を設置し、これら各機関の相互連携によって、経営の健全性・効率性を確保することが可能となると判断し、この体制を採用しております。

c. 内部統制システムの整備状況

当社の内部統制システムに関する基本方針は以下のとおりです。

1. 当社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制並びに当社の業務の適正を確保するために必要な体制
 - 1) 当社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合すること並びに当社の業務の適正を確保するため、「リスク・コンプライアンス規程」等を定める。
 - 2) 当社の取締役は、当社に関し重大な法令違反、コンプライアンス違反その他重要な事実を発見した場合、速やかに取締役会に報告する。
 - 3) 当社の監査役は、「監査役監査基準」に基づき、取締役の職務執行について監査を行う。
2. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - 1) 当社の取締役の職務執行に係る文書その他重要な情報については、法令、定款及び「文書管理規程」ほか社内規則に基づき作成、保存、管理する。
 - 2) 取締役及び監査役は、必要に応じてこれらの文書等を閲覧することができるものとする。
3. 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - 1) 当社は、リスク管理の基礎として定める「リスク・コンプライアンス規程」に基づき、当社のリスクを横断的に管理するリスク・コンプライアンス委員会を設置し、リスクマネジメント活動を推進する。
 - 2) 当社は、経営会議等において定期的に実施される業務執行状況の報告等を通じ、当社におけるリスクの状況を適時に把握、管理する。
 - 3) 当社の内部監査部門は、「内部監査規程」に基づき、当社におけるリスク管理の状況について監査を行う。
4. 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - 1) 当社は、取締役会を原則月1回定期的に開催し、経営状況を共有するとともに、各組織の活動状況を把握し取締役自らの業務執行の効率化を図る。
 - 2) 当社は、取締役会の決定に基づく業務執行については、「業務分掌規程」「職務権限規程」において、それぞれの分担を明確にして、職務の執行が効率的に行われることを確保する。
 - 3) 当社は、経営会議を原則週1回定期的に開催し、当社の様々な課題を早期に発見・共有するとともに、各職務の執行が効率的に行われることを補完する。
5. 当社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - 1) 当社は、「リスク・コンプライアンス規程」を、職務を遂行するにあたり遵守すべき行動基準とし、全ての役員及び従業員に対し周知徹底を図る。
 - 2) 当社は、「内部通報処理規程」に基づき社内及び社外に通報窓口を設置し、不祥事の未然防止を図る。
 - 3) 当社の内部監査部門は、社内規則に基づき内部監査を実施し、当社の使用人の職務における法令、定款及び社内規則の遵守状況並びにその他業務の遂行状況を検証する。
 - 4) 当社の監査役及び監査役会は、当社の法令、定款及び社内規則等の遵守状況に問題があると認められた場合は、改善策を講ずるよう取締役会に要求する。
6. 当社の監査役がその職務を補助すべき使用者を置くことを求めた場合における当該使用者に関する事項及び当該使用者の取締役からの独立性に関する事項
 - 1) 監査役が監査役補助者の登用を求めた場合、当社の使用者から監査役補助者を任命することができるものとする。
 - 2) 監査役補助者の任命、解任、人事異動、賃金等の改定については、監査役会の同意を得た上で、取締役会で決定することとし、取締役からの独立性を確保する。
 - 3) 監査役補助者は業務の執行に係る役職を兼務しないものとする。
7. 当社の取締役及び使用者が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
 - 1) 当社の取締役及び使用者等は、法令に違反する事実、会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したときには、当社の監査役に対して、当該事実に関する事項を速やかに報告しなければならない。また、当社の監査役から業務執行に関する事項の報告を求められた場合においても速やかに報告を行わなければならない。
 - 2) 当社は、前項により当社の監査役に対して報告した者が当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制を構築する。

8. その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - 1) 当社の監査役は、当社の取締役会、経営会議その他経営に関する重要な会議に出席し、経営において重要な意思決定及び業務の執行状況を把握するとともに、意見を述べることができる。
 - 2) 当社の監査役は、代表取締役と定期的に意見交換を行う。
 - 3) 当社の監査役は、内部監査担当者、会計監査人と定期的に情報交換を行い、連携を図る。
9. 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に関する方針に関する事項
 - 1) 当社は、当社の監査役の職務の執行に協力し監査の実効性を担保するために、監査費用のための予算を確保する。
10. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方・措置
 - 1) 当社は、暴力を駆使して経済的利益を追求する集団または個人である反社会的勢力による被害を防止するため、「反社会的勢力対応規程」を定める。
 - 2) 反社会的勢力に対しては、弁護士や警察等の外部機関と連携して組織的な対応を図るものとし、平素より情報収集に努め、速やかに対処できる体制を整備する。

d. リスク管理体制の整備状況

当社は、持続的な成長を確保するために「リスク・コンプライアンス規程」を定めており、リスク管理及びコンプライアンスの統括を目的とした、リスク・コンプライアンス委員会を年2回開催し、全社的なリスク管理体制の強化を図っております。

③内部監査及び監査役監査の状況

(内部監査)

内部監査室を設置し、専任の担当者1名により内部監査を実施しております。年間の監査計画に従い、法令の遵守状況及び業務活動の効率性等について内部監査を実施し、監査結果を代表取締役に報告しております。また、内部監査担当者は監査役会及び監査法人と定期的に情報交換を実施しております。

(監査役監査)

常勤監査役1名、非常勤監査役3名（4名全て社外監査役）により監査役相互で連携することで効果的な監査を実施しております。また、取締役会に出席して、意見を述べ、経営の適法性・妥当性について確認する他、年間の監査計画に基づいた監査を実施しております。

(内部監査室、監査役及び監査法人との相互連携)

当社の監査役は、内部監査担当者、会計監査人と四半期に1回、三者連絡会を開催し、情報交換を行うことで相互連携を図っております。また、内部監査室と常勤監査役については、週1回、連絡会を実施し、それぞれの監査状況の内容共有及び内部監査の進め方等について話し合い、情報共有を行うことで相互連携を図っております。

④会計監査の状況

会計監査は、有限責任 あずさ監査法人と監査契約を結んでおります。当社の会計監査を担当した公認会計士は次のとおりであります。なお、継続監査年数については、全員7年以内のため記載を省略しております。

公認会計士の氏名等

業務執行社員：小出 健治・佐藤 義仁

監査業務に係る補助者の構成：公認会計士3名及びその他5名

⑤社外取締役及び社外監査役との関係

本書提出日現在、当社は社外取締役を1名、社外監査役を4名それぞれ選任しております。
社外取締役及び社外監査役は、経営者や公認会計士・税理士・弁護士としての豊富な経験と高い見識に基づき、当社の経営全般に対する独立した客観的な観点からの助言・提言を行うことで取締役等の職務執行の監督を行っております。また、社外取締役及び社外監査役は、取締役会又は監査役会を通じて、内部監査室及び会計監査人との連携状況や監査結果について報告を受けると共に、必要に応じて情報交換を行うことで、経営監査・監督機能の強化を図っております。

なお、当社は社外取締役又は社外監査役を選任するための独立性に関する基準又は方針として明確に定めたものはありませんが、選任にあたっては、各方面で豊富な経験と高度な専門知識、幅広い見識を有しております。

外部からの客観的かつ中立的な経営監視の機能を果たせることを前提に判断しております。

社外取締役の小林傑は、組織開発・人材育成支援企業の代表取締役を務めていることから、人事領域に関する豊富な知識と経験を有しており、その知識経験に基づき、当社の経営全般に関する助言を頂けることを期待し、選任しております。

社外監査役の伊藤二郎は、企業の取締役や監査役の経験を通じ、経営管理に関する豊富な知識と経験を有しております、その知識経験に基づき、議案審議等に適宜助言又は提言を頂けることを期待し、選任しております。

社外監査役の山田啓之は、税理士としての業務経験を通じ、財務及び会計に関する豊富な知識と経験を有しております、その知識経験に基づき、議案審議等に適宜助言又は提言を頂けることを期待し、選任しております。

社外監査役の足立政治は、公認会計士としての監査経験を通じ、企業財務や内部統制等に関する豊富な知識と経験を有しております、その知識経験に基づき、議案審議等に適宜助言又は提言を頂けることを期待し、選任しております。

社外監査役の樋口明巳は、弁護士としての業務経験を通じ、企業法務に関する豊富な知識と経験を有しております、その知識経験に基づき、議案審議等に適宜助言又は提言を頂けることを期待し、選任しております。

なお、小林傑は当社新株予約権を45個、伊藤二郎は当社新株予約権を70個、山田啓之は当社新株予約権を45個、足立政治は当社新株予約権を45個保有しております。この関係以外に、当社と社外取締役及び社外監査役の間に、人的関係、資本的関係、又は取引関係その他の利害関係はありません。

⑥役員報酬等

a. 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)		対象となる役員 の員数(人)
		基本報酬	ストック・オプション	
取締役 (社外取締役を除く)	30,340	30,340	—	2
監査役 (社外監査役を除く)	—	—	—	—
社外取締役	—	—	—	1
社外監査役	6,100	6,100	—	3

b. 役員ごとの報酬等の総額

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

c. 使用人兼務役員の使用人給与のうち、重要なもの

該当事項はありません。

d. 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針

当社は役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針は定めておりませんが、取締役の報酬等は、株主総会で決議された総報酬額の範囲内において、取締役会にて決定しております。なお、取締役の報酬限度額は、平成20年5月30日開催の臨時株主総会にて年額100,000千円以内と決議されております。

監査役の報酬等は、株主総会で決議された総報酬額の範囲内において、監査役会にて協議して決定しております。なお、監査役の報酬限度額は、平成29年6月26日開催の第9期定時株主総会にて年額20,000千円以内と決議されております。

⑦取締役の定数

当社の取締役は3名以上とする旨を定款に定めております。

⑧取締役選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨、累積投票によらない旨を定款に定めております。

⑨中間配当

当社は、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって毎年9月30日を基準日として、中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。これは、株主に対して起動的な利益還元を可能とするためであります。

⑩責任免除

当社は、会社法第426条第1項に基づき、取締役、監査役及び会計監査人が期待される役割を十分に發揮できるよう、取締役会の決議をもって取締役（取締役であった者を含む）、監査役（監査役であった者を含む）及び会計監査人（会計監査人であった者を含む）の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる旨を定款に定めております。

⑪責任限定契約

当社と社外監査役は、会社法並びに当社の定款の定めに基づき損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該責任限定契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める監査役の最低責任限度額としております。

⑫株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めています。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和する事により、株主総会の円滑な運営を行うためであります。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

最近事業年度の前事業年度		最近事業年度	
監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)	監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)
3,500	1,500	9,000	—

② 【その他重要な報酬の内容】

(最近事業年度の前事業年度)

該当事項はありません。

(最近事業年度)

該当事項はありません。

③ 【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

(最近事業年度の前事業年度)

株式公開を前提とした予備調査及び財務調査業務であります。

(最近事業年度)

該当事項はありません。

④ 【監査報酬の決定方針】

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬は、当社の事業規模や特性に照らして監査計画、監査内容、監査日数等を勘案し、双方協議の上で監査報酬を決定しております。なお、監査報酬額は監査役会の同意を得ております。

第5【経理の状況】

1. 財務諸表及び四半期財務諸表の作成方法について

- (1)当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。
- (2)当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号）に基づいて作成しております。
- (3)当社の財務諸表及び四半期財務諸表に掲記される科目及びその他の金額表示は、千円未満の端数を四捨五入して記載しております。

2. 監査証明について

- (1)当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前事業年度（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）及び当事業年度（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）の財務諸表について、有限責任あずさ監査法人により監査を受けております。
- (2)当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期会計期間（平成30年10月1日から平成30年12月31日まで）及び第3四半期累計期間（平成30年4月1日から平成30年12月31日まで）に係る四半期財務諸表について、有限責任あずさ監査法人により四半期レビューを受けております。

3. 連結財務諸表及び四半期連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表及び四半期連結財務諸表を作成しておりません。

4. 貢献度を確保するための特段の取組みについて

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更等について適切に対応することができる体制を整備するため、必要に応じて監査法人との協議を実施し、その他会計専門家からの情報共有を通じて、積極的な情報収集活動に努めています。

1 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

①【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成29年3月31日)	当事業年度 (平成30年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	250,578	586,963
売掛金	50,960	99,836
前払費用	8,819	26,655
繰延税金資産	10,688	—
その他	6,866	—
貸倒引当金	—	△189
流動資産合計	327,911	713,265
固定資産		
有形固定資産		
建物	5,582	14,942
減価償却累計額	△465	△5,057
建物（純額）	5,117	9,885
工具、器具及び備品	6,590	13,444
減価償却累計額	△1,525	△4,503
工具、器具及び備品（純額）	5,065	8,940
有形固定資産合計	10,182	18,825
無形固定資産		
ソフトウエア	—	1,936
無形固定資産合計	—	1,936
投資その他の資産		
敷金	24,515	147,255
長期前払費用	1,066	754
破産更生債権等	—	290
繰延税金資産	17,526	—
貸倒引当金	—	△290
投資その他の資産合計	43,107	148,009
固定資産合計	53,289	168,770
資産合計	381,200	882,035

(単位：千円)

	前事業年度 (平成29年3月31日)	当事業年度 (平成30年3月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	13,294	21,923
1年内返済予定の長期借入金	19,200	60,920
未払金	31,434	110,630
未払費用	50,689	90,121
未払法人税等	3,486	5,124
預り金	1,368	2,922
前受収益	62,745	148,511
その他	288	9,381
流動負債合計	182,505	449,532
固定負債		
長期借入金	21,800	138,576
固定負債合計	21,800	138,576
負債合計		
	204,305	588,108
純資産の部		
株主資本		
資本金	240,850	440,850
資本剰余金		
資本準備金	230,850	430,850
資本剰余金合計	230,850	430,850
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	△294,805	△577,773
利益剰余金合計	△294,805	△577,773
株主資本合計		
	176,895	293,927
純資産合計		
	176,895	293,927
負債純資産合計		
	381,200	882,035

【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

当第3四半期会計期間
(平成30年12月31日)

資産の部

流動資産

現金及び預金	483,155
売掛金	123,043
前払費用	39,735
その他	4,158
貸倒引当金	△624
流動資産合計	649,467

固定資産

有形固定資産

建物	50,862
減価償却累計額	△9,508
建物（純額）	41,354
工具、器具及び備品	20,435
減価償却累計額	△9,300
工具、器具及び備品（純額）	11,136
有形固定資産合計	52,489

無形固定資産

ソフトウエア	1,601
ソフトウエア仮勘定	10,034
無形固定資産合計	11,635

投資その他の資産

敷金	124,760
長期前払費用	520
投資その他の資産合計	125,280
固定資産合計	189,405
資産合計	838,872

(単位：千円)

当第3四半期会計期間
(平成30年12月31日)

負債の部

流動負債

買掛金	20,924
1年内返済予定の長期借入金	45,720
未払金	62,900
未払費用	115,789
未払法人税等	4,946
預り金	2,528
前受収益	268,352
その他	27,680
流動負債合計	<hr/> 548,838

固定負債

長期借入金	97,086
固定負債合計	<hr/> 97,086
負債合計	<hr/> 645,924

純資産の部

株主資本

資本金	441,400
資本剰余金	431,400
利益剰余金	△679,853
株主資本合計	<hr/> 192,947
純資産合計	<hr/> 192,947
負債純資産合計	<hr/> 838,872

②【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
売上高	454,822	952,417
売上原価	121,893	404,650
売上総利益	332,929	547,767
販売費及び一般管理費	※1,※2 544,759	※1 791,983
営業損失（△）	△211,830	△244,215
営業外収益		
受取利息	2	3
雑収入	0	6
営業外収益合計	3	9
営業外費用		
支払利息	658	999
株式交付費	1,083	1,400
支払手数料	—	3,000
その他	—	120
営業外費用合計	1,741	5,519
経常損失（△）	△213,568	△249,725
特別損失		
固定資産除却損	※3 434	—
本社移転費用	—	4,423
特別損失合計	434	4,423
税引前当期純損失（△）	△214,002	△254,148
法人税、住民税及び事業税	290	606
法人税等調整額	△6,975	28,214
法人税等合計	△6,684	28,821
当期純損失（△）	△207,318	△282,968

【売上原価明細書】

		前事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)		当事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)	
区分	注記番号	金額(千円)	構成比(%)	金額(千円)	構成比(%)
I 労務費		62,684	25.8	120,667	29.8
II 経費	※1	57,187	23.5	106,324	26.3
III 外注費		123,009	50.6	177,658	43.9
当期総製造費用		242,880	100.0	404,650	100.0
他勘定振替高	※2	120,987		—	
売上原価		121,893		404,650	

原価計算の方法

原価計算の方法は、個別原価計算による実際原価計算であります。

(注) ※1. 主な内訳は次のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
サーバー賃借料(千円)	21,677	52,979

※2. 他勘定振替高の内訳は次のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
研究開発費(千円)	120,987	—

【四半期損益計算書】
【第3四半期累計期間】

(単位：千円)

当第3四半期累計期間
(自 平成30年4月1日
至 平成30年12月31日)

売上高	1,188,980
売上原価	439,336
売上総利益	749,644
販売費及び一般管理費	848,449
営業損失(△)	△98,805
営業外収益	
受取利息	2
雑収入	1,008
営業外収益合計	1,010
営業外費用	
支払利息	1,797
上場関連費用	2,000
その他	90
営業外費用合計	3,887
経常損失(△)	△101,682
税引前四半期純損失(△)	△101,682
法人税等	398
四半期純損失(△)	△102,080

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

(単位：千円)

資本金	株主資本					純資産合計	
	資本剰余金		利益剰余金				
	資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金	利益剰余金合計	繰越利益剰余金		
当期首残高	90,400	80,400	80,400	△87,487	△87,487	83,313	83,313
当期変動額							
新株の発行	150,450	150,450	150,450			300,900	300,900
当期純損失(△)				△207,318	△207,318	△207,318	△207,318
当期変動額合計	150,450	150,450	150,450	△207,318	△207,318	93,582	93,582
当期末残高	240,850	230,850	230,850	△294,805	△294,805	176,895	176,895

当事業年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

(単位：千円)

資本金	株主資本					純資産合計	
	資本剰余金		利益剰余金				
	資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金	利益剰余金合計	繰越利益剰余金		
当期首残高	240,850	230,850	230,850	△294,805	△294,805	176,895	176,895
当期変動額							
新株の発行	200,000	200,000	200,000			400,000	400,000
当期純損失(△)				△282,968	△282,968	△282,968	△282,968
当期変動額合計	200,000	200,000	200,000	△282,968	△282,968	117,032	117,032
当期末残高	440,850	430,850	430,850	△577,773	△577,773	293,927	293,927

④【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 至 平成28年4月1日 平成29年3月31日)	当事業年度 (自 至 平成29年4月1日 平成30年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純損失（△）	△214,002	△254,148
減価償却費	5,762	7,868
受取利息	△2	△3
支払利息	658	999
雑収入	△0	△6
株式交付費	1,083	1,400
支払手数料	—	3,000
本社移転費用	—	4,423
固定資産除却損	434	—
貸倒引当金の増減額（△は減少）	—	479
売上債権の増減額（△は増加）	△22,091	△49,166
前払費用の増減額（△は増加）	△6,413	△17,456
仕入債務の増減額（△は減少）	3,450	8,629
未払金の増減額（△は減少）	7,090	77,946
未払費用の増減額（△は減少）	36,027	39,410
前受収益の増減額（△は減少）	61,614	85,766
その他	5,050	18,099
小計	△121,341	△72,760
利息の受取額	2	3
利息の支払額	△685	△1,044
法人税等の支払額	△1,180	△1,825
営業活動によるキャッシュ・フロー		
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△15,554	△16,665
無形固定資産の取得による支出	—	△2,234
敷金の差入による支出	△24,876	△127,128
貸付金の回収による収入	600	70
敷金の回収による収入	—	6,714
資産除去債務の履行による支出	—	△2,723
投資活動によるキャッシュ・フロー		
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入れによる収入	17,000	—
短期借入金の返済による支出	△17,000	—
長期借入れによる収入	24,000	181,000
長期借入金の返済による支出	△11,200	△25,504
株式の発行による収入	299,817	398,600
その他	—	△120
財務活動によるキャッシュ・フロー		
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	312,617	553,976
現金及び現金同等物の期首残高	149,583	336,385
現金及び現金同等物の期末残高	100,995	250,578
	※ 250,578	※ 586,963

【注記事項】

(重要な会計方針)

前事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

1. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

定率法（ただし、平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法）を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 1～2年

工具、器具及び備品 3～6年

2. 繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用処理をしております。

3. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、隨時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

当事業年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

1. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法（ただし、平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法）を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 1～15年

工具、器具及び備品 3～8年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用ソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）にもとづく定額法によっております。

2. 繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用処理をしております。

3. 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上することとしております。

4. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、隨時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(会計方針の変更)

前事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

（平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用）

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号 平成28年6月17日）を当事業年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

なお、これによる影響は軽微であります。

当事業年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

該当事項はありません。

(未適用の会計基準等)

前事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

・「収益認識に関する会計基準」

（企業会計基準第29号 平成30年3月30日 企業会計基準委員会）

・「収益認識に関する会計基準の適用指針」

（企業会計基準適用指針第30号 平成30年3月30日 企業会計基準委員会）

1. 概要

国際会計基準審議会（IASB）及び米国財務会計基準審議会（FASB）は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、平成26年5月に「顧客との契約から生じる収益」（IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic606）を公表しており、IFRS第15号は平成30年1月1日以後開始する事業年度から、Topic606は平成29年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものです。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の1つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわせない範囲で代替的な取扱いを追加することとされております。

2. 適用予定日

平成34年3月期の期首から適用します。

3. 当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

(会計上の見積りの変更)

前事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

該当事項はありません。

(追加情報)

前事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

（繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用）

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日）を当事業年度から適用しております。

当事業年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）
該当事項はありません。

(貸借対照表関係)
前事業年度（平成29年3月31日）
該当事項はありません。

当事業年度（平成30年3月31日）
該当事項はありません。

(損益計算書関係)

※1 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度49%、当事業年度54%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度51%、当事業年度46%であります。
販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
給料及び手当	101,664千円	180,267千円
業務委託費	56,455	155,877
広告宣伝費	123,258	136,073
採用費	34,818	88,560
減価償却費	2,857	4,448
研究開発費	120,987	—
貸倒引当金繰入額	—	479

※2 一般管理費に含まれる研究開発費の総額

	前事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
	120,987千円	一千円

※3 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
建物附属設備	105千円	一千円
工具、器具及び備品	329	—
計	434	—

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首株式数(株)	当事業年度増加株式数(株)	当事業年度減少株式数(株)	当事業年度末株式数(株)
発行済株式				
普通株式	3,460	—	—	3,460
A種優先株式 (注)	—	708	—	708
合計	3,460	708	—	4,168
自己株式				
普通株式	—	—	—	—
A種優先株式	—	—	—	—
合計	—	—	—	—

(注) A種優先株式の発行済株式の増加708株は、第三者割当による新株の発行によるものです。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首株式数(株)	当事業年度増加株式数(株)	当事業年度減少株式数(株)	当事業年度末株式数(株)
発行済株式				
普通株式 (注) 1、2	3,460	35,140	—	38,600
A種優先株式 (注) 1、3	708	6,372	—	7,080
合計	4,168	41,512	—	45,680
自己株式				
普通株式	—	—	—	—
A種優先株式	—	—	—	—
合計	—	—	—	—

(注) 1. 当社は平成30年3月28日付で普通株式1株につき10株、A種優先株式1株につき10株の株式分割を行っております。

2. 普通株式の発行済株式総数の増加35,140株は、第三者割当による新株の発行による増加400株、株式分割による増加34,740株であります。

3. A種優先株式の発行済株式総数の増加6,372株は、株式分割によるものです。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
現金及び預金勘定	250,578千円	586,963千円
現金及び現金同等物	250,578	586,963

(金融商品関係)

前事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は資金計画に基づき、必要な資金を調達しております。また、資金運用に関しては短期的な預金等に限定しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金、未払金、未払法人税等は短期の支払期日であります。

敷金は不動産賃貸借契約によるものであり、賃貸人の信用リスクに晒されております。

借入金は運転資金の確保等を目的として調達したものであります。

営業債務や借入金は流動性リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の債務不履行等に係るリスク）の管理

当社は、営業債権について、取引先ごとに期日及び残高を管理しております。また、敷金については、取引開始時に信用判定を行うとともに、契約更新時、その他適時に契約先の信用状況の把握に努めております。

②流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

当社は、営業債務や借入金について、資金繰表を作成・更新することにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	250,578	250,578	—
(2) 売掛金	50,960	50,960	—
(3) 敷金	24,515	24,515	—
資産計	326,053	326,053	—
(1) 買掛金	13,294	13,294	—
(2) 未払金	31,434	31,434	—
(3) 未払法人税等	3,486	3,486	—
(4) 長期借入金 (※)	41,000	40,989	△11
負債計	89,215	89,203	△11

※1年内返済予定の長期借入金を含めております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資産

- (1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

- (3) 敷金

敷金の時価の算定については、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標に、信用リスクを加味した利率により割り引いた現在価値により算定しております。

負債

- (1) 買掛金、(2) 未払金、(3) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

- (4) 長期借入金

固定金利による借入であり、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

該当事項はありません。

3. 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	250,578	—	—	—
売掛金	50,960	—	—	—
敷金	—	24,515	—	—
合計	301,538	24,515	—	—

4. 長期借入金の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	19,200	21,800	—	—	—	—
合計	19,200	21,800	—	—	—	—

当事業年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は資金計画に基づき、必要な資金を調達しております。また、資金運用に関しては短期的な預金等に限定しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金、未払金、未払法人税等は短期の支払期日であります。

敷金は不動産賃貸借契約によるものであり、賃貸人の信用リスクに晒されております。

借入金は運転資金の確保等を目的として調達したものであり、変動金利の借入金は金利の変動リスクに晒されております。

営業債務や借入金は流動性リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の債務不履行等に係るリスク）の管理

当社は、営業債権について、取引先ごとに期日及び残高を管理しております。また、敷金については、取引開始時に信用判定を行うとともに、契約更新時、その他適時に契約先の信用状況の把握に努めています。

②流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

当社は、営業債務や借入金について、資金繰表を作成・更新することにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	586,963	586,963	—
(2) 売掛金	99,836		
貸倒引当金(*1)	△189		
	99,647	99,647	—
(3) 敷金	147,255	146,709	△546
資産計	833,865	833,319	△546
(1) 買掛金	21,923	21,923	—
(2) 未払金	110,630	110,630	—
(3) 未払法人税等	5,124	5,124	—
(4) 長期借入金(*2)	199,496	199,442	△54
負債計	337,173	337,118	△54

(*1) 売掛金における貸倒引当金を控除しております。

(*2) 1年内返済予定の長期借入金を含めております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資産

- (1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

- (3) 敷金

敷金の時価の算定については、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標に、信用リスクを加味した利率により割り引いた現在価値により算定しております。

負債

- (1) 買掛金、(2) 未払金、(3) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

- (4) 長期借入金

長期借入金のうち固定金利によるものは、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

変動金利によるものは、金利が一定期間ごとに更改される条件となっていることから、時価は帳簿価額にはほぼ等しいと考えられるため、当該帳簿価額によっております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

該当事項はありません。

3. 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	586,963	—	—	—
売掛金	99,836	—	—	—
敷金	20,126	—	127,128	—
合計	706,926	—	127,128	—

4. 長期借入金の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	60,920	52,920	44,066	26,280	15,310	—
合計	60,920	52,920	44,066	26,280	15,310	—

(ストック・オプション等関係)

前事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

1. ストック・オプションに係る費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

	第1回ストック・オプション	第2回ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 2名	当社取締役 1名 当社従業員 2名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）1	普通株式 500,000株	普通株式 300,000株
付与日	平成23年9月30日	平成26年3月31日
権利確定条件	(注) 2	(注) 2
対象勤務期間	定めておりません。	定めておりません。
権利行使期間	平成25年10月1日から 平成33年9月28日まで	平成28年4月1日から 平成36年3月31日まで

	第3回ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 2名 当社従業員 7名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）1	普通株式 170,000株
付与日	平成27年3月31日
権利確定条件	(注) 2
対象勤務期間	定めておりません。
権利行使期間	平成29年4月1日から 平成37年3月13日まで

(注) 1. 株式数に換算して記載しております。なお、平成27年3月31日付株式分割（普通株式1株につき10株の割合）、平成30年3月28日付株式分割（普通株式1株につき10株の割合）及び平成30年12月15日付株式分割（普通株式1株につき100株の割合）による分割後の株式数に換算して記載しております。

2. 「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況 ①ストックオプション制度の内容」の「新株予約権の行使の条件」に記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

前事業年度（平成29年3月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① ストック・オプションの数

	第1回ストック・オプション	第2回ストック・オプション
権利確定前 (株)		
前事業年度末	—	300,000
付与	—	—
失効	—	—
権利確定	—	300,000
未確定残	—	—
権利確定後 (株)		
前事業年度末	500,000	—
権利確定	—	300,000
権利行使	—	—
失効	—	—
未行使残	500,000	300,000

	第3回ストック・オプション
権利確定前 (株)	
前事業年度末	160,000
付与	—
失効	—
権利確定	—
未確定残	160,000
権利確定後 (株)	
前事業年度末	—
権利確定	—
権利行使	—
失効	—
未行使残	—

(注) 平成27年3月31日付株式分割（普通株式1株につき10株の割合）、平成30年3月28日付株式分割（普通株式1株につき10株の割合）及び平成30年12月15日付株式分割（普通株式1株につき100株の割合）による分割後の株式数に換算して記載しております。

② 単価情報

	第1回ストック・オプション	第2回ストック・オプション
権利行使価格 (円)	5	90
行使時平均株価 (円)	—	—
付与日における公正な評価単価 (円)	—	—

	第3回ストック・オプション
権利行使価格 (円)	180
行使時平均株価 (円)	—
付与日における公正な評価単価 (円)	—

(注) 平成27年3月31日付株式分割（普通株式1株につき10株の割合）、平成30年3月28日付株式分割（普通株式1株につき10株の割合）及び平成30年12月15日付株式分割（普通株式1株につき100株の割合）による分割後の価格に換算して記載しております。

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプション付与時点において当社は未公開企業であるため、ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法を単位当たりの本源的価値の見積りによっております。また、単位当たりの本源的価値の算定基礎となる自社の株式価値は、純資産方式及びDCF法等の結果を総合的に勘案して決定しております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

- (1) 当事業年度末における本源的価値の合計額 613,700千円
- (2) 当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額 一千円

当事業年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

1. ストック・オプションに係る費用計上額及び科目名
該当事項はありません。

2. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

	第1回ストック・オプション	第2回ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 2名	当社取締役 1名 当社従業員 2名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）1	普通株式 500,000株	普通株式 300,000株
付与日	平成23年9月30日	平成26年3月31日
権利確定条件	(注) 2	(注) 2
対象勤務期間	定めておりません。	定めておりません。
権利行使期間	平成25年10月1日から 平成33年9月28日まで	平成28年4月1日から 平成36年3月31日まで

	第3回ストック・オプション	第4回ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 2名 当社従業員 7名	当社取締役 1名 当社監査役 3名 当社従業員 75名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）1	普通株式 170,000株	普通株式 168,300株
付与日	平成27年3月31日	平成30年3月31日
権利確定条件	(注) 2	(注) 2
対象勤務期間	定めておりません。	定めておりません。
権利行使期間	平成29年4月1日から 平成37年3月13日まで	平成32年3月13日から 平成40年3月12日まで

(注) 1. 株式数に換算して記載しております。なお、平成27年3月31日付株式分割（普通株式1株につき10株の割合）、平成30年3月28日付株式分割（普通株式1株につき10株の割合）及び平成30年12月15日付株式分割（普通株式1株につき100株の割合）による分割後の株式数に換算して記載しております。

2. 「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況 ①ストックオプション制度の内容」の「新株予約権の行使の条件」に記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度（平成30年3月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① ストック・オプションの数

	第1回ストック・オプション	第2回ストック・オプション
権利確定前 (株)		
前事業年度末	—	—
付与	—	—
失効	—	—
権利確定	—	—
未確定残	—	—
権利確定後 (株)		
前事業年度末	500,000	300,000
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効	—	50,000
未行使残	500,000	250,000

	第3回ストック・オプション	第4回ストック・オプション
権利確定前 (株)		
前事業年度末	160,000	—
付与	—	168,300
失効	—	—
権利確定	160,000	—
未確定残	—	168,300
権利確定後 (株)		
前事業年度末	—	—
権利確定	160,000	—
権利行使	—	—
失効	25,000	—
未行使残	135,000	—

(注) 平成27年3月31日付株式分割（普通株式1株につき10株の割合）、平成30年3月28日付株式分割（普通株式1株につき10株の割合）及び平成30年12月15日付株式分割（普通株式1株につき100株の割合）による分割後の株式数に換算して記載しております。

② 単価情報

	第1回ストック・オプション	第2回ストック・オプション
権利行使価格 (円)	5	90
行使時平均株価 (円)	—	—
付与日における公正な評価単価 (円)	—	—

	第3回ストック・オプション	第4回ストック・オプション
権利行使価格 (円)	180	1,000
行使時平均株価 (円)	—	—
付与日における公正な評価単価 (円)	—	—

(注) 平成27年3月31日付株式分割（普通株式1株につき10株の割合）、平成30年3月28日付株式分割（普通株式1株につき10株の割合）及び平成30年12月15日付株式分割（普通株式1株につき100株の割合）による分割後の価格に換算して記載しております。

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプション付与時点において当社は未公開企業であるため、ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法を単位当たりの本源的価値の見積りによっております。また、単位当たりの本源的価値の算定基礎となる自社の株式価値は、純資産方式及びDCF法等の結果を総合的に勘案して決定しております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

- (1) 当事業年度末における本源的価値の合計額 835,700千円
- (2) 当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額 一千円

(税効果会計関係)

前事業年度（平成29年3月31日）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	当事業年度 (平成29年3月31日)
繰延税金資産	
減価償却超過額	62,005千円
一括償却資産償却超過額	532
敷金償却費	111
繰越欠損金	40,126
繰延税金資産小計	<u>102,773</u>
評価性引当額	<u>△74,513</u>
繰延税金資産合計	<u>28,260</u>
繰延税金負債	
未収事業税	46
繰延税金負債合計	<u>46</u>
繰延税金資産純額	<u>28,214</u>

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

税引前当期純損失が計上されているため、記載を省略しております。

当事業年度（平成30年3月31日）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

当事業年度 (平成30年3月31日)	
繰延税金資産	
貸倒引当金	147千円
減価償却超過額	85,779
一括償却資産償却超過額	2,570
敷金償却費	1,454
未払事業税	1,407
未払事業所税	154
繰越欠損金	88,784
繰延税金資産小計	180,295
評価性引当額	△180,295
繰延税金資産合計	—

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

税引前当期純損失が計上されているため、記載を省略しております。

(資産除去債務関係)

前事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

当社は、本社オフィスの不動産賃借契約に基づき、オフィスの退去時における原状回復に係る債務を資産除去債務として認識しております。

なお、賃借契約に関連する敷金が資産に計上されているため、当該資産除去債務の負債計上に代えて、当該敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当事業年度の負担に属する金額を費用計上する方法によっております。

当事業年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

当社は、本社オフィスの不動産賃借契約に基づき、オフィスの退去時における原状回復に係る債務を資産除去債務として認識しております。

なお、賃借契約に関連する敷金が資産に計上されているため、当該資産除去債務の負債計上に代えて、当該敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当事業年度の負担に属する金額を費用計上する方法によっております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

当社はクラウド人材マネジメントシステム事業の単一セグメントのため、記載を省略しております。

当事業年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

当社はクラウド人材マネジメントシステム事業の単一セグメントのため、記載を省略しております。

【関連情報】

前事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

单一の製品・サービス区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産の金額がないため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、特定の顧客への売上高が損益計算書の売上高の10%に満たないため、主要な顧客ごとの情報の記載を省略しております。

当事業年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

单一の製品・サービス区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産の金額がないため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、特定の顧客への売上高が損益計算書の売上高の10%に満たないため、主要な顧客ごとの情報の記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

関連当事者との取引

1. 財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（千円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
役員及び主要株主	柳橋 仁機	-	-	当社代表取締役	(被所有) 直接 42.3	債務被保証	当社銀行借入に対する債務被保証 (注) 2	41,000	-	-
							当社不動産賃貸借契約に対する債務被保証 (注) 3	29,851	-	-

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておりません。

2. 銀行借入に対して債務保証を受けております。また、上記取引金額には期末残高を記載しております。

なお、保証料の支払いは行っておりません。

3. 本社事務所の不動産賃貸借契約に対して債務保証を受けております。また、上記取引金額には年間の賃借料の支払額を記載しております。なお、保証料の支払いは行っておりません。

当事業年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

関連当事者との取引

1. 財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（千円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
役員及び主要株主	柳橋 仁機	-	-	当社代表取締役	(被所有) 直接 38.6	債務被保証	当社銀行借入に対する債務被保証 (注) 2	199,496	-	-
							当社不動産賃貸借契約に対する債務被保証 (注) 3	29,851	-	-

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておりません。

2. 銀行借入に対して債務保証を受けております。また、上記取引金額には期末残高を記載しております。

なお、保証料の支払いは行っておりません。

3. 旧本社事務所の不動産賃貸借契約に対して債務保証を受けております。また、上記取引金額には年間の賃借料の支払額を記載しております。なお、保証料の支払いは行っておりません。

2. 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（千円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
その他の関係会社	合同会社RSIファンド1号	東京都中央区	8,500	投資運用業	(被所有) 直接 26.9 (注) 1	出資受入	第三者割当増資	200,000	資本金及び 資本準備金	200,000 (注) 2

(注) 1. 当該取引後の被所有割合を記載しております。

2. 同株主に対する第三者割当増資の実施合計額を記載しております。

(1 株当たり情報)

	前事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
1 株当たり純資産額	△29円75銭	△1円53銭
1 株当たり当期純損失金額 (△)	△51円77銭	△65円91銭

- (注) 1. 潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できず、また、1 株当たり当期純損失金額であるため、記載しておりません。
2. 当社は、平成30年3月28日付で普通株式 1 株につき10株、A 種優先株式 1 株につき10株の割合、及び平成30年12月15日付けで普通株式 1 株につき100株の割合で株式分割を行っております。前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1 株当たり純資産額及び1 株当たり当期純損失金額を算定しております。

3. 1 株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (平成29年3月31日)	当事業年度 (平成30年3月31日)
純資産の部の合計額 (千円)	176,895	293,927
純資産の部の合計額から控除する金額 (千円)	300,900	300,900
(うち A 種優先株式払込金額 (千円))	(300,900)	(300,900)
普通株式に係る期末の純資産額 (千円)	△124,005	△6,973
1 株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数 (株)	4,168,000	4,568,000

(注) A 種優先株式は、残余財産分配について普通株式より優先される株式であるため、1 株当たり純資産額の算定にあたって、A 種優先株式に優先して配分される残余財産額を純資産の部の合計額から控除しております。また、A 種優先株式は、残余財産を優先して配分された後の残余財産の分配について普通株式と同等の権利を持つことから、1 株当たり純資産額の算定に用いられる普通株式と同等の株式としております。

4. 1 株当たり当期純損失金額 (△) の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
当期純損失 (△) (千円)	△207,318	△282,968
普通株主に帰属しない金額 (千円)	—	—
普通株式に係る当期純損失 (△) (千円)	△207,318	△282,968
期中平均株式数 (株)	4,004,600	4,293,100
(うち普通株式数 (株))	3,460,000	3,585,100
(うち A 種優先株式数 (株))	544,600	708,000
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	—	—

(注) A 種優先株式は、剩余金の配当請求権について普通株式と同等の権利を有しているため、普通株式と同等の株式としております。

(重要な後発事象)

前事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）
該当事項はありません。

当事業年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）
(単元株制度の採用及び株式分割)

当社は、平成30年11月29日開催の臨時株主総会決議により、単元株制度の採用及び発行可能株式総数を182,720株に変更する旨の定款変更を行っております。また、これに先立ち、平成30年11月12日開催の取締役会において、当該定款変更が効力を生じることを条件に平成30年12月15日付で効力を生じる株式分割を決議いたしました。

1. 単元株制度の採用

(1) 単元株制度採用の目的

単元株式数（売買単位）を100株に統一することを目標とする全国証券取引所の「売買単位の集約に向けた行動計画」を考慮し、1単元を100株とする単元株制度を採用いたしました。

(2) 単元株制度

単元株制度を採用し、普通株式の単元株式数を100株といたしました。

2. 株式分割

(1) 株式分割の目的

投資単位当たりの金額を引き下げ、当社株式の流動性の向上と投資家層の拡大を図ることを目的とするものです。

(2) 株式分割の概要

① 分割の方法

平成30年12月14日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有株式数を、普通株式1株につき100株の割合をもって分割いたしました。

② 分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	45,680株
株式分割により増加する株式数	4,522,320株
株式分割後の発行済株式総数	4,568,000株
株式分割後の発行可能株式総数	18,272,000株

③ 株式分割の効力発生日

平成30年12月15日

④ 1株当たり情報に与える影響

「1株当たり情報」は、当該株式分割が前事業年度の期首に行われたと仮定して算出しており、これによる影響については、当該箇所に反映されております。

【注記事項】

(四半期財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

(税金費用の計算)

税金費用については、当第3四半期会計期間を含む事業年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。なお、当該見積実効税率を用いて税金費用を計算すると著しく合理性を欠く結果となる場合には、法定実効税率を用いて計算しております。

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期累計期間に係る減価償却費（無形固定資産に係る償却費を含む。）は、次のとおりであります。

当第3四半期累計期間
(自 平成30年4月1日
至 平成30年12月31日)

減価償却費	9,541千円
-------	---------

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当第3四半期累計期間（自 平成30年4月1日 至 平成30年12月31日）

当社はクラウド人材マネジメントシステム事業の単一セグメントのため、記載を省略しております。

(1 株当たり情報)

1 株当たり四半期純損失金額（△）の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第3四半期累計期間 (自 平成30年4月1日 至 平成30年12月31日)
1 株当たり四半期純損失金額（△）	△22円30銭
(算定上の基礎)	
四半期純損失金額（△）（千円）	△102,080
普通株主に帰属しない金額（千円）	—
普通株式に係る四半期純損失金額（△）（千円）	△102,080
期中平均株式数（株）	4,577,600
（うち普通株式数（株））	4,016,349
（うちA種優先株式数（株））	561,251
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	—

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在するものの、当社株式は非上場であり期中平均株価が把握できず、また、1株当たり四半期純損失金額であるため、記載しておりません。
2. 1株当たり四半期純損失金額の算定上、A種優先株式は剰余金の配当請求権について普通株式と同等の権利を有しているため、普通株式と同等の株式としております。
3. 平成30年12月15日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っております。当該株式分割については、当期首に株式分割が行われたと仮定して、1株当たり四半期純損失金額を算出しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

⑤【附属明細表】

【有価証券明細表】

該当事項はありません。

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価償却累計額又は償却累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末残高 (千円)
有形固定資産							
建物	5,582	9,360	—	14,942	5,057	4,592	9,885
工具、器具及び備品	6,590	6,854	—	13,444	4,503	2,979	8,940
有形固定資産計	12,172	16,214	—	28,386	9,560	7,570	18,825
無形固定資産							
ソフトウェア	—	2,234	—	2,234	298	298	1,936
無形固定資産計	—	2,234	—	2,234	298	298	1,936
長期前払費用	1,560	—	—	1,560	806	312	754

(注) 当期増加額のうち主なものは次のとおりであります。

①建物 新本社における電気設備、ネットワーク設備等 9,360千円

②工具、器具及び備品 パソコン等 5,837千円

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
1年以内に返済予定の長期借入金	19,200	60,920	1.4	—
長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く。）	21,800	138,576	1.3	平成32年～34年
合計	41,000	199,496	—	—

(注) 1. 平均利率については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く。）の貸借対照表日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	52,920	44,066	26,280	15,310

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	—	479	—	—	479

【資産除去債務明細表】

該当事項はありません。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

① 流動資産

イ. 現金及び預金

区分	金額(千円)
預金	
普通預金	586,963
合計	586,963

ロ. 売掛金

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
㈱セブン&アイ・ホールディングス	1,949
司法書士法人新宿事務所	1,107
㈱日本創発グループ	1,036
㈱東邦	663
㈱ドン・キホーテ	637
その他	94,445
合計	99,836

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高 (千円) (A)	当期発生高 (千円) (B)	当期回収高 (千円) (C)	当期末残高 (千円) (D)	回収率(%) $\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$	滞留期間(日) $\frac{(A) + (D)}{2}$ $\frac{(B)}{365}$ 34
50,960	809,710	760,833	99,836	88.4	

(注) 当期発生高には消費税等が含まれております。

② 固定資産

イ. 敷金

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
鹿島建設㈱	127,128
大和証券オフィス投資法人	20,126
合計	147,255

③ 流動負債

イ. 買掛金

相手先	金額(千円)
レバテック(株)	5,321
ギークス(株)	5,184
バルテス(株)	3,996
㈱クラウドワークス	2,792
㈱ビッグツリーテクノロジー&コンサルティング	1,836
その他	2,793
合計	21,923

ロ. 未払金

相手先	金額(千円)
大和証券オフィス投資法人	11,045
㈱フィールドマネージメント・ヒューマンリソース	10,206
㈱セプテニ	10,143
㈱ベクトル	9,720
AMEX International Inc.	8,540
その他	60,976
合計	110,630

ハ. 未払費用

相手先	金額(千円)
給与及び役員報酬等	35,230
鹿島建設(株)	21,568
港年金事務所	13,689
東京都情報サービス健康保険組合	7,438
大和証券(株)	3,240
その他	8,955
合計	90,121

二. 前受収益

品目	金額(千円)
サービス提供に係る前受収益	148,511
合計	148,511

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日まで
定時株主総会	毎事業年度末日の翌日から3ヶ月以内
基準日	毎事業年度末日
株券の種類	—
剰余金の配当の基準日	毎年3月31日 毎年9月30日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え（注）1.	
取扱場所	東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部
株主名簿管理人	東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社
取次所	みずほ信託銀行株式会社 全国各支店
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	—
単元未満株式の買取り（注）2.	
取扱場所	東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部
株主名簿管理人	東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社
取次所	みずほ信託銀行株式会社 全国各支店
買取手数料	無料
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。 公告掲載URL http://www.kaonavi.jp
株主に対する特典	該当事項はありません。

- (注) 1. 当社株式は、株式会社東京証券取引所への上場に伴い、社債、株式等の振替に関する法律第128条第1項に規定する振替株式となることから、当該事項はなくなる予定です。
2. 単元未満株式の買取りを含む株式の取扱いは、原則として証券会社等の口座管理機関を経由して行うことから、当該事項はなくなる予定です。ただし、特別口座に記録されている株式については、特別口座の口座管理機関であるみずほ信託銀行株式会社が直接取扱います。
3. 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利行使することができない旨、定款に定めております。
- (1)会社法第189条第2項各号に掲げる権利
 - (2)会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
 - (3)株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

該当事項はありません。

第四部【株式公開情報】

第1【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
平成29年3月24日	NVCC 6号投資事業有限責任組合 無限責任組合員 日本ベンチャーキャピタル株式会社 代表取締役社長 奥原 主一	東京都千代田区丸の内二丁目4番1号 丸の内ビルディング34階	特別利害関係者等(大株主上位10名)	合同会社RSIファンド1号 代表社員 川浪 幹人	東京都中央区銀座八丁目4番17号	特別利害関係者等(大株主上位10名)	普通株式 720	504,000,000 (700,000) (注) 5	移動前所有者の売却意向及び移動後所有者の資本参加による
平成29年3月24日	大和ベンチャーアー1号投資事業有限責任組合 無限責任組合員 大和企業投資株式会社 代表取締役 柳原 藤雄	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号 グラントウキョウノースタワー	特別利害関係者等(大株主上位10名)	合同会社RSIファンド1号 代表社員 川浪 幹人	東京都中央区銀座八丁目4番17号	特別利害関係者等(大株主上位10名)	普通株式 310	217,000,000 (700,000) (注) 5	移動前所有者の売却意向及び移動後所有者の資本参加による
平成29年3月28日	柳橋 仁機	東京都新宿区	特別利害関係者等(大株主上位10名、当社代表取締役社長)	柳橋 千弘	東京都新宿区	特別利害関係者等(大株主上位10名、当社役員の配偶者)	普通株式 19	無償 (注) 5	生前贈与(親族間移動)
平成29年3月28日	佐藤 寛之	東京都世田谷区	特別利害関係者等(大株主上位10名、当社取締役)	佐藤 菜津子	東京都世田谷区	特別利害関係者等(大株主上位10名、当社役員の配偶者)	普通株式 19	無償 (注) 5	生前贈与(親族間移動)
平成30年11月2日	—	—	—	大和ベンチャーアー1号投資事業有限責任組合 無限責任組合員 大和企業投資株式会社 代表取締役 柳原 藤雄	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号 グラントウキョウノースタワー	特別利害関係者等(大株主上位10名)	A種優先株式 △4,720 普通株式 4,720	—	(注) 6
平成30年11月11日	—	—	—	NVCC 7号投資事業有限責任組合 無限責任組合員 日本ベンチャーキャピタル株式会社 代表取締役社長 奥原 主一	東京都千代田区丸の内二丁目4番1号 丸の内ビルディング34階	特別利害関係者等(大株主上位10名)	A種優先株式 △2,360 普通株式 2,360	—	(注) 6
平成30年12月20日	—	—	—	柳橋 仁機	東京都新宿区	特別利害関係者等(大株主上位10名、当社代表取締役社長)	普通株式 220,000	1,100,000 (5) (注) 7	新株予約権の権利行使

- (注) 1. 当社は、東京証券取引所マザーズへの上場を予定しておりますが、株式会社東京証券取引所（以下「同取引所」という。）が定める有価証券上場規程施行規則（以下「同施行規則」という。）第253条の規定に基づき、特別利害関係者等が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して2年前の日（平成28年4月1日）から上場日の前日までの期間において、当社の発行する株式又は新株予約権の譲受け又は譲渡（上場前の公募等を除き、新株予約権の行使を含む。以下「株式等の移動」という。）を行っている場合には、当該株式等の移動の状況を同施行規則第219条第1項第2号に規定する「新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）」に記載するものとするとされております
2. 当社は、同施行規則第254条の規定に基づき、上場日から5年間、上記株式等の移動状況に係る記載内容についての記録を保存することとし、幹事取引参加者は、当社が当該記録を把握し、かつ、保存するための事務組織を適切に整備している状況にあることを確認するものとするとされております。また、当社は、当該記録につき、同取引所が必要に応じて行う提出請求に応じなければならないとされております。同取引所は、当社が当該提出請求に応じない場合は、当社の名称及び当該提出請求に応じない状況にある旨を公表することができるとされております。また、同取引所は、当該提出請求により提出された記録を検討した結果、上記株式等の移動の状況に係る記載内容が明らかに正確でなかったと認められる場合には、当社及び幹事取引参加者の名称並びに当該記載内容が正確でなかったと認められる旨を公表することができるとされております。
3. 特別利害関係者等の範囲は次のとおりであります。
- (1) 当社の特別利害関係者………役員、その配偶者及び二親等内の血族（以下「役員等」という。）、役員等により総株主の議決権の過半数が所有されている会社並びに関係会社及びその役員
- (2) 当社の大株主上位10名
- (3) 当社の人的関係会社及び資本的関係会社並びにこれらの役員
- (4) 金融商品取引業者等（金融商品取引法第28条第8項に規定する有価証券関連業を行う者に限る）並びにその役員、人的関係会社及び資本的関係会社
4. 平成30年3月28日付で普通株式及びA種優先株式1株につき10株の株式分割を行っており、また平成30年12月15日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っておりますが、上記「移動株数」及び「価格（単価）」は当該株式分割前の「移動株数」及び「価格（単価）」を記載しております。
5. 移動価格は、当事者間で協議の上決定した価格であります。
6. 株主の請求に基づき、平成30年11月2日付でA種優先株式4,720株、平成30年11月11日付でA種優先株式2,360株をそれぞれ自己株式として取得しております。また、その対価として平成30年11月2日付で普通株式4,720株、平成30年11月11日付で普通株式2,360株をそれぞれ交付しております。なお、平成30年11月12日開催の取締役会決議により、自己株式として保有するA種優先株式を同日付で全て消却しております。
7. 移動価格は、新株予約権の行使条件による価格であります。

第2【第三者割当等の概況】

1【第三者割当等による株式等の発行の内容】

項目	株式（1）	株式（2）	株式（3）
発行年月日	平成28年5月31日	平成29年11月15日	平成29年12月21日
種類	A種優先株式	普通株式	普通株式
発行数	708株	150株	250株
発行価格	425,000円 (注) 4	1,000,000円 (注) 4	1,000,000円 (注) 4
資本組入額	212,500円	500,000円	500,000円
発行価額の総額	300,900,000円	150,000,000円	250,000,000円
資本組入額の総額	150,450,000円	75,000,000円	125,000,000円
発行方法	有償第三者割当	有償第三者割当	有償第三者割当
保有期間等に関する確約	－	(注) 2	(注) 2

項目	新株予約権（1）	新株予約権（2）
発行年月日	平成30年3月31日	平成30年9月29日
種類	第4回新株予約権 (ストックオプション)	第5回新株予約権 (ストックオプション)
発行数	普通株式 1,683株	普通株式 446株
発行価格	100,000円 (注) 4	110,000円 (注) 4
資本組入額	50,000円	55,000円
発行価額の総額	168,300,000円	49,060,000円
資本組入額の総額	84,150,000円	24,530,000円
発行方法	平成30年3月12日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与（ストックオプション）に関する決議を行っております。	平成30年6月28日開催の定期株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与（ストックオプション）に関する決議を行っております。
保有期間等に関する確約	(注) 3	(注) 3

(注) 1. 第三者割当等による募集株式の割当て等に関する規制に関し、株式会社東京証券取引所（以下、「同取引所」という。）の定める規則等並びにその期間については、以下のとおりであります。

(1) 同取引所の定める有価証券上場規程施行規則（以下「同施行規則」という。）第255条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前より後において、第三者割当等による募集株式の割当てを行っている場合（上場前の公募等による場合を除く。）には、当該新規上場申請者は、割当てを受けた者との間で、書面により募集株式の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告並びに当該書面及び報告内容の公衆縦覧その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。

(2) 同取引所の定める同施行規則第259条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前より後において、役員又は従業員等に報酬として新株予約権の割当てを行っている場合には、当該新規上場申請者は、割当てを受けた役員又は従業員等との間で書面により報酬として割当てを受けた新株予約権の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所へ

の報告その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。

(3) 新規上場申請者が、前2項の規定に基づく書面の提出等を行わないときは、同取引所は新規上場申請の不受理又は受理の取消しの措置をとるものとしております。

(4) 当社の場合、新規上場申請日の直前事業年度の末日は、平成30年3月31日であります。

2. 同取引所の定める同施行規則第255条第1項第1号の規定に基づき、当社は、割当てを受けた者との間で、割当てを受けた株式(以下「割当株式」という。)を、原則として、割当てを受けた日から上場日以後6ヶ月間を経過する日(当該日において割当株式に係る払込期日又は払込期間の最終日以後1年間を経過していない場合には、割当株式に係る払込期日又は払込期間の最終日以後1年間を経過する日)まで所有する等の確約を行っております。
3. 同取引所の定める同施行規則第259条第1項第1号の規定に基づき、当社は割当てを受けた役員又は従業員等との間で、報酬として割当てを受けた新株予約権を、原則として割当てを受けた日から上場日の前日又は新株予約権の行使の日(いずれか早い日まで所有する等の確約を行っております)。
4. 発行価格は、DCF法(ディスカウンテッド・キャッシュフロー法)により算出した価格を総合的に勘案して決定しております。
5. 当社は、平成30年11月2日付及び平成30年11月11日付で、株主からの取得請求権行使に基づき、A種優先株式を自己株式として取得し、対価として普通株式を交付しております。また、当社が取得したA種優先株式について、平成30年11月12日開催の取締役会決議により、同日付で会社法第178条に基づき全て消却しております。
6. 新株予約権の行使時の払込金額、行使期間、行使の条件及び譲渡に関する事項については以下のとおりであります。

項目	新株予約権（1）	新株予約権（2）
行使時の払込金額	1株につき100,000円	1株につき110,000円
行使期間	平成32年3月13日から 平成40年3月12日まで	平成32年6月29日から 平成40年6月28日まで
行使の条件	「第二部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式 等の状況 (2) 新株予約権 等の状況 ①ストックオプ ション制度の内容」に記載 のとおりです。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	同上	同左

7. 平成30年3月28日付で普通株式及びA種優先株式1株につき10株の株式分割を行っており、また平成30年12月15日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っておりますが、上記「発行数」「発行価格」「資本組入額」及び「行使時の払込金額」は、当該株式分割前の「発行数」「発行価格」「資本組入額」及び「行使時の払込金額」を記載しております。

2 【取得者の概況】

株式（1）

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
大和ベンチャー1号投資事業有限責任組合 無限責任組合員 大和企業投資株式会社 代表取締役 柳原 藤雄 資本金 5,100百万円	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号 グラントウキョウ ノースタワー	投資事業組合	472	200,600,000 (425,000)	特別利害関係者等 (大株主上位10名)
NVCC 7号投資事業有限責任組合 無限責任組合員 日本ベンチャーキャピタル株式会社 代表取締役社長 奥原 主一 資本金 5,200百万円	東京都千代田区丸の内二丁目4番1号 丸の内ビルディング34階	投資事業組合	236	100,300,000 (425,000)	特別利害関係者等 (大株主上位10名)

(注) 平成30年3月28日付で普通株式及びA種優先株式1株につき10株の株式分割を行っており、また平成30年12月15日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っておりますが、上記「割当株数」「価格(単価)」は、当該株式分割前の「割当株数」「価格(単価)」を記載しております。

株式（2）

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
NVCC 8号投資事業有限責任組合 無限責任組合員 日本ベンチャーキャピタル株式会社 代表取締役社長 奥原 主一 資本金 7,100百万円	東京都千代田区丸の内二丁目4番1号 丸の内ビルディング34階	投資事業組合	150	150,000,000 (1,000,000)	特別利害関係者等 (大株主上位10名)

(注) 平成30年3月28日付で普通株式及びA種優先株式1株につき10株の株式分割を行っており、また平成30年12月15日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っておりますが、上記「割当株数」「価格(単価)」は、当該株式分割前の「割当株数」「価格(単価)」を記載しております。

株式（3）

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
合同会社RSIファンド1号 代表社員 川浪 幹人 資本金 9百万円	東京都中央区銀座八丁目4番17号	投資事業組合	200	200,000,000 (1,000,000)	特別利害関係者等 (大株主上位10名)
株式会社新生銀行 代表取締役社長 工藤 英之 資本金 512,204百万円	東京都中央区日本橋室町二丁目4番3号 日本橋室町野村ビル	金融機関	50	50,000,000 (1,000,000)	特別利害関係者等 (大株主上位10名)

(注) 平成30年3月28日付で普通株式及びA種優先株式1株につき10株の株式分割を行っており、また平成30年12月15日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っておりますが、上記「割当株数」「価格(単価)」は、当該株式分割前の「割当株数」「価格(単価)」を記載しております。

新株予約権（1）第4回新株予約権（平成30年3月12日の臨時株主総会決議）

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
佐藤 寛之	東京都世田谷区	会社役員	150	15,000,000 (100,000)	特別利害関係者等 (当社取締役)
伊藤 二郎	神奈川県藤沢市	会社役員	70	7,000,000 (100,000)	特別利害関係者等 (当社監査役)
山田 啓之	神奈川県藤沢市	会社役員	45	4,500,000 (100,000)	特別利害関係者等 (当社監査役)
足立 政治	東京都中央区	会社役員	45	4,500,000 (100,000)	特別利害関係者等 (当社監査役)

(注) 1. 平成30年12月15日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っておりますが、上記「割当株数」「価格(単価)」は、当該株式分割前の「割当株数」「価格(単価)」を記載しております。

2. 新株予約権証券の目的である株式の総数が1,000株以下である従業員（特別利害関係者等を除く）75名、割当株式の総数1,373株に関する記載は省略しております。

新株予約権（2）第5回新株予約権（平成30年6月28日の定時株主総会決議）

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
小林 傑	東京都江東区	会社役員	45	4,950,000 (110,000)	特別利害関係者等 (当社取締役)

(注) 1. 平成30年12月15日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っておりますが、上記「割当株数」「価格(単価)」は、当該株式分割前の「割当株数」「価格(単価)」を記載しております。

2. 新株予約権証券の目的である株式の総数が1,000株以下である従業員（特別利害関係者等を除く）32名、割当株式の総数401株に関する記載は省略しております。

3 【取得者の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

第3【株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
柳橋 仁機※1, 2	東京都新宿区	2,396,000 (415,000)	42.36 (7.34)
合同会社RSIファンド1号※1	東京都中央区銀座八丁目4番17号	1,230,000	21.74
大和ベンチャー1号投資事業有限責任組合※1	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号 グラントウキョウ ノースタワー	612,000	10.82
佐藤 寛之※1, 3	東京都世田谷区	256,000 (175,000)	4.53 (3.09)
株式会社アスパイア※1	東京都港区麻布十番二丁目21番6号 アクシア麻布2105	250,000	4.42
NVCC 7号投資事業有限責任組合※1	東京都千代田区丸の内二丁目4番1号 丸の内ビルディング34階	236,000	4.17
田丸 拓也※1	東京都文京区	160,000	2.83
NVCC 8号投資事業有限責任組合※1	東京都千代田区丸の内二丁目4番1号 丸の内ビルディング34階	150,000	2.65
株式会社新生銀行※1	東京都中央区日本橋室町二丁目4番3号 日本橋室町野村ビル	50,000	0.88
島 浩文※6	東京都北区	30,000 (30,000)	0.53 (0.53)
井上 萌子※6	東京都杉並区	25,000 (25,000)	0.44 (0.44)
柳橋 千弘※1, 5	東京都新宿区	19,000	0.34
佐藤 菜津子※1, 5	東京都世田谷区	19,000	0.34
福田 健※6	東京都文京区	12,000 (12,000)	0.21 (0.21)
鈴木 優一※6	東京都杉並区	10,000 (10,000)	0.18 (0.18)
持田 雄次※6	東京都江東区	10,000 (10,000)	0.18 (0.18)
和賀 勝彦※6	東京都渋谷区	9,500 (9,500)	0.17 (0.17)
藤田 豪人※6	東京都江戸川区	8,500 (8,500)	0.15 (0.15)
宮本 桃子※6	東京都世田谷区	8,500 (8,500)	0.15 (0.15)
石井 望※6	千葉県浦安市	8,500 (8,500)	0.15 (0.15)
平松 達矢※6	神奈川県横浜市青葉区	8,500 (8,500)	0.15 (0.15)
橋本 公隆※6	東京都世田谷区	8,300 (8,300)	0.15 (0.15)

氏名又は名称	住所	所有株式数（株）	株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合（%）
伊藤 二郎※ 4	神奈川県藤沢市	7,000 (7,000)	0.12 (0.12)
内田 壮※ 6	千葉県松戸市	5,500 (5,500)	0.10 (0.10)
高橋 佳朗※ 6	神奈川県川崎市高津区	5,000 (5,000)	0.09 (0.09)
最上 あす美※ 6	神奈川県横浜市港北区	5,000 (5,000)	0.09 (0.09)
深見 彩乃※ 6	東京都八王子市	5,000 (5,000)	0.09 (0.09)
足立 政治※ 4	東京都中央区	4,500 (4,500)	0.08 (0.08)
矢野 雅大※ 6	東京都目黒区	4,500 (4,500)	0.08 (0.08)
山田 啓之※ 4	神奈川県藤沢市	4,500 (4,500)	0.08 (0.08)
小林 優※ 3	東京都江東区	4,500 (4,500)	0.08 (0.08)
篠崎 順也※ 6	千葉県柏市	4,000 (4,000)	0.07 (0.07)
高橋 俊也※ 6	東京都杉並区	3,000 (3,000)	0.05 (0.05)
長谷川 悅也※ 6	東京都練馬区	3,000 (3,000)	0.05 (0.05)
佐藤 佳織※ 6	東京都新宿区	3,000 (3,000)	0.05 (0.05)
大山 瑠璃※ 6	東京都北区	2,500 (2,500)	0.04 (0.04)
萩尾 直幸※ 6	東京都品川区	2,500 (2,500)	0.04 (0.04)
飯塚 祥一郎※ 6	神奈川県川崎市宮前区	2,500 (2,500)	0.04 (0.04)
福井 拓之※ 6	東京都杉並区	2,500 (2,500)	0.04 (0.04)
廣辻 孝※ 6	兵庫県神戸市須磨区	2,500 (2,500)	0.04 (0.04)
生駒 正道※ 6	千葉県千葉市美浜区	2,500 (2,500)	0.04 (0.04)
山田 絵梨子※ 6	東京都大田区	2,500 (2,500)	0.04 (0.04)

氏名又は名称	住所	所有株式数（株）	株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合（%）
吉田 忠道※ 6	千葉県流山市	2,300 (2,300)	0.04 (0.04)
矢尻 真実※ 6	東京都杉並区	2,300 (2,300)	0.04 (0.04)
葛西 千秋※ 6	神奈川県横浜市中区	2,300 (2,300)	0.04 (0.04)
小野 佳乃子※ 6	東京都中央区	2,300 (2,300)	0.04 (0.04)
稻垣 智彦※ 6	東京都杉並区	2,300 (2,300)	0.04 (0.04)
奥園 美和※ 6	東京都三鷹市	2,300 (2,300)	0.04 (0.04)
江村 遊※ 6	東京都杉並区	2,000 (2,000)	0.04 (0.04)
川崎 祐※ 6	東京都杉並区	2,000 (2,000)	0.04 (0.04)
川端 晃代※ 6	東京都練馬区	2,000 (2,000)	0.04 (0.04)
河村 葉※ 6	東京都中野区	2,000 (2,000)	0.04 (0.04)
小笠 嵩幸※ 6	東京都新宿区	2,000 (2,000)	0.04 (0.04)
新田 彩瑛※ 6	東京都杉並区	2,000 (2,000)	0.04 (0.04)
北橋 濂※ 6	東京都新宿区	2,000 (2,000)	0.04 (0.04)
野沢 祥子※ 6	愛知県丹羽郡扶桑町	2,000 (2,000)	0.04 (0.04)
山口 沙央梨※ 6	東京都台東区	2,000 (2,000)	0.04 (0.04)
その他59名	—	32,300 (32,300)	0.57 (0.57)
計	—	5,656,900 (868,900)	100.00 (15.36)

(注) 1. 「氏名又は名称」欄の※の番号は、次のとおり株主の属性を示します。

1 特別利害関係者等（大株主上位10名） 2 特別利害関係者等（当社代表取締役） 3 特別利害関係者等（当社取締役） 4 特別利害関係者等（当社監査役） 5 特別利害関係者等（当社役員の配偶者）
6 当社従業員

2. () 内は、新株予約権による潜在株式数及びその割合であり、内数であります。

3. 株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

独立監査人の監査報告書

平成31年2月4日

株式会社カオナビ

取締役会 御中

有限責任 あづさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 小出 健治
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 佐藤 義仁
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社カオナビの平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第9期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社カオナビの平成29年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。

2. X B R Lデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成31年2月4日

株式会社カオナビ

取締役会 御中

有限責任 あづさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 小出 健治
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 佐藤 義仁
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社カオナビの平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第10期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社カオナビの平成30年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。
2. X B R Lデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成31年2月4日

株式会社カオナビ

取締役会 御中

有限責任 あづさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 小出 健治
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 佐藤 義仁
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社カオナビの平成30年4月1日から平成31年3月31日までの第11期事業年度の第3四半期会計期間（平成30年10月1日から平成30年12月31日まで）及び第3四半期累計期間（平成30年4月1日から平成30年12月31日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社カオナビの平成30年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかつた。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。
2. X B R Lデータは四半期レビューの対象には含まれていません。

